

米をめぐる関係資料

令和 3 年 2 月

農林水産省

目次

【① 我が国におけるコメの状況】		【③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】	28
○ 我が国におけるコメ	3	○ 令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けて(令和2年12月21日農林水産大臣談話)	29
○ 米の全体需給の動向(昭和35年～)	4	○ 各県における「生産の目安」の設定状況	30
○ 米の需要量及び販売価格の動向	5	○ 主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況	31
○ 米の用途別・年産別面積の推移	6	○ 水田活用の直接支払交付金	34
○ 米の流通経路別流通量の状況	7	○ 令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像	35
○ 米の流通の状況(平成16～30年産米)	8	○ 水田農業の高収益化の推進	36
○ 家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移	9	○ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	37
○ 家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	10	○ 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	38
○ 米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合	11	○ 小麦、大豆等の需要の拡大状況	39
○ 米の消費動向	12	○ 収入保険制度の実施	40
○ 主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)	13	○ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	41
○ (参考) 茶わん1杯のお米の値段	16	○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業	42
○ 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成18～31年)	17	○ 主食用米の需給安定の考え方について	43
○ 米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)	18	○ (参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例	44
○ 水田の利用状況の推移	19	○ 農業再生協議会について	45
○ 政府備蓄米の運営について	20	○ 需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)	46
○ 東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄	21	○ 全国的な推進組織について	47
○ 福島県における県産米の安全・安心確保への取組	22	○ 需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)	48
○ 令和2年産米の作付制限等の対象地域(令和元年産との比較)	23	○ 中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)	49
	24	○ (参考) 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	51
【② 食料・農業・農村基本計画】	25	○ (参考) 産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて	52
○ 食料・農業・農村基本計画:本文(米・水田農業関係抜粋)	26	○ 米の消費拡大	53
○ 食料・農業・農村基本計画:令和12年度における		○ 中食・外食向け米の多収品種	55
食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)	27	○ 生産コスト低減に向けた具体的な取組	56
		○ スマート農業実証プロジェクト	57
		○ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト	58
		○ スマート農業実証プロジェクト 採択数一覧	59
		○ 農産物規格・検査の見直しについて	60
		○ 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について	61
		○ 【参考】規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)	63
		○ 現行の農産物規格・検査の概要	64
		○ 米(玄米・精米)の物流合理化について	65

目次

【④ 新規需要米の取組状況】	66	【⑤ コメの輸出・輸入】	83
○ 飼料用米の取組状況	67	○ 食料・農業・農村基本計画におけるコメ・コメ加工品の輸出に係る位置づけ	84
○ 多収品種について	68	○ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 品目別輸出目標	85
○ 令和元年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	69	○ コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況	86
○ 飼料用米の供給状況	70	○ (参考)米の輸出数量及び輸出金額の推移	87
○ 配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制	71	○ パックご飯・米粉及び米粉の輸出実績の推移	88
○ (参考)飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)	72	○ 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)の概要	89
○ 飼料用米の需要情報について	73	○ 全米輸におけるこれまでの海外需要開拓の取組	90
○ 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援	74	○ コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組	91
○ 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組	75	○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクト(KKP)について	92
○ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例	76	○ (参考)中国向けコメ輸出の状況	93
○ 「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催	78	○ 経営規模・生産コスト等の内外比較	94
○ 米粉用米の状況	79	○ 日米の水稻栽培法の主な違い	95
○ 米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて	80	○ MA米をめぐる国際関係	96
○ 日本酒原料米の需要動向について	81	○ 総合的なTPP等関連政策大綱[米関係抜粋]	97
○ 酒造好適米の需要に応じた生産について	82	○ 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し	99
		○ 日EU・EPA交渉結果(コメ)	100
		○ 日米貿易協定交渉結果(コメ)	101
		○ 世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)	102
		○ コメ輸出国の動向	103

① 我が国におけるコメの状況

我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。

○ 我が国の食料自給率(令和元年度)

	カロリーベース	生産額ベース
平成30年度	37%	66%
	↓	↓
令和元年度	38%	66%

(参考)品目別供給熱量自給率

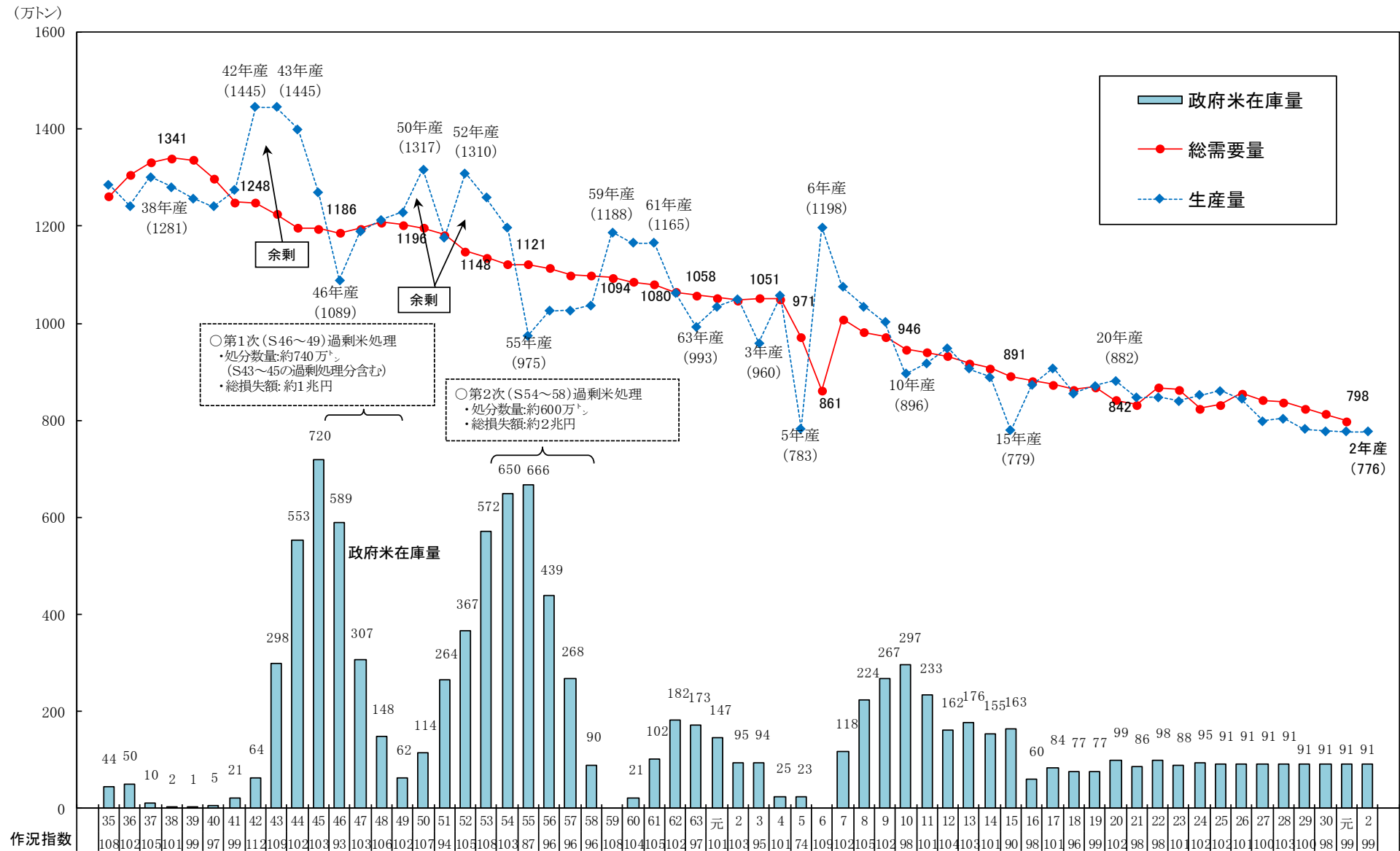
コメ	小麦	大豆	野菜	果実
98%	17%	22%	76%	32%
畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類	その他
15%	35%	3%	54%	23%

- ・農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメは100%近い自給率を維持。
- ・コメは、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。

○ 我が国におけるコメの重要性

- ・ 国民の主食であり、食文化の基礎
〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例. 団子、白玉)、米菓(例. せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- ・ 農業生産・農村経済の中核
〔農業生産額の約2割がコメ(H30)。全耕作地の半分以上が田(R1)。全農業経営体の7割が稲作(H30)。〕
- ・ 稲作や水田の有する多面的機能
〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。〕
- ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係
〔稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

米の全体需給の動向(昭和35年～)

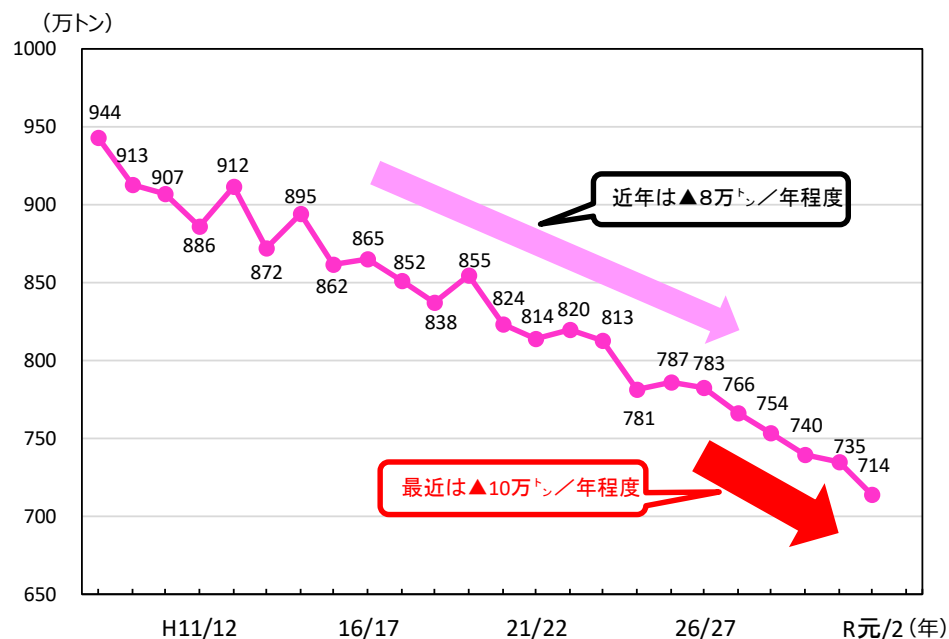


注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米・粟・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
5. 生産量は、「作物統計」における水稲と陸稲の収穫量の合計である。
6. 1人1年当たり消費量は、「食料需給表」(4月～3月)における1人当たり供給純食料(精米ベース)の1年当たり数量である。

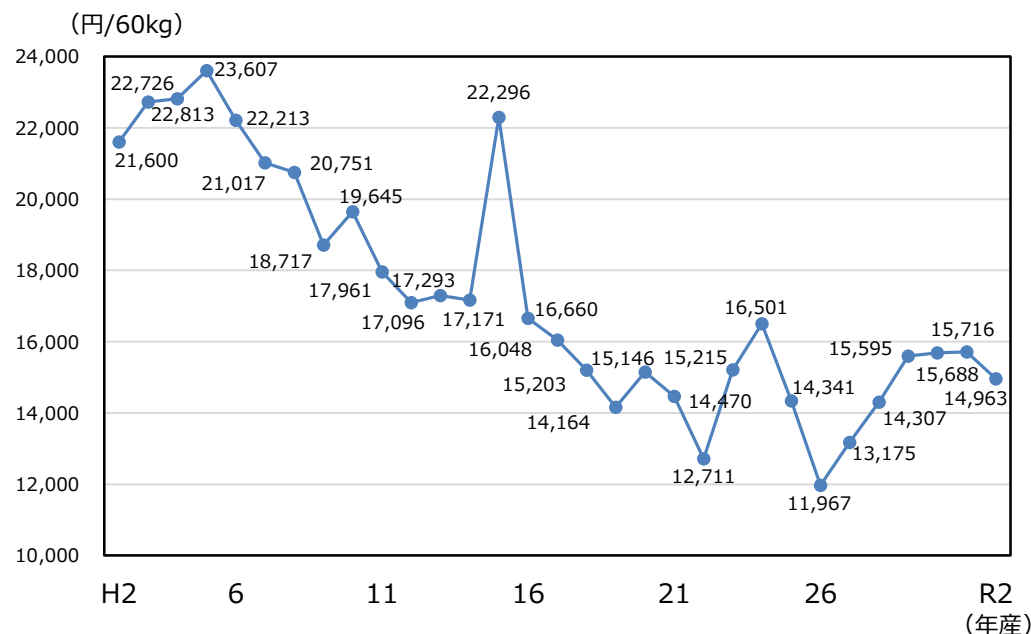
米の需要量及び販売価格の動向

- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近では人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大。
- 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移しているが、近年は堅調に推移。

【主食用米の需要量の推移】



【米の販売価格の推移】



資料：（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」
 注1：平成2～17年産までは（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。
 注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（令和2年産は令和3年1月）までの相対取引価格の平均値。
 注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

米の用途別・年産別面積の推移

(単位: 万ha)

用途 年産	主食用米	生産量 (万トン)	備蓄米	加工用米	新規 需要米						
						飼料用	WCS 〔 稲発酵 粗飼料稲〕	米粉用	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
H20	159.6	866	H22年産 までは、 主食用米 として生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	831		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	824		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	723	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0

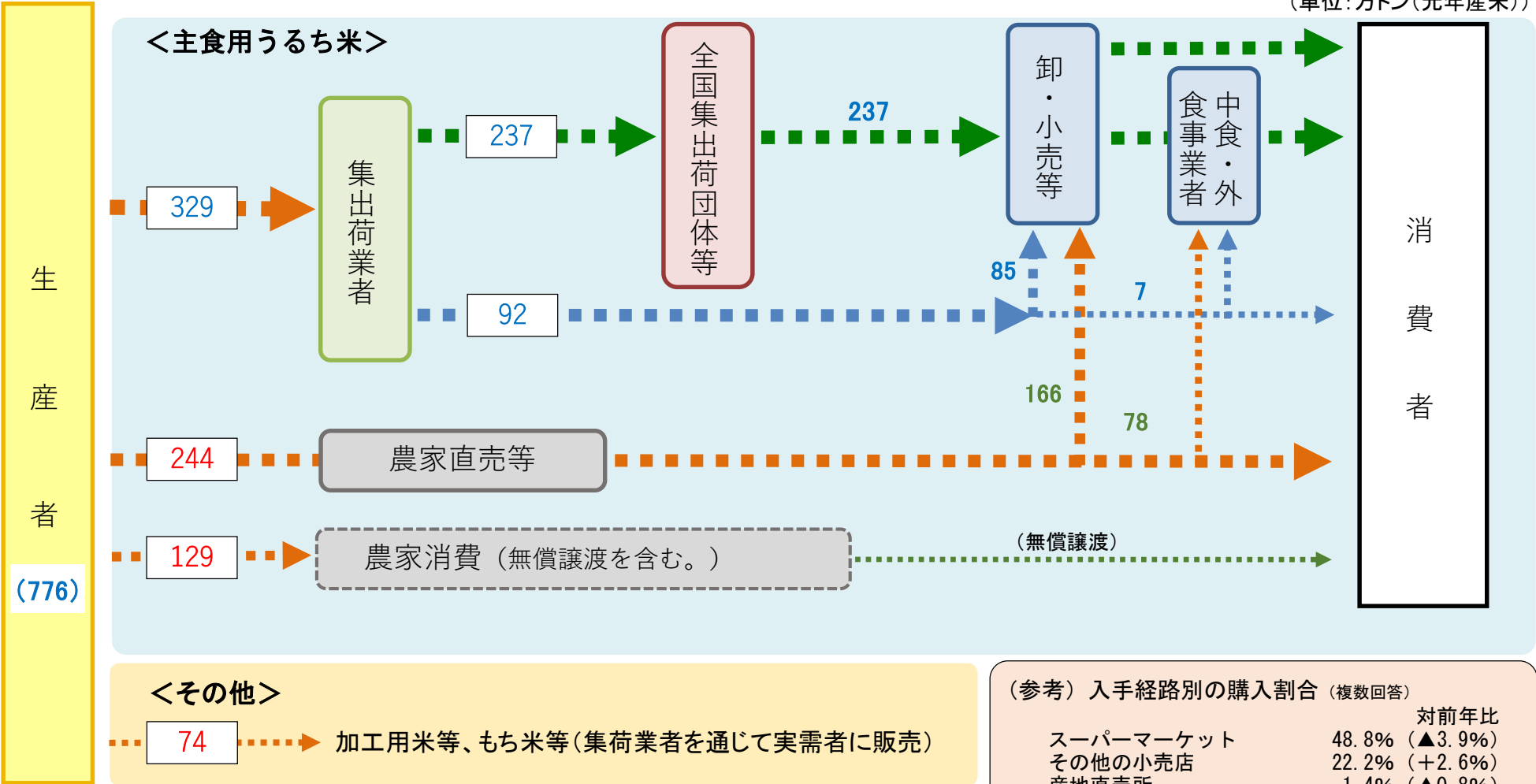
注1: 主食用米: 統計部公表値。備蓄米: 地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米: 取組計画認定面積。

注2: 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。

注3: ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。

米の流通経路別流通量の状況

(単位: 万トン(元年産米))



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量317万トンのうち19万トンが全集連系）

注2：「卸・小売等」には、中食・外食事業者及び加工事業者等を含む。

注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)		
		対前年比
スーパーマーケット	48.8%	(▲3.9%)
その他の小売店	22.2%	(+2.6%)
産地直売所	1.4%	(▲0.8%)
インターネット	9.9%	(+0.1%)
生産者から直接購入	4.4%	(▲1.6%)
無償譲渡	17.5%	(+2.7%)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出（令和元年4月から令和2年3月の年平均）

米の流通の状況（平成16～30年産米）

【生産段階】

（単位：万トン）

年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗	
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%
R元	776	100.0%	573	73.8%	129	16.6%	74	9.5%	30	3.9%	28	3.6%	16	2.0%

【出荷・販売段階】

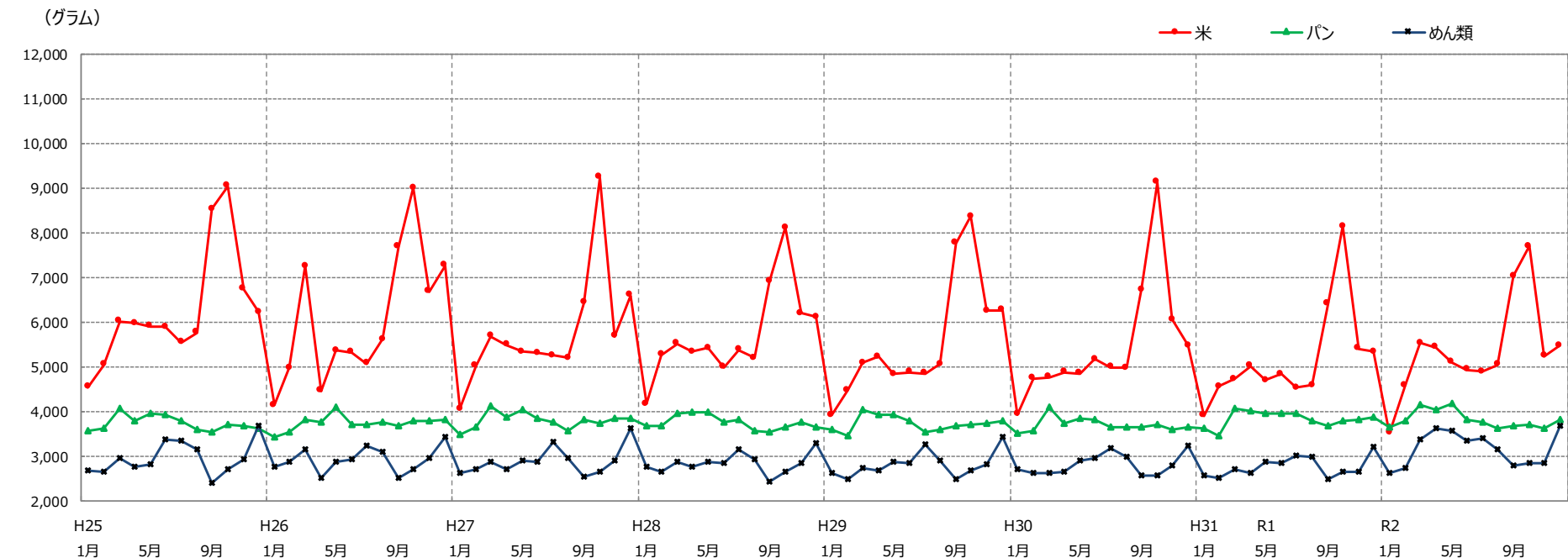
（単位：万トン）

年産	出荷・販売		農協		販売委託		直販		全集連系業者		販売委託		直販		生産者 直接販売等	
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%
30	576	74.0%	298	38.3%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%
R元	573	73.8%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%	21	2.7%	6	0.8%	14	1.9%	244	31.4%

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

- 注：1）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。
- 2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。
- 3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



(グラム)

		年間								月間											
		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
米	購入数量	75,170	73,050	69,510	68,740	67,270	65,750	62,200	64,530	3,520	4,600	5,540	5,440	5,110	4,940	4,900	5,060	7,040	7,710	5,250	5,480
	前年比	95.4%	97.2%	95.2%	98.9%	97.9%	97.7%	94.6%	103.7%	90.0%	100.9%	116.9%	108.2%	108.5%	102.1%	107.9%	110.2%	109.7%	94.5%	96.9%	102.4%
パン	購入数量	44,927	44,926	45,676	45,099	44,840	44,526	46,011	45,857	3,652	3,789	4,157	4,037	4,177	3,812	3,760	3,615	3,690	3,722	3,618	3,817
	前年比	100.3%	100.0%	101.7%	98.7%	99.4%	99.3%	103.3%	99.7%	100.7%	109.7%	102.2%	100.2%	106.6%	96.0%	95.2%	95.3%	99.9%	97.8%	94.5%	98.1%
めん類	購入数量	35,560	35,176	34,753	34,192	33,934	33,867	33,169	38,021	2,629	2,751	3,382	3,637	3,578	3,351	3,416	3,167	2,786	2,840	2,843	3,674
	前年比	99.3%	98.9%	98.8%	98.4%	99.2%	99.8%	97.9%	114.6%	102.0%	109.5%	124.3%	138.0%	124.9%	117.7%	113.7%	106.2%	112.6%	107.5%	106.8%	114.8%

資料：総務省「家計調査」家計収支編
(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2) 平成25年から令和元年については年間の購入数量・対前年比、令和2年は月間の購入数量・対前年同月比である。(注3) 米は精米ベースである。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		外食		ハンバーガー	
		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比			前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比	
平成25年	895,860	+1.9	28,093	▲2.2	27,974	▲1.1	17,170	▲2.2	1,193	▲4.9	3,313	▲1.3	78,948	+1.5	105,033	+0.4	165,246	+4.8	4,170	▲3.4
平成26年	913,261	+1.9	25,108	▲10.6	29,210	+4.4	17,295	+0.7	1,206	+1.1	3,430	+3.5	80,127	+1.5	108,066	+2.9	166,737	+0.9	3,712	▲11.0
平成27年	937,712	+2.7	22,981	▲8.5	30,507	+4.4	17,747	+2.6	1,234	+2.3	3,745	+9.2	83,027	+3.6	112,625	+4.2	169,626	+1.7	3,250	▲12.4
平成28年	947,618	+1.1	23,522	+2.4	30,294	▲0.7	17,606	▲0.8	1,202	▲2.6	4,061	+8.4	83,472	+0.5	118,296	+5.0	168,067	▲0.9	3,583	+10.2
平成29年	946,438	▲0.1	23,681	+0.7	29,957	▲1.1	17,300	▲1.7	1,146	▲4.7	4,077	+0.4	83,087	▲0.5	120,000	+1.4	168,646	+0.3	3,748	+4.6
平成30年	952,170	+0.6	24,314	+2.7	30,554	+2.0	17,368	+0.4	1,166	+1.7	4,282	+5.0	83,916	+1.0	122,930	+2.4	171,571	+1.7	4,099	+9.4
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	176,917	+3.1	4,576	+11.6
令和2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲31.7	5,100	+11.5
令和2年1月	76,011	+0.3	1,402	▲5.9	2,515	▲0.7	1,335	+2.9	90	▲3.2	384	+2.4	6,824	▲0.7	10,424	+4.5	15,458	+4.8	396	+2.3
令和2年2月	75,469	+5.5	1,779	+6.5	2,625	+2.9	1,442	+14.1	119	+21.4	439	+17.7	7,370	+5.7	10,253	+10.1	12,902	+3.4	369	+10.8
令和2年3月	79,509	▲1.0	2,132	+16.3	2,798	▲3.5	1,825	+27.6	161	+43.8	535	+22.1	7,680	▲5.1	10,526	+3.3	10,744	▲30.6	435	▲2.5
令和2年4月	73,919	▲4.6	2,110	+12.4	2,680	▲6.3	1,921	+38.0	181	+70.8	473	+21.0	6,384	▲8.9	9,996	▲1.1	5,127	▲64.8	427	+21.0
令和2年5月	78,272	▲3.4	1,921	+7.6	2,742	▲1.1	1,909	+27.9	138	+42.3	400	+13.6	6,860	▲5.6	10,558	+2.3	6,547	▲58.9	495	+41.4
令和2年6月	77,246	▲0.3	1,880	+4.4	2,543	▲3.9	1,813	+16.3	109	+13.5	359	+7.5	6,519	▲0.4	10,257	+3.9	8,563	▲38.0	345	▲2.5
令和2年7月	79,290	▲0.7	1,877	+9.6	2,603	▲3.6	1,866	+10.0	114	+20.0	395	+13.5	6,790	▲4.0	11,306	+0.8	9,646	▲32.5	384	+1.3
令和2年8月	85,038	▲1.1	1,925	+9.6	2,527	▲4.9	1,846	+11.5	112	+19.1	368	▲2.9	7,686	▲6.9	11,590	+1.5	11,031	▲36.3	496	+11.2
令和2年9月	78,710	▲1.5	2,403	+2.9	2,519	▲1.3	1,552	+15.9	115	+22.3	460	+15.3	6,579	▲0.8	10,587	+1.6	10,271	▲27.9	451	+8.9
令和2年10月	79,878	+3.0	2,604	▲11.5	2,635	▲0.6	1,517	+4.9	110	+10.0	441	▲6.6	6,717	+4.3	10,904	+2.4	11,555	▲11.2	411	+17.1
令和2年11月	79,781	+1.5	1,847	▲6.1	2,583	▲2.1	1,540	+11.8	107	+20.2	441	+14.0	6,851	+0.0	10,966	+3.1	11,675	▲20.4	421	+17.6
令和2年12月	99,252	▲0.8	2,041	▲0.0	2,685	▲0.6	2,037	+15.6	120	+25.0	554	+16.1	9,273	▲2.0	15,125	+6.0	10,543	▲35.5	470	+16.0

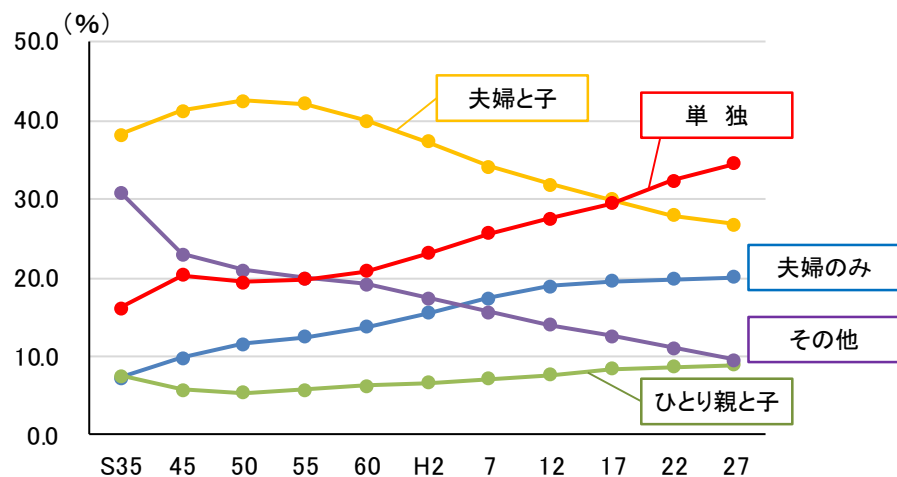
資料：総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2)平成25年から令和元年については年間の支出金額・対前年比、令和2年は月間の支出金額・対前年同月比である。(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

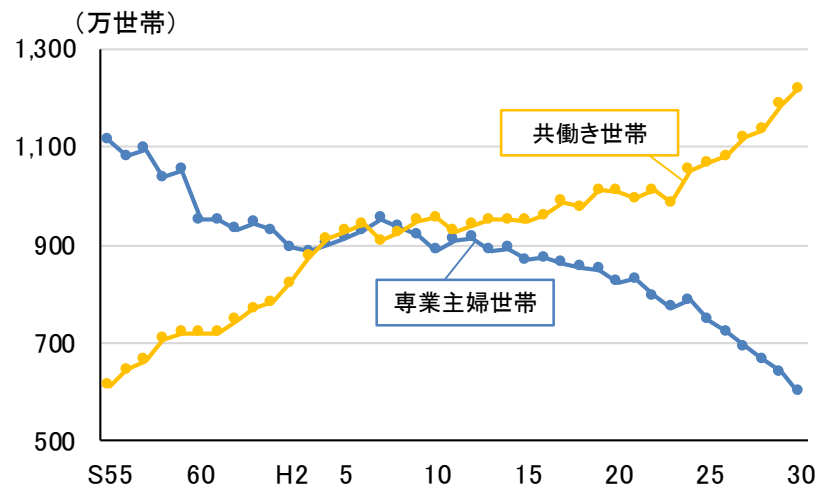
- 世帯構成の変化(単身世帯の増加)、女性の社会進出(共働き世帯の増加)等の社会構造の変化により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が年々低下する一方で、中食・外食の占める割合は年々増加傾向にある。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



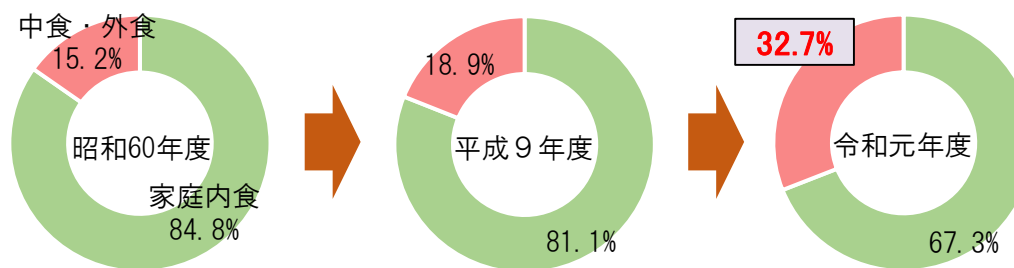
資料：国立社会保障・人口問題研究所「家族類型別世帯数および割合」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



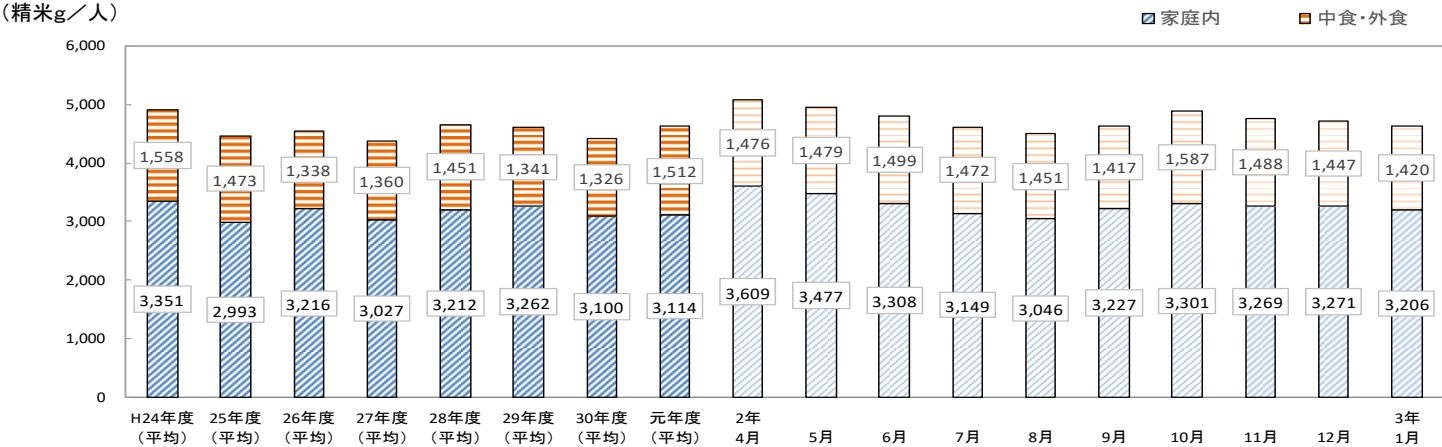
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



	精米消費量(g)					内訳比率(%)					前年同月比(%)				
	合計					合計					合計				
		家庭内	中・外食				家庭内	中・外食				家庭内	中・外食		
			中食	外食				中食	外食				中食	外食	
平成24年度	4,909	3,351	1,558	900	658	100.0	68.3	31.7	18.3	13.4	1.4	4.4	▲4.4	▲3.1	▲6.1
25年度	4,466	2,993	1,473	846	627	100.0	67.0	33.0	18.9	14.0	▲9.0	▲10.7	▲5.5	▲6.0	▲4.7
26年度	4,554	3,216	1,338	758	580	100.0	70.6	29.4	16.6	12.7	2.0	7.5	▲9.2	▲10.4	▲7.5
27年度	4,386	3,027	1,360	793	567	100.0	69.0	31.0	18.1	12.9	▲3.7	▲5.9	1.6	4.6	▲2.2
28年度	4,663	3,212	1,451	852	599	100.0	68.9	31.1	18.3	12.8	6.3	6.1	6.7	7.4	5.6
29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲1.3	1.6	▲7.6	▲8.8	▲5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲3.8	▲5.0	▲1.1	0.6	▲3.5
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
令和2年 4月	5,085	3,609	1,476	1,095	382	100.0	71.0	29.0	21.5	7.5	3.3	11.6	▲12.7	11.8	▲46.2
5月	4,956	3,477	1,479	1,032	447	100.0	70.2	29.8	20.8	9.0	2.2	8.3	▲9.8	6.6	▲33.5
6月	4,807	3,308	1,499	969	531	100.0	68.8	31.2	20.2	11.0	4.2	5.9	0.5	11.9	▲14.9
7月	4,620	3,149	1,472	950	521	100.0	68.2	31.9	20.6	11.3	2.7	2.9	2.4	13.8	▲13.6
8月	4,496	3,046	1,451	935	515	100.0	67.7	32.3	20.8	11.5	6.5	9.5	0.7	13.7	▲16.8
9月	4,643	3,227	1,417	871	545	100.0	69.5	30.5	18.8	11.7	7.9	13.5	▲3.0	3.4	▲12.1
10月	4,888	3,301	1,587	992	595	100.0	67.5	32.5	20.3	12.2	0.0	0.5	▲0.9	3.3	▲7.2
11月	4,757	3,269	1,488	943	544	100.0	68.7	31.3	19.8	11.4	▲1.6	▲0.8	▲3.3	1.6	▲10.8
12月	4,718	3,271	1,447	955	492	100.0	69.3	30.7	20.2	10.4	4.0	7.6	▲3.3	11.6	▲23.1
令和3年 1月	4,626	3,206	1,420	951	470	100.0	69.3	30.7	20.6	10.2	1.4	5.1	▲6.0	7.2	▲24.7

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
注：1 平成24～令和元年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。
2 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。
3 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。
4 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成22年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。
5 四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【購入・入手経路（複数回答）】

単位：％

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月
デパート	0.7	1.2	1.8	1.5	1.4	1.4	1.0	0.5	1.3	0.9	1.3	1.8	2.7	0.7	0.6	1.9	1.7
スーパーマーケット	47.4	48.7	48.1	49.7	49.4	52.7	50.1	52.5	51.0	48.8	54.6	50.2	50.4	47.1	48.0	48.8	49.6
ドラッグストア	3.8	4.1	3.7	3.7	4.3	4.8	5.9	5.2	5.5	6.6	4.7	5.9	4.3	5.0	5.6	5.2	6.0
ディスカウントストア	2.8	2.4	2.5	2.8	3.1	2.8	3.2	4.1	4.4	5.3	4.1	4.3	4.3	3.3	3.3	3.1	4.4
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.2	0.5	0.2	0.6	0.2
生協(店舗・共同購入含む)	7.1	8.2	7.8	8.1	6.9	6.5	5.9	6.3	6.8	5.9	6.6	7.9	8.1	7.9	6.2	7.8	7.2
農協(店舗・共同購入含む)	1.6	1.5	1.0	1.5	1.6	1.2	1.3	1.5	1.0	1.2	1.3	1.4	1.0	0.9	1.1	1.0	0.7
米穀専門店	3.8	3.5	3.7	2.7	2.8	2.7	2.4	2.4	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.8	2.2	2.6	2.3
産地直売所	1.8	2.0	1.5	1.8	2.0	2.2	1.0	0.9	1.0	1.4	0.9	1.0	1.7	1.0	0.9	1.4	1.3
生産者から直接購入	6.8	6.7	5.2	6.2	7.1	6.0	5.9	4.3	4.4	5.0	5.2	4.9	5.3	5.7	4.9	4.4	4.8
インターネットショップ	10.0	8.7	9.7	9.6	10.0	9.8	8.1	10.0	10.3	9.5	8.2	8.4	10.2	9.5	9.8	9.9	11.0
家族・知人などから無償で入手	20.8	19.5	20.3	17.2	16.2	14.8	17.8	13.3	13.5	14.0	12.3	15.1	15.9	19.4	17.9	17.5	14.4
その他	1.6	2.6	2.6	3.2	2.5	2.3	3.4	5.2	4.4	3.8	4.1	3.2	3.2	3.8	5.1	4.3	4.1

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注) 平成25～令和元年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】 (円/kg)

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	(店舗・共同購入含む)	(店舗・共同購入含む)	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショップ	有効調査世帯数
令和元年度	618	399	355	323	※545	424	477	473	434	373	494	－
令和2年4月	※422	383	409	387	※506	445	385	456	※427	387	514	2,321
5月	521	413	360	341	※489	448	370	431	376	346	485	2,164
6月	※473	398	353	364	※1,500	475	420	447	401	353	486	2,049
7月	430	408	356	313	※312	419	435	552	※453	390	498	1,953
8月	501	396	380	386	※430	437	404	499	375	414	498	1,885
9月	517	395	396	381	※455	487	439	462	523	386	465	1,810
10月	※484	396	382	330	※460	403	※387	479	436	313	519	2,062
11月	※578	396	383	324	※453	426	399	477	※433	355	441	1,940
12月	598	408	395	326	※497	410	389	461	380	338	528	1,877
令和2年1月	513	422	356	363	※367	368	※386	532	247	340	527	1,776

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。
(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。
(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】 (kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成26年度	月末在庫数量	6.8	6.8	6.5	6.3	6.5	6.8	7.3	7.5	7.8	7.1	6.8	6.6	6.9	3.0
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
27年度	月末在庫数量	6.0	6.2	6.2	6.3	6.4	6.6	6.9	7.1	7.3	7.1	6.8	6.6	6.6	▲4.3
	平均世帯人員	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.41	2.41	2.40	2.41	2.41	2.41	2.40	－
28年度	月末在庫数量	6.5	6.4	6.2	6.2	6.2	6.2	6.7	7.0	7.7	7.5	6.7	6.6	6.7	1.5
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
29年度	月末在庫数量	6.1	6.2	5.9	6.0	6.0	6.1	6.7	6.8	7.0	6.9	6.4	6.4	6.4	▲4.5
	平均世帯人員	2.33	2.32	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
令和元年度	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2	6.2	6.5	6.6	6.3	6.3	6.5	6.2	▲3.1
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	－
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7	6.6			6.5	4.8
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33			2.33	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」
(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が平成26～28年度はH22国勢調査、平成29～令和元年度はH27国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で集計した。
(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。
四半期ごとに継続的に調査。

- アンケート回答数 56組合員
- 調査期間 令和2年12月24日(木)～令和3年1月14日(木)

1. 現在(令和2年12月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	7.1%	10.7%	14.3%	33.9%	33.9%
<仕向先別>						
(小売店向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	11.8%	23.5%	20.6%	23.5%	20.6%
中小スーパー	100.0%	5.8%	23.1%	17.3%	32.7%	21.2%
米穀専門店	100.0%	4.0%	4.0%	24.0%	30.0%	38.0%
その他	100.0%	10.3%	7.7%	20.5%	25.6%	35.9%
(外食産業向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	2.1%	6.3%	8.3%	37.5%	45.8%
中食向け	100.0%	3.8%	15.1%	26.4%	30.2%	24.5%
給食向け	100.0%	3.8%	0.0%	44.2%	32.7%	19.2%

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和2年9月)と比較した令和2年12月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	19.6%	25.0%	26.8%	23.2%	5.4%	57.6

(参考) 前回調査 令和2年6月と比較した令和2年9月の動き

100.0%	8.9%	8.9%	0%	35.6%	46.7%	24.4
--------	------	------	----	-------	-------	------

(2) 令和2年12月から3ヶ月後(令和3年3月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	1.8%	10.7%	35.7%	37.5%	14.3%	37.1

(参考) 前回調査 令和2年9月から3ヶ月後(令和2年12月頃)の見通し

100.0%	0.0%	28.9%	28.9%	26.7%	15.6%	42.8
--------	------	-------	-------	-------	-------	------

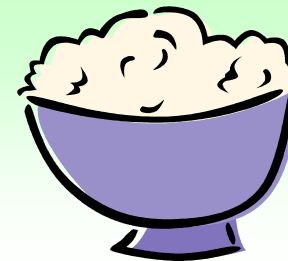
*1. 赤字は、最頻値及びDI値。
*2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

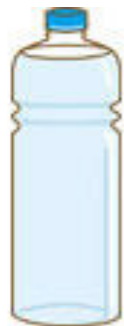
(参考) 茶わん1杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

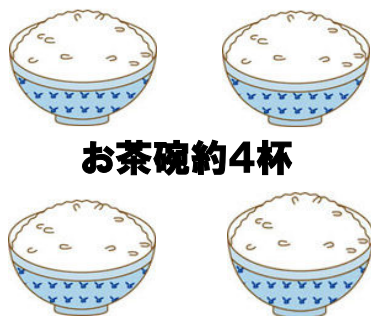
○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、2,036円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約26円** となります。※



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり2,010円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年1月))で算出。



=

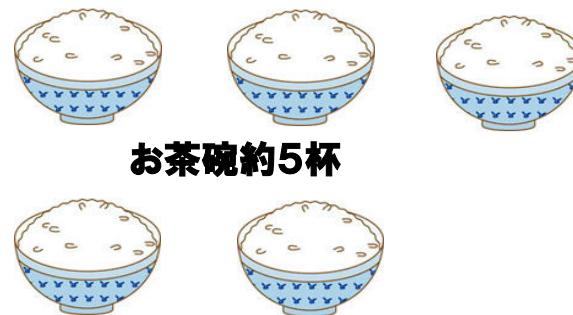


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)99円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)2019年度平均価格」
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数（平成18～31年）

- 都道府県全体では、一貫して農家数は減少（平成18年 1,369千戸→31年 761千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農家が1/3を占め、全体に占める割合も倍増（平成18年 16.7%→31年 33.3%）。都府県では1ha未満農家数が2/3を占めるものの、5ha以上作付している農家の数・割合が増加しており（平成18年 21千戸（1.6%）→31年 33千戸（4.4%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成18年	18	4	4	6	3	1,351	987	250	59	34	21
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(16.7)	(100.0)	(73.1)	(18.5)	(4.4)	(2.5)	(1.6)
平成19年	18	4	4	6	4	1,308	943	246	60	37	22
	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(22.2)	(100.0)	(72.1)	(18.8)	(4.6)	(2.8)	(1.7)
平成20年	17	4	4	5	4	1,259	904	231	63	37	24
	(100.0)	(23.5)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.3)	(5.0)	(2.9)	(1.9)
平成21年	17	3	4	5	4	1,225	880	226	59	35	24
	(100.0)	(17.6)	(23.5)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(71.8)	(18.4)	(4.8)	(2.9)	(2.0)
平成22年	16	4	3	5	4	1,144	843	190	54	35	22
	(100.0)	(25.0)	(18.8)	(31.3)	(25.0)	(100.0)	(73.7)	(16.6)	(4.7)	(3.1)	(1.9)
平成23年	17	5	3	5	4	1,141	827	194	53	37	29
	(100.0)	(29.4)	(17.6)	(29.4)	(23.5)	(100.0)	(72.5)	(17.0)	(4.6)	(3.2)	(2.5)
平成24年	15	4	3	5	4	1,042	763	174	48	33	24
	(100.0)	(26.7)	(20.0)	(33.3)	(26.7)	(100.0)	(73.2)	(16.7)	(4.6)	(3.2)	(2.3)
平成25年	14	3	3	4	3	1,013	732	171	50	34	26
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(20.0)	(100.0)	(72.3)	(16.9)	(4.9)	(3.4)	(2.6)
平成26年	14	3	3	4	4	982	702	170	50	33	27
	(100.0)	(20.0)	(20.0)	(26.7)	(26.7)	(100.0)	(69.3)	(16.8)	(4.9)	(3.3)	(2.7)
平成27年	13	3	2	4	4	939	660	159	50	36	35
	(100.0)	(23.1)	(15.6)	(31.4)	(29.9)	(100.0)	(70.3)	(16.9)	(5.3)	(3.8)	(3.7)
平成28年	12	3	2	4	4	859	593	153	50	33	30
	(100.0)	(25.0)	(17.5)	(29.2)	(35.0)	(100.0)	(69.0)	(17.8)	(5.8)	(3.8)	(3.5)
平成29年	12	3	2	4	4	805	551	143	47	33	31
	(100.0)	(23.3)	(17.5)	(33.3)	(33.3)	(100.0)	(68.4)	(17.8)	(5.8)	(4.1)	(3.9)
平成30年	13	3	2	4	4	777	527	140	45	33	32
	(100.0)	(23.4)	(16.4)	(27.3)	(32.8)	(100.0)	(67.8)	(18.0)	(5.8)	(4.2)	(4.1)
平成31年	12	3	2	4	4	749	503	137	44	33	33
	(100.0)	(22.5)	(15.0)	(29.2)	(33.3)	(100.0)	(67.1)	(18.2)	(5.8)	(4.4)	(4.4)

注：平成22、27年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

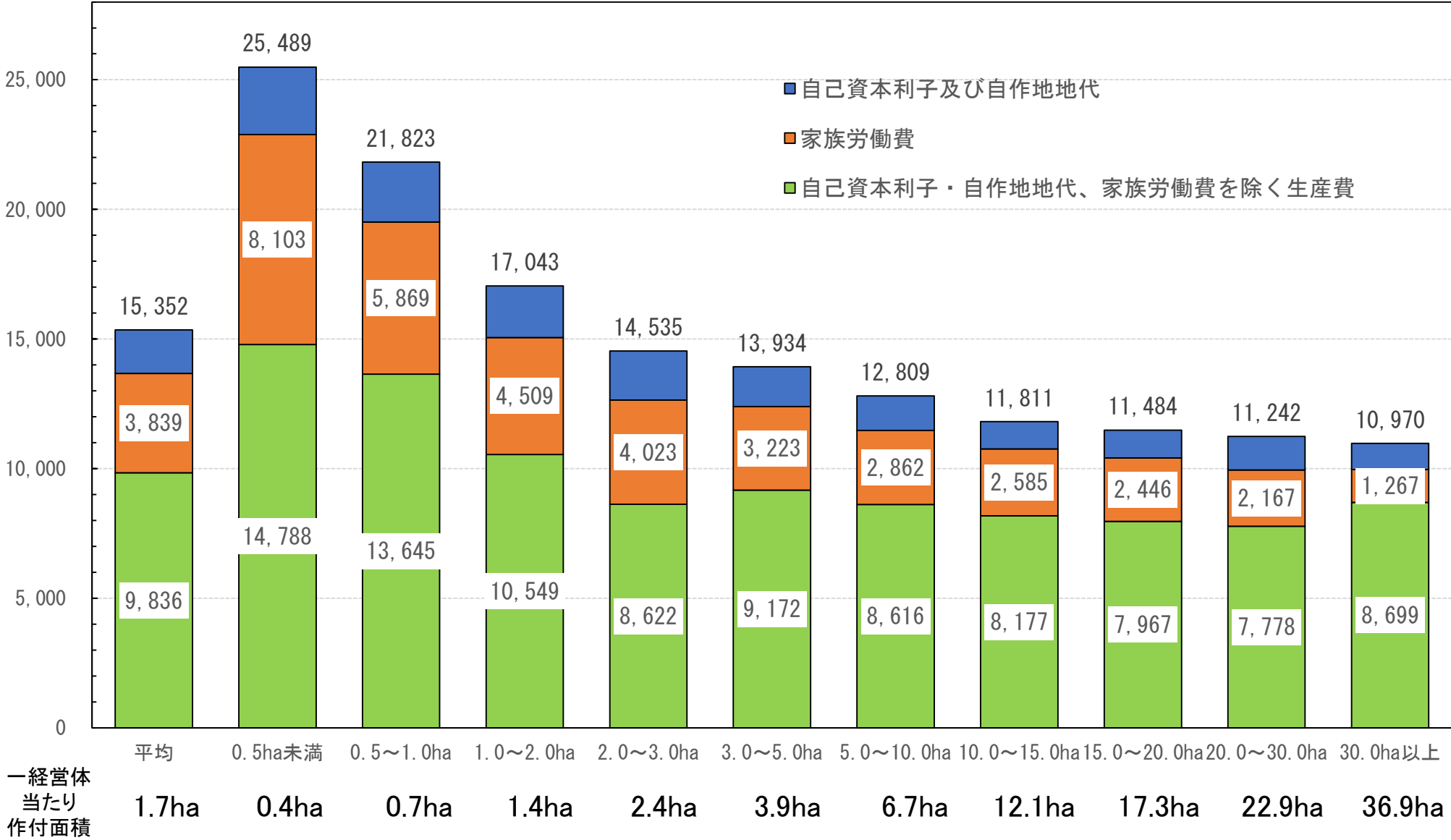
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農家数）：千戸
下段（割合）：％

米の作付規模別60kg当たり生産費(平成30年産)

(円/60kg)

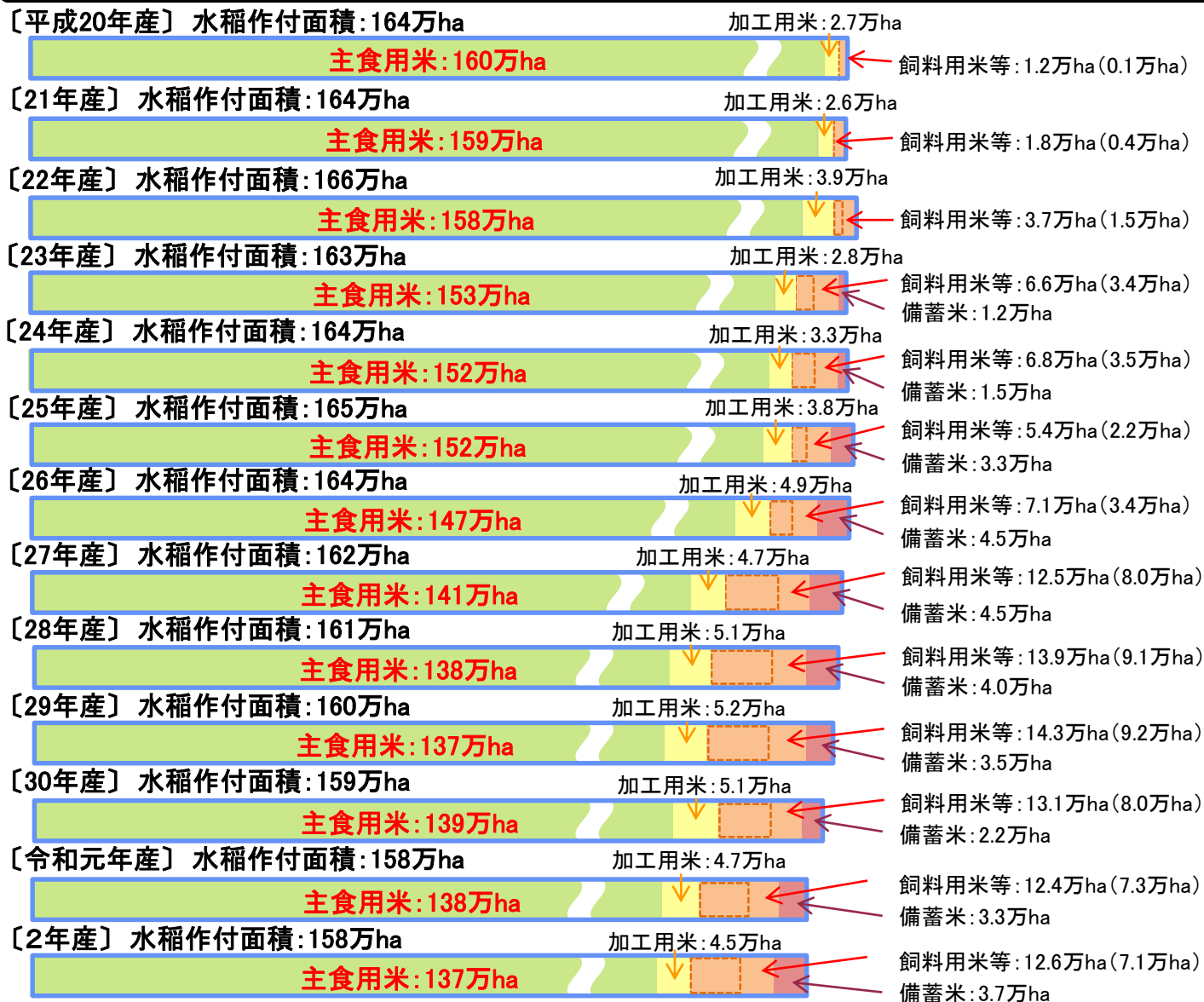


出典:平成30年産農産物生産費(確報)

水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。

※ 、()は飼料用米のみの面積



大豆:13万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:18万ha

※ 水稲、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等):「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米:穀物課調べ

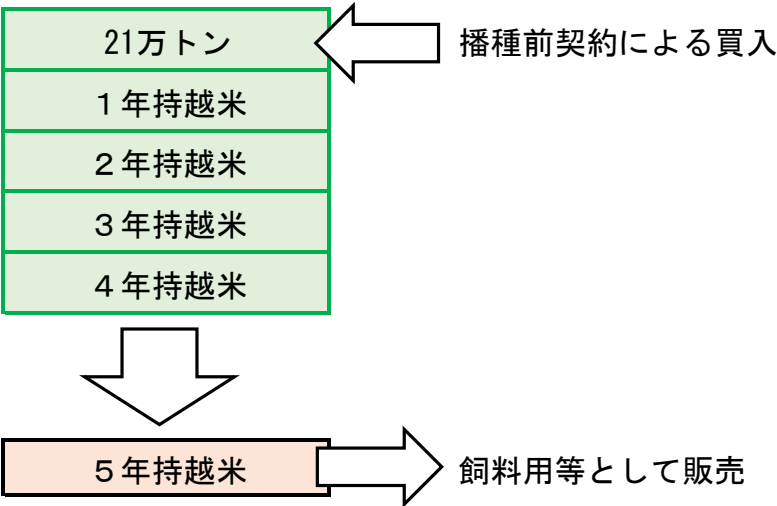
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

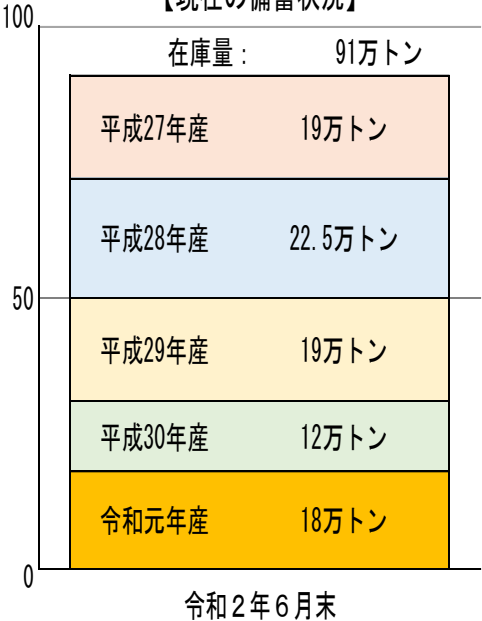


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成27年産	25万トン
平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- ・備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

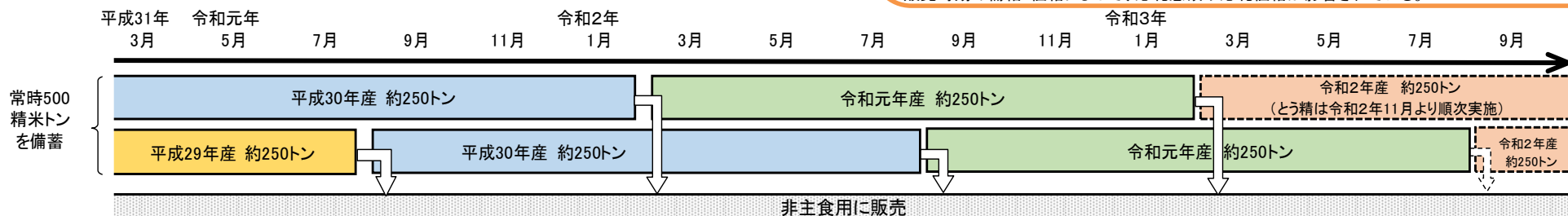
○ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール（予定）

（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。
- ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。
- ※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。
- （参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。
- ・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。
- ・無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている（全国無洗米協会の濁度基準による）。
- ・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（「-1」は「わずかに不良」）。
- ・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
H26年 1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
H26年 3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252	1,971	411	12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159			7ヶ月
	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年 10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	625	171	12ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	164	97	6ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応れ意欲や応れ価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施
平成27年産米以降は基準値※超過なし
- 令和2年産米からモニタリング(抽出)検査に移行(旧避難指示区域等を除く)

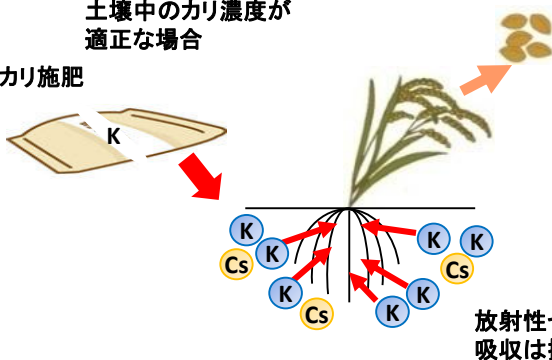
米の全量全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が
適正な場合

カリ施肥



放射性セシウムの
吸収は抑制される

○全量全袋検査の検査結果

(出典) ふくしまの恵み安全対策協議会 令和3年1月31日現在

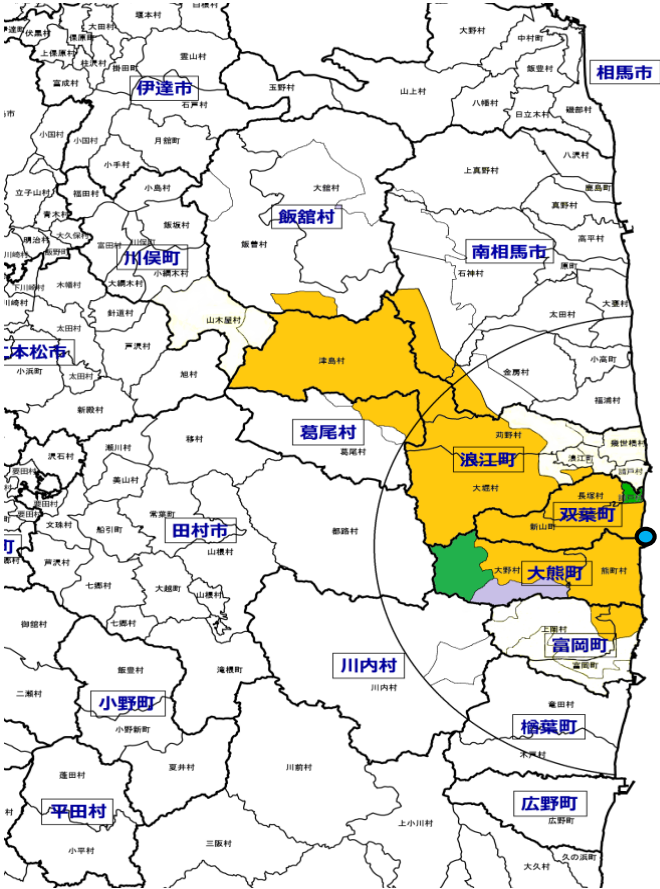
年度	検査点数	基準超過 点数※1	基準値超過 割合(%)※1
平成25年度	11,006,552	28	0.0003
平成26年度	11,014,971	2	0.00002
平成27年度	10,498,720	0	0
平成28年度	10,266,012	0	0
平成29年度	9,976,698	0	0
平成30年度	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※2	307,422	0	0

※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

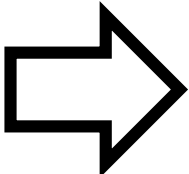
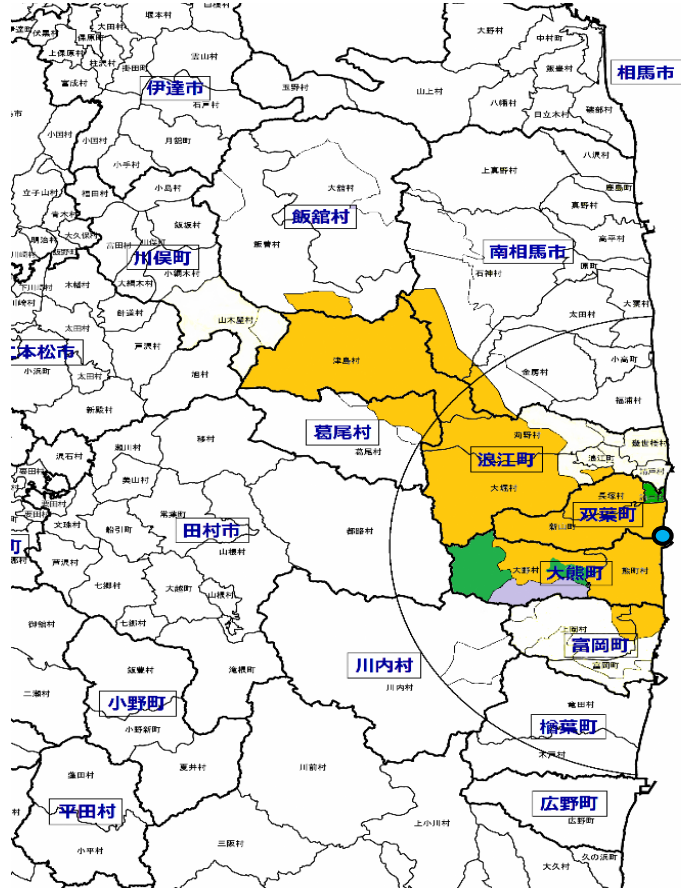
※2 令和2年産については、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値

令和2年産米の作付制限等の対象地域(令和元年産との比較)

令和元年産米



令和2年産米

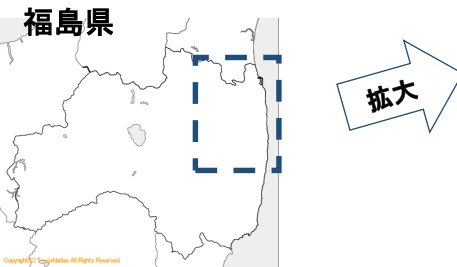


作付制限
作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培
除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

● 福島第一原子力発電所



② 食料・農業・農村基本計画

【令和2年3月31日閣議決定】

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（6）需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連担化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析してほ場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じて生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年) 〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けて(令和2年12月21日農林水産大臣談話)

米の生産については、平成30年産から生産数量目標の配分を廃止し、需要に応じた生産・販売を推進してきました。

今後も人口減少等により、残念ながら国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年産の需給については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面しています。

需給と価格の安定を図るためには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（平年作ベースの生産量に換算すると36万トン）もの作付転換が必要です。これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねません。まさに正念場を迎えています。

令和2年度第3次補正予算と本日閣議決定された令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込みました。その中で、輸出等の新市場の開拓や、近年、需要が高まりつつある国産麦・大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大などを支援してまいります。また、自然災害が頻発する中でも飼料用米に安心して取り組める環境を整備することとしています。

また、コロナ禍の対策として措置した事業も活用した米の消費拡大や、主食用米の長期計画的な販売といった取組にさらに力を入れていくことも欠かせません。政府としても引き続き関係者と連携して必要な対策を推進していく所存です。

産地や農家・生産法人、都道府県・市町村、集出荷業者、流通・販売事業者など全ての関係の皆様におかれましては、今こそ一丸となって、オールジャパンで、今回措置する施策を最大限活用し、需要に応じた米の生産・販売に積極的に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主食用米はもとより、新市場開拓用米、麦・大豆、高収益作物や、加工用米、飼料用米など、いずれも需要に応じた生産・販売が原点であり、国民への食料の安定供給、食料自給率・自給力の向上には不可欠な要素です。

全国各地で関係者が創意工夫を行い、水田農業における所得の向上と地域の発展が実現されるよう、国としても環境整備に全力で取り組んでまいります。

各県における「生産の目安」の設定状況

- ・ 昨年12月以降、各県において「生産の目安」が順次設定されたところ。
- ・ 各県農業再生協議会等において、国の需給見通しや産地の需要動向等を踏まえて主体的に作成。
- ・ 主産県に対しては、令和3年度水田農業関連対策や直近の在庫状況を踏まえ、見直しが必要かどうかを含めて、関係者間で十分な検討を促しているところ。

【各県の設定の考え方】

(1) 国の基本指針における生産量の見通し等を踏まえて算出(25県)

- ① 国の基本指針における生産量の見通しに29年産までの各県別の生産数量目標の県シェア等に乗じるなどして算出
(17県)

岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ② 国の基本指針における生産量の見通しの対前年減少率を前年目安に乗じるなどして算出(5県)

栃木県、群馬県、石川県、長野県、岡山県

- ③ ①に新たな需要増加分、在庫増加分等を加味して算出(3県)

宮城県、秋田県、山形県

(2) 地域協議会による需要動向の積上げや独自の需要見込み等により算出(18県)

北海道、青森県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県

※ 東京都、神奈川県、大阪府及び島根県は目安等を作成していない。

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ①

	設定の考え方
北海道	「生産の目安」(公表日2020/12/15) ○ 北海道の令和3年産の主食用米の生産の目安は、数量の目安として52万7,639トン、面積の目安として9万5,881haと設定。 ○ 非主食用米を含む北海道米の需要者に対する安定供給と価格の安定を図るため、国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向、北海道米の需要量などを踏まえて、2年産の面積の目安から1.6%減で設定。
青森	「生産数量目標」(公表日2020/12/14) ○ 令和3年産米の生産数量 221,334トン 青森県「需要に応じた米の生産調整」に関する要領(平成29年9月制定)に基づき、各地域農業再生協議会、各農業協同組合及び青森県米穀集荷協同組合の傘下業者から青森県農業再生協議会に報告のあった地域ごとの生産計画数量の計を地域農業再生協議会別生産数量目標とし、その合計を県の生産数量目標とした。
岩手	「生産目安」(公表日2020/11/19) ○ 県全体の生産目安 252,945トン(面積換算46,961ha) ※「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(R2.11 公表:農林水産省)の需給見通しと平成30年産および令和元年産の主食用米の平均収穫量が全国収穫量に占める岩手県シェアにより算定
宮城	「生産の目安」(公表日2020/11/24) (1) 県の基本数量(A) 国が示す全国の需給見通し(主食用米等生産量)に、県産米シェアを乗じた数量を「県の基本数量」とする。 県産米シェアは、直近5カ年の需要実績シェアの5中3平均値から算出した4.7719・・・%とする。 (2) 事前契約の積み上げ(B) 地域農業再生協議会等から報告された「生産計画」を基に、R3年産の事前契約数量を集計し、新たな需要として増加した数量については、「県の基本数量」に積み上げる。 (3) 過剰在庫の解消(C) 過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置をとる。 (4) 県の「生産の目安」の算定 県の基本数量に事前契約の積み上げ、過剰在庫を勘案し、県全体の「生産の目安」を算定する。 【算定方法】 $ \begin{array}{ccccccc} \text{全国の主食用米等生産量} & \times & \text{県産米シェア} & \Rightarrow & \text{県の基本数量(A)} & + & \text{事前契約の積み上げ(B)} - \text{過剰在庫(C)} = \text{「生産の目安」} \\ 693\text{万トン} & & 4.7719\cdots\% & & 330,694\text{トン} & & 16,284\text{トン} - 9,845\text{トン} = 337,133\text{トン} \\ & & & & & & (62,538\text{ha}) \end{array} $

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ②

	設定の考え方
秋 田	「生産の目安」(公表日2020/11/6) ○ 県全体の「生産の目安」 「全国生産量(693万トン)と県産米シェアから算出した数値」と「県産米需給動向と適正在庫量から算出した数値」の中間値で設定。 令和3年産「生産の目安」 390,000トン (面積換算 67,826ha)
山 形	「生産の目安」(公表日2020/11/27) ○ 県段階の「生産の目安」 ① 数量 $693\text{万t}(\text{令和3年産主食用米等生産量}) \times 0.0473 \cdots (\text{全国の需要実績に占める県産米のシェア} + 2,400\text{t}(\text{需要量増加分}) + 3,239\text{t}(\text{シェア持ち直し分}) \Rightarrow 333,500\text{t}(\text{前年} \blacktriangle 7,500\text{t})$ ② 面積換算値 $333,500\text{トン} \div 598\text{kg}/10\text{a}(\text{令和2年産水稻の10a当たり平年収量}) \Rightarrow 55,769\text{ha}(\text{前年} \blacktriangle 1,446\text{ha})$
福 島	「生産数量(面積)の目安」(公表日2020/12/1) ○ 令和元年産米の状況は、契約・販売進度の停滞、需要量の減少、結果として6月末在庫の増加等、他県と比較して取り巻く需給環境は悪化している状況にあり、これらを総合的に表しているのは需要量と判断。この考え方にもとづき県全体の生産数量の目安(面積)は需要量の動向にもとづき設定するとの方針を整理。 ○ 具体的な県全体の「生産数量(面積)の目安」の設定 令和3年産米の全国必要生産量693万トに福島県の過去6中4の需要量の全体需要量に対するウェイトを乗じ、平年単収で除した水準として、55,700haに設定。 ○ 地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」の設定 全地域農業再生協議会に令和3年産米の主食用米の面積希望調査を実施し、以下により算定。 ① 県全体の目安から被災12市町村調整用として、200haを除外。 ② 令和2年産主食用米作付面積が200ha未満の地域協議会は、希望通り配置。 ③ 令和2年産実績と令和2年産目安のうち小さい方をウェイトとして、①と②を引いた残りの面積を按分。 ④ 被災12市町村は、③の按分結果と希望面積を勘案しながら200haの中で調整。
茨 城	「生産数量目標に相当する数値」(公表日2020/12/10) (1) 生産数量目標に相当する数値(以下、目安)の算出方法 令和3年産米の目安は、全国の主食用米等生産量の見通しの693万トンに、過去5年間(平成27年～令和元年産)の全国の需要実績に対する本県シェアを乗じた数量を基本とする。また、令和2年産米の茨城県の平年収量(524kg/10a)で除し、面積換算値を設定する。 (2) 目安の算出に用いる本県シェアの考え方 平成27年～令和元年産においては、国が生産目標数量の算出に用いてきた固定シェア4.49%により算出してきた。しかし、直近5年間の需要実績に基づくシェア(H27～R元の平均:4.82%)と乖離があることから、この差を令和2～6年産までの5年間で段階的に補正することとしており、令和3年産においては4.63%を目安の算出に用いる。 【本県実績シェア】 $4.82\% = \text{H27} \sim \text{R元 本県の需要実績の平均値 } 357,733\text{トン} / \text{H27} \sim \text{R元 全国の需要実績の平均値 } 7,416,909\text{トン} \times 100$ 【R3補正分シェア】 $0.07\% = (\text{本県実績シェア } 4.82\% - \text{前年度の算出シェア } 4.56\%) / \text{シェア補正残り年数 } 4\text{年}$ 【本県の令和3年産米の目安】 $\text{全国の主食用米等の生産量の見通し } 693\text{万トン} \times 4.63\% = 320,859\text{トン}(61,233\text{ha})$

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ③

	設定の考え方
栃 木	「作付参考値」(公表日2020/12/23) 令和3年産主食用米においても、令和2年産主食用米と同様に、作付参考値を提示する。 県及び市町別作付参考値の算定方法については、国の提示する3年産生産量の対前年比(A)により算定する。 県作付参考値(ha) = 令和2年産県作付参考値数量換算値 × A / 県平年単収 市町別作付参考値(ha) = 令和2年産各市町作付参考値数量換算値 × A / 各市町平均単収(※) ※ 直近7か年のデータで最高値と最低値を除いた5か年分の平均を用いることとする。 (参考)県作付参考値:51,041ha(前年より▲1,768ha)(数量換算値:275,622t(前年より▲9,545t))
千 葉	「生産目安」(公表日2020/11/24) 国は、令和3年産の主食用米の適正生産量について、令和2年産よりも大幅に少ない693万トンと提示したところである。 これを踏まえ、千葉県農業再生協議会が設定する本県の令和3年産米の生産目安は、全国の適正生産量693万トンに本県産米の需要実績シェア4.0410%を乗じた280,041トン(51,478ha)とする。
新 潟	「生産目標」(公表日2020/12/25) 国は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で全国の需給見通しとして、令和3年産主食用米等生産量を2年産よりも30万トン少ない693万トンと示した。 本県においても、民間在庫が積み上がっている中、需要減にしっかり対応した生産目標とする必要があることから、全国需要における本県の需要シェア(過去5年平均)を693万トンに乘じ、県生産目標を52万トン、面積換算で95,500haと設定。
富 山	「生産目標」(公表日2020/12/7) ○ 全国の令和3年産米の生産量の目安は、新型コロナウイルス感染症の影響等による需要量の減少も考慮し、693万トン、対前年24万トン減(▲3.3%)とされた。 ○ 本県では、①全国の生産量の目安(▲3.3%)を踏まえつつ、②本県産米の需要量シェアを考慮し、県段階の生産目標を177,632トン(前年▲2.2%)、面積換算で32,700ha(前年▲900ha、▲2.7%)とする。

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援※1します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大に取り組む生産者を独自に支援**する場合に、**国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

国

農業者

交付

【お問い合わせ先】政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確保した者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。

② 高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）

主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が前年度より拡大した場合。

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※5）万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）

高収益作物による畑地化の取組を支援※6。

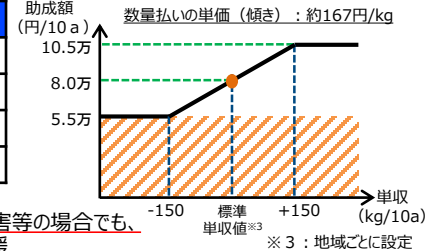
③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、**都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援**。

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



※4：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【 令和 2 年度 】

①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畑地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乘せ。

④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

【 令和 3 年度 】

①高収益作物等※¹拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。 (拡充)

※¹：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0 (3.0※²) 万円/10a×5年間、畑地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を**加速化**するため、**助成単価を増額**して支援。 (拡充) ※²：加工・業務用野菜等の場合

③都道府県単独事業への国による追加支援（都道府県連携型助成）

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、**(新設)**当該支援の対象農業者に対して、前年度からの**拡大面積**に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が**確実**だった者には、自然災害等の場合でも、**(拡充)**特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

⑤産地交付金の県枠の拡大

- ・産地交付金の県枠について、**地域の実情にも配慮しつつ、(運用見直し)**原則として**2割以上**に拡大。

⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた集出荷業者等が、産地単位でのまとまった**作付転換の取組**を推進する場合にも代理受領を可能に。 (運用見直し)

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の産地を500創設〔令和7年度まで〕

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

○都道府県・産地段階の推進体制・役割
（国と同様のプロジェクトチームの構築）

○都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や
目標達成に向けた取組

- ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
- ・活用予定の国の支援策や実施地区
- ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援

- ※1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(10億円の内数)
- ※2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

技術・機械等の導入支援

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格導入を優先採択で支援
 - ①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等を支援
 - { 1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業(10億円の内数)
 - 2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数) }
 - ②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入を支援
 - 【3: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ(優先枠: 162億円の内数)】
- ・水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等を優先採択で支援
 - 【4: 果樹農業生産力増強総合対策(51億円の内数)等】

経営転換のインセンティブ付与

※1 高収益作物: 園芸作物等

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物※1の導入・定着を図る取組等を支援
 - ①高収益作物定着促進支援(2.0(3.0※2)万円/10a×5年間): 新たな導入面積に応じて支援(②とセット)
 - ②高収益作物畑地化支援(17.5万円※3/10a・1回限り): 高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③子実用とうもろこし支援(1.0万円/10a): 作付面積に応じて支援

※2 加工・業務用野菜等の場合

※3 R5年度までの時限措置

【5: 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援
 - ①「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
 - 【6: 農業競争力強化基盤整備事業(3,333億円の内数)、7: 農地耕作条件改善事業(248億円)等】
 - ②一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合に、農業者の費用負担を軽減
 - 【6: 農業競争力強化基盤整備事業(3,333億円の内数)等】

[お問い合わせ先]

※プロジェクトの窓口を担当

生産局園芸作物課	(03-6744-2113) (1・3・4の事業)
飼料課	(03-3502-5993) (2の事業)
経営局経営政策課	(03-6744-2148) (3の事業)
政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191) (5の事業)
農村振興局農地資源課	(03-6744-2208) (6・7の事業)
水資源課	(03-3602-6246) (6の事業)

<対策のポイント>

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 27,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援**します。

【交付単価】4万円/10a

【対象品目】令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

- ※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※2 高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

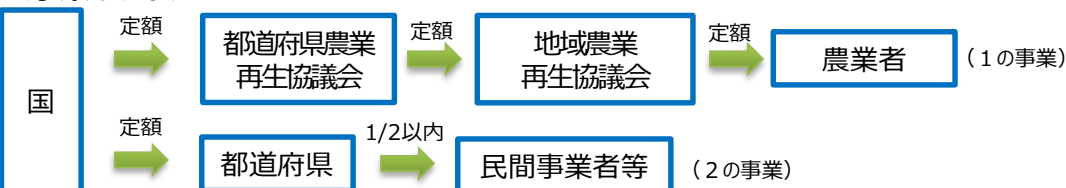
2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 2,000百万円

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。

（補助率：1/2以内）

- ※ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米

低コスト生産



【例】

直播栽培

高収益作物

植物検疫等に対応した生産



フェロモントラップの設置

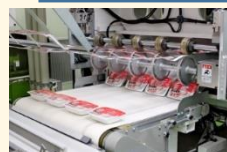
麦・大豆

単収の高位安定化

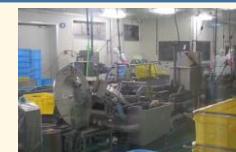


土壌診断

需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援



【例】 輸出向けパックご飯の製造ライン増設



冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修



輸出向け集荷・貯蔵施設の整備

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-6744-2108）

<対策のポイント>

麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付の団地化等の推進と営農技術の導入等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進します。あわせて、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設の整備や一時保管により安定供給体制を確立します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万トン→108万トン）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万トン→23万トン）
- 大豆生産量の増加（21万トン→34万トン）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

水田麦・大豆産地生産性向上事業 100（－）百万円
【令和2年度第3次補正予算】4,682百万円

団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

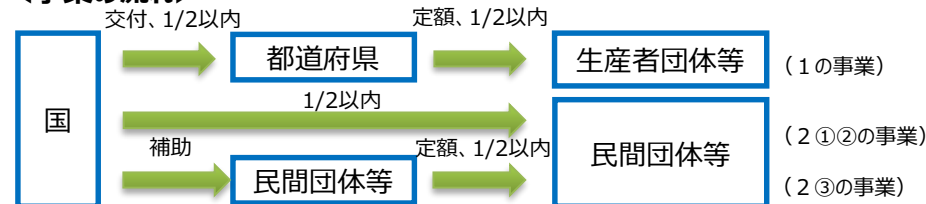
2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

- ① 麦・大豆保管施設整備事業 【令和2年度第3次補正予算】1,000百万円
国産麦・大豆の安定供給に向けて、保管施設の整備を支援します。
- ② 麦類供給円滑化推進事業 【令和2年度第3次補正予算】265百万円
国産麦の供給を円滑化するための一時保管、安定供給体制の構築を支援します。
- ③ 麦類利用拡大推進事業 【令和2年度第3次補正予算】53百万円
国産麦の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

（関連事業）

- ・ 戦略作物生産拡大支援事業 97（100）百万円の内数
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 16,214（20,020）百万円の内数
- ・ 農地耕作条件改善事業 24,790（24,990）百万円の内数
- ・ スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援 1,359（1,500）百万円の内数

<事業の流れ>



1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

団地化の推進



団地化推進等に向けた話し合い等の必要経費を支援（定額）

営農技術の導入・畑地化実証支援



営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援（定額）

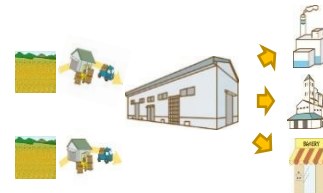
施設整備・機械導入



生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援（1/2以内）

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給



保管施設の整備に向けた支援（1/2以内）

麦の利用拡大



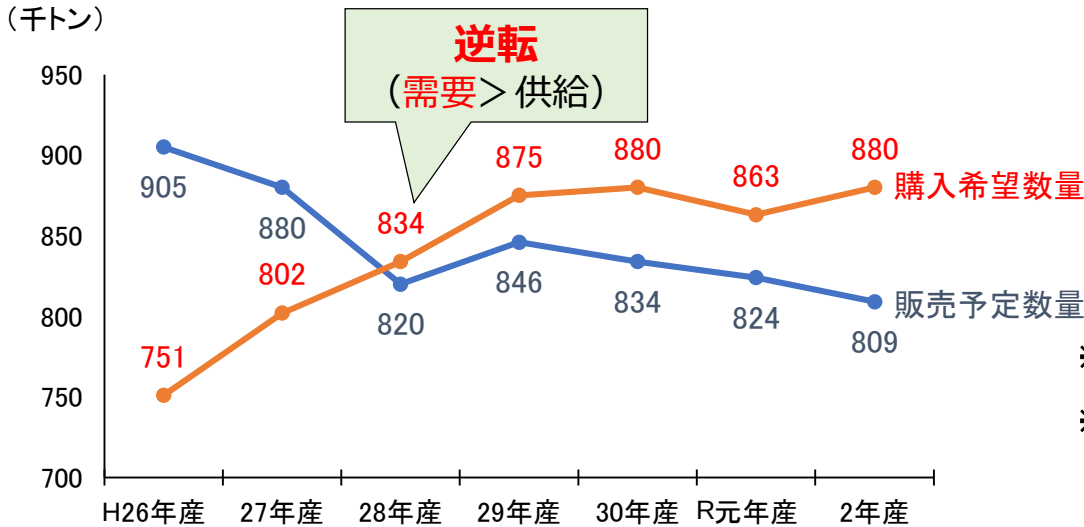
国産麦の商品開発等を支援（定額、1/2以内）

【お問い合わせ先】（1、2①の事業）政策統括官付穀物課（03-6744-2108）
（2②、③の事業）貿易業務課（03-6744-0585）

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

H29年実績数量 (千トン)	うち 国産	H30年 実績数量 (千トン)	R元		R2		R5	
			需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%	107%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計 (H29年の「うち国産」については穀物課推計)。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果 (n=134) を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳

280円/1L

北海道産大豆
使用豆乳

350円/1L

通常の豆腐

96円/個

北海道産大豆
使用豆腐

136円/個

1.3倍 1.4倍

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

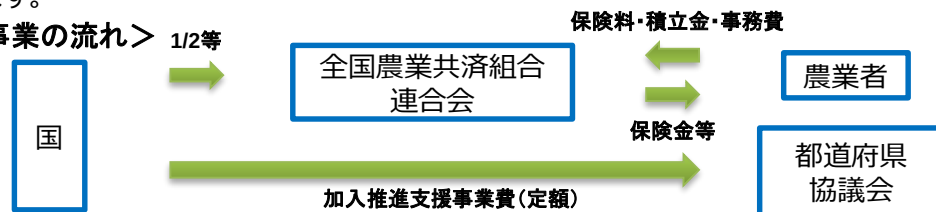
<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金** 9,701 (4,179) 百万円
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金** 6,129 (15,089) 百万円
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金** 1,472 (1,246) 百万円
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業** 393 (360) 百万円
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。

- 5. 収入保険事務処理システム整備加速化支援事業**
 【令和2年度第3次補正予算】330 百万円
 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

<事業の流れ>

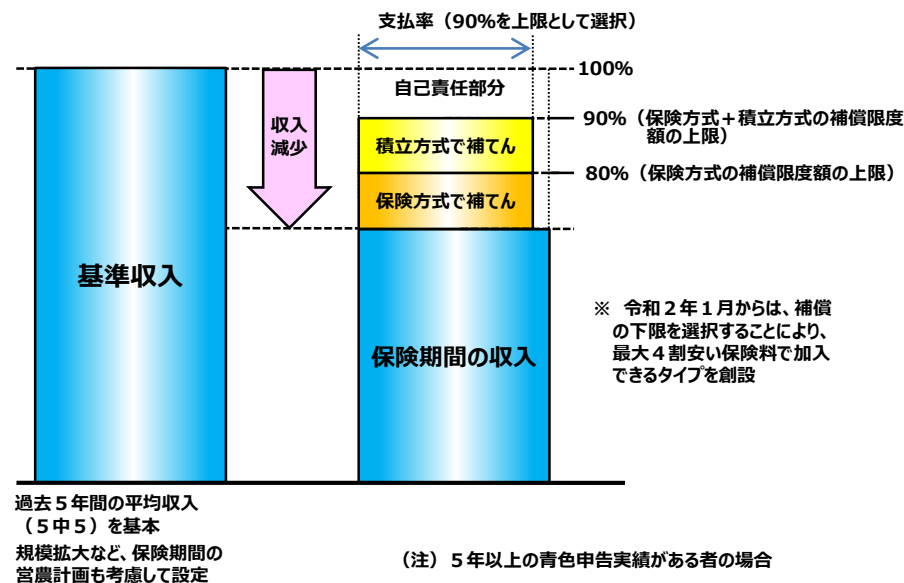


【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ 1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※ 2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】
直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

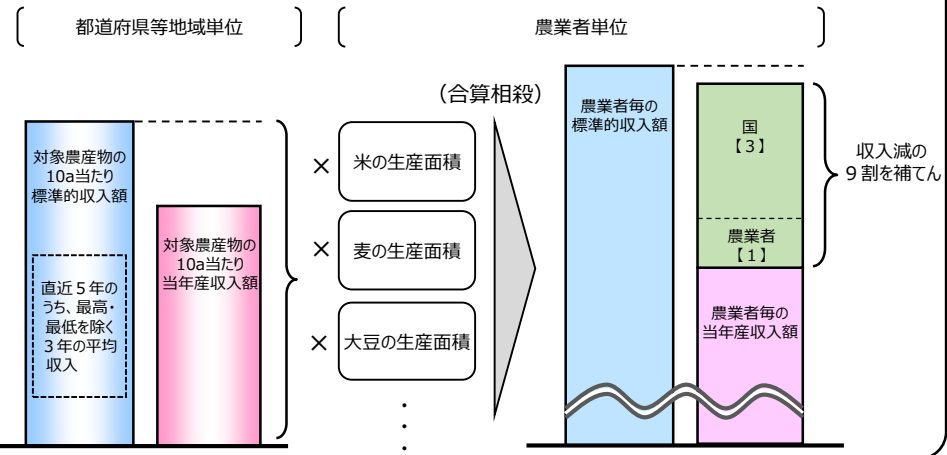
【10a当たり当年産収入額とは】
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

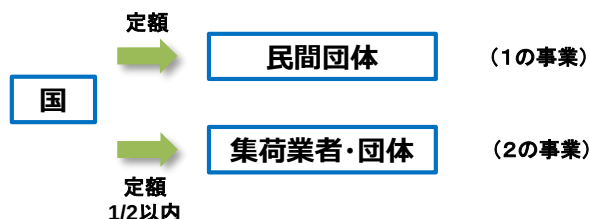
産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
 - ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組
- また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



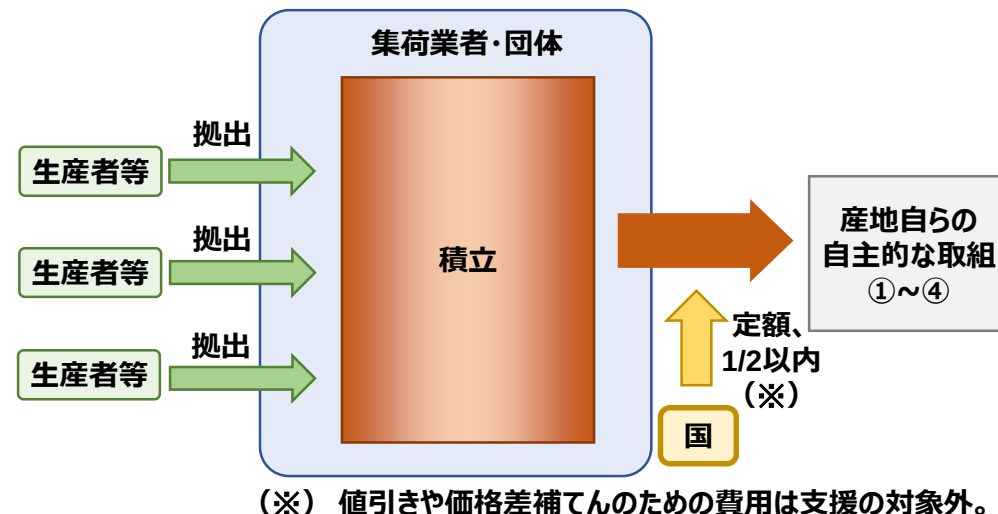
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕

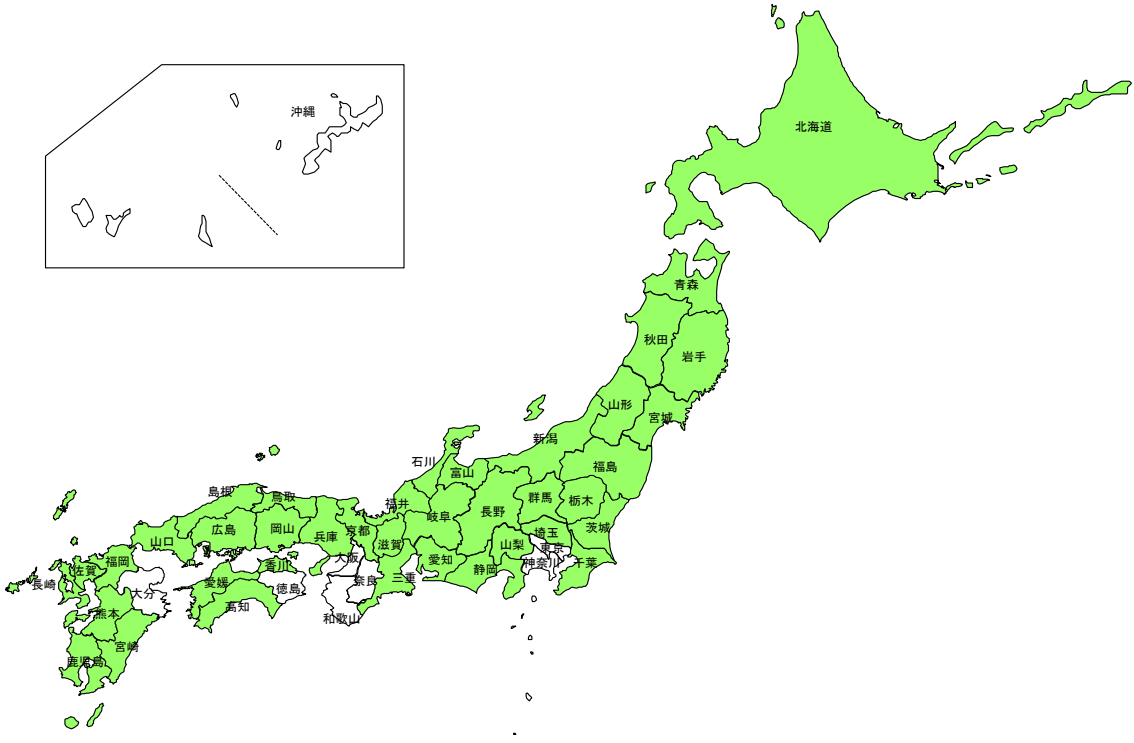
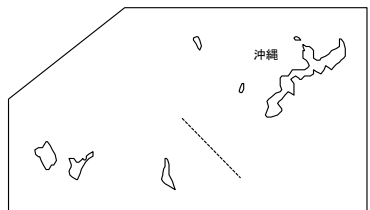
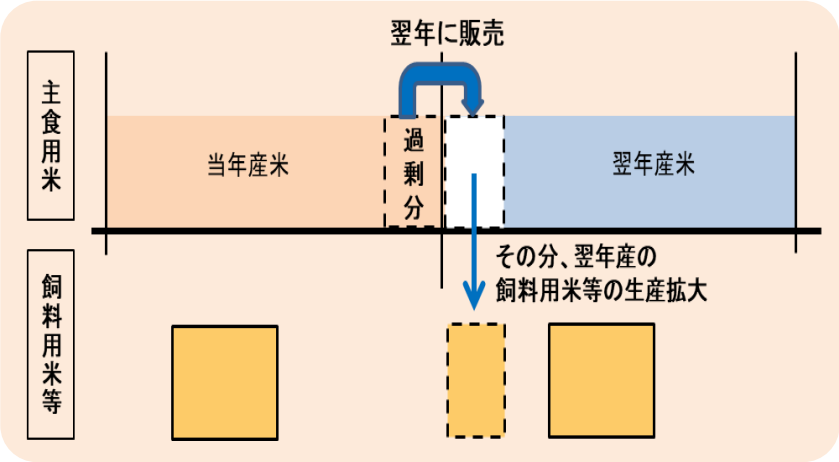


2. 周年供給・需要拡大支援



主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和3年度予算概算決定額：50億円（前年度：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は39道府県の44事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和2年度においては29道県の31事業者において活用（3次公募申請ベース））
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金：令和3年度予算概算決定額：3,050億円（前年度：3,050億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	39道府県
【令和2年度事業活用状況(3次公募申請ベース)】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、兵庫、鳥取(2)、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島	29道県 (31事業者)
【平成元年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23道県 (24事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR - 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR - 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 - 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR - 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR - JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 - インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR - 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田収益力強化ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組（例：現地確認におけるタブレットの導入） など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等（農林水産省主催）

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】 1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供（米の基本指針、中間的作付動向等）
- ・ 各県からの情報提供
（30年産に向けた取組状況についての事例発表）

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体（全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等）

【出席者数】

H27. 12月：225名	H28. 4月：195名	H28. 11月：258名
H29. 4月：226名	H29. 12月：224名	H30. 1月：120名
H30. 4月：223名	H30. 11月：224名	H31. 1月：163名
H31. 4月：108名	R元. 11月：198名	R2. 1月：214名
R2. 4月：271名	R2. 10月：470名	R2. 11月：510名
R2. 12月：550名	R3. 1月：750名	

※ R2年4月以降は、テレビ会議により開催。

生産現場への情報提供等

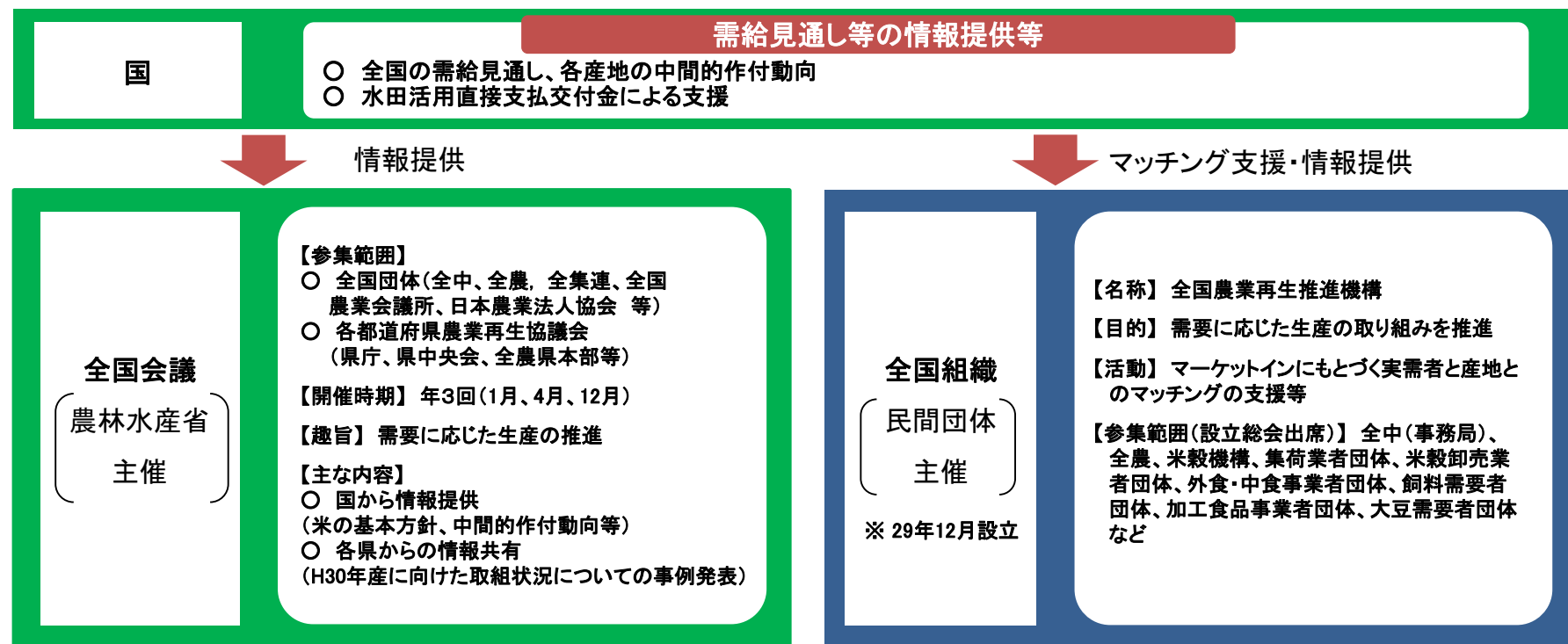
- 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

- ・ 都道府県等への情報提供
 - H28年産：延べ 55県
 - H29年産：延べ 42県
 - H30年産：延べ 51県
 - R元年産：延べ104県
 - R2年産：延べ 76県
 - R3年産：延べ 33県（1月末現在）

全国的な推進組織について

- 国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、全中、全農、全集連等の全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参集し、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の取組について情報を相互に共有する会議を年2回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。
- 平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。
- 国としても、米穀周年供給・需要拡大支援事業(安定取引拡大支援事業)の活用による産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

「用途に応じた米
生産が重要！」

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

「少しでも単価の高
い米を売りたい！」

産地の意向

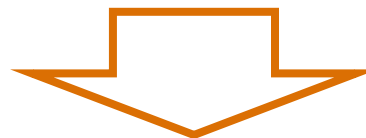
一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

○ 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

○ 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

(それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。)

－取組事例(A市B生産法人)－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種(あきだわら)の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

令和2年産生産量:723万トン

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔 平成30年7月から令和元年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った数量〕のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。

販売先割合の推移 (全国)

	30/元年	29/30年	28/29年	27/28年
中食・外食向け	38%	39%	39%	37%
家庭内食向け等	62%	61%	61%	63%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	30/元年		29/30年		28/29年		27/28年	
1	福島	65%	群馬	69%	群馬	65%	栃木	67%
2	栃木	65%	栃木	65%	福島	65%	福島	64%
3	群馬	62%	福島	61%	岡山	63%	岡山	60%
4	岡山	60%	山口	59%	栃木	63%	山形	59%
5	山口	57%	山形	53%	宮城	57%	熊本	58%
6	宮城	53%	岡山	52%	山口	56%	山口	57%
7	熊本	53%	埼玉	50%	山形	55%	群馬	56%
8	山形	49%	宮城	47%	佐賀	55%	宮城	53%
9	青森	47%	青森	47%	岩手	52%	佐賀	50%
10	鳥取	44%	岩手	47%	青森	51%	香川	49%

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合 (上位20)

	30/元年			29/30年			28/29年			27/28年		
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	8%	山形	はえぬき	9%
2	栃木	コシヒカリ	6%	山形	はえぬき	7%	山形	はえぬき	7%	宮城	ひとめぼれ	9%
3	山形	はえぬき	6%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	北海道	ななつぼし	5%	北海道	ななつぼし	5%	福島	コシヒカリ	5%
5	青森	まっしぐら	4%	福島	コシヒカリ	4%	岩手	ひとめぼれ	5%	茨城	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	福島	コシヒカリ	4%	北海道	ななつぼし	4%
7	岩手	ひとめぼれ	3%	青森	まっしぐら	4%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%
8	茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%	岩手	ひとめぼれ	4%
9	新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	秋田	あきたこまち	3%	秋田	あきたこまち	3%
10	福島	ひとめぼれ	2%	秋田	あきたこまち	2%	新潟	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%
11	北海道	ゆめぴりか	2%	長野	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%	新潟	コシヒカリ	2%
12	秋田	あきたこまち	2%	福島	ひとめぼれ	2%	福島	ひとめぼれ	2%	栃木	あさひの夢	1%
13	長野	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	1%
14	栃木	あさひの夢	2%	北海道	きらら397	1%	長野	コシヒカリ	1%	長野	コシヒカリ	1%
15	富山	コシヒカリ	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	福島	ひとめぼれ	1%
16	千葉	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	1%	青森	つがるロマン	1%
17	北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	ふさこがね	1%
18	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	秋田	ひとめぼれ	1%
19	新潟	こしいぶき	1%	青森	つがるロマン	1%	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%
20	千葉	ふさこがね	1%	群馬	あさひの夢	1%	新潟	こしいぶき	1%	千葉	コシヒカリ	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

30/元年の産地別販売先割合（産地品種銘柄別内訳）

※ 下段（ ）書きは販売数量(単位:千トン)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
北海道	30%	ななつぼし	ゆめぴりか	きらら397	その他	70%
	(103.0)	(43.1)	(24.1)	(14.8)	(21.1)	(245.2)
青森	47%	まっしぐら	つがるロマン	その他		53%
	(65.7)	(51.1)	(13.5)	(1.1)		(75.4)
岩手	40%	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	その他	60%
	(48.4)	(40.0)	(5.3)	(1.0)	(2.2)	(72.2)
宮城	53%	ひとめぼれ	つや姫	ササニシキ	その他	47%
	(93.4)	(81.2)	(3.5)	(2.0)	(6.8)	(83.6)
秋田	17%	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	その他	83%
	(45.5)	(21.8)	(8.5)	(6.4)	(8.9)	(222.4)
山形	49%	はえぬき	ひとめぼれ	つや姫	その他	51%
	(89.2)	(72.8)	(4.6)	(2.2)	(9.6)	(94.3)
福島	65%	コシヒカリ	ひとめぼれ	天のつば	その他	35%
	(92.8)	(54.9)	(24.9)	(7.8)	(5.2)	(50.0)
茨城	37%	コシヒカリ	あきたこまち	ヨルキQueen	その他	63%
	(52.3)	(36.9)	(6.0)	(0.0)	(9.4)	(88.9)
栃木	65%	コシヒカリ	あさひの夢	なすひかり	その他	35%
	(106.5)	(74.3)	(19.7)	(3.7)	(8.9)	(58.2)
群馬	62%	あさひの夢	ゆめまつり	その他		38%
	(13.0)	(10.4)	(1.6)	(1.1)		(8.0)
埼玉	42%	彩のかがやき	コシヒカリ	彩のきずな	その他	58%
	(14.8)	(5.2)	(3.3)	(2.7)	(3.6)	(20.2)
千葉	29%	コシヒカリ	ふさこがね	ふさおとめ	その他	71%
	(31.9)	(15.9)	(10.6)	(2.9)	(2.5)	(77.2)
新潟	20%	コシヒカリ	こしいぶき	その他		80%
	(50.7)	(30.7)	(10.8)	(9.2)		(199.3)
富山	29%	コシヒカリ	てんたくく	その他		71%
	(24.2)	(17.8)	(2.4)	(4.0)		(58.8)
石川	31%	コシヒカリ	ゆめみづほ	その他		69%
	(17.3)	(9.7)	(5.0)	(2.6)		(38.6)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
福井	24%	ハナエチゼン	コシヒカリ	その他		76%
	(14.4)	(4.6)	(4.3)	(5.4)		(44.5)
山梨	43%	コシヒカリ	その他			57%
	(1.9)	(1.6)	(0.4)			(2.5)
長野	39%	コシヒカリ	あきたこまち	その他		61%
	(24.0)	(21.5)	(1.8)	(0.7)		(37.0)
岐阜	43%	ハツシモ	コシヒカリ	あきたこまち	その他	57%
	(10.3)	(5.5)	(1.1)	(0.5)	(3.3)	(13.9)
静岡	7%	コシヒカリ	きぬむすめ	あいちのかおり	その他	93%
	(0.9)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(12.1)
愛知	36%	あいちのかおり	コシヒカリ	大地の風	その他	64%
	(11.2)	(9.6)	(0.7)	(0.1)	(0.7)	(19.9)
三重	20%	コシヒカリ	キヌヒカリ	その他		80%
	(8.0)	(4.1)	(1.1)	(2.9)		(32.8)
滋賀	39%	キヌヒカリ	コシヒカリ	日本晴	その他	61%
	(20.8)	(5.1)	(3.7)	(3.4)	(8.6)	(33.0)
京都	22%	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ		78%
	(2.7)	(1.5)	(0.5)	(0.5)		(9.4)
大阪	54%	その他				46%
	(0.5)	(0.5)				(0.5)
兵庫	30%	コシヒカリ	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	その他	70%
	(7.8)	(5.0)	(1.1)	(0.9)	(0.9)	(17.9)
奈良	16%	ヒノヒカリ	その他			84%
	(1.2)	(0.8)	(0.3)			(6.1)
和歌山	29%	その他				71%
	(0.4)	(0.4)				(1.0)
鳥取	44%	きぬむすめ	ひとめぼれ	コシヒカリ	その他	56%
	(10.5)	(4.4)	(3.8)	(2.3)	(0.0)	(13.2)
島根	28%	きぬむすめ	コシヒカリ	つや姫	その他	72%
	(6.6)	(3.2)	(1.8)	(1.2)	(0.3)	(16.8)

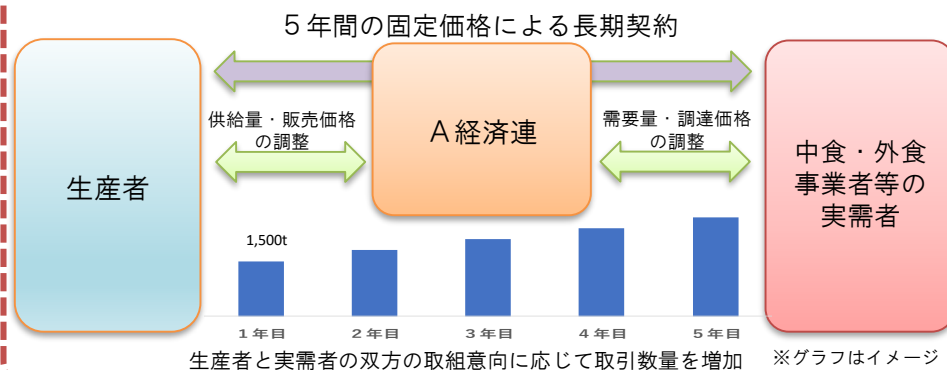
産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
岡山	60%	アケボノ	ヒノヒカリ	あきたこまち	その他	40%
	(20.9)	(7.8)	(2.4)	(1.2)	(9.5)	(13.7)
広島	41%	コシヒカリ	あきさかり	あきろまん	その他	59%
	(12.6)	(5.3)	(3.0)	(0.9)	(3.3)	(18.1)
山口	57%	ヒノヒカリ	コシヒカリ	ひとめぼれ	その他	43%
	(16.9)	(4.5)	(4.2)	(4.0)	(4.2)	(12.9)
徳島	23%	コシヒカリ	キヌヒカリ	その他		77%
	(3.2)	(1.3)	(0.9)	(0.9)		(10.9)
香川	34%	ヒノヒカリ	コシヒカリ	おいでまい		66%
	(4.2)	(2.8)	(0.5)	(0.1)		(8.0)
愛媛	27%	ヒノヒカリ	コシヒカリ	あきたこまち	その他	73%
	(2.5)	(0.8)	(0.5)	(0.4)	(0.8)	(7.0)
高知	10%	コシヒカリ	ヒノヒカリ	その他		90%
	(1.2)	(0.9)	(0.2)	(0.0)		(10.6)
福岡	23%	ヒノヒカリ	元気つくし	夢つくし	その他	77%
	(12.7)	(7.5)	(2.6)	(1.2)	(1.3)	(41.7)
佐賀	44%	さがびより	夢しずく	ヒノヒカリ	その他	56%
	(14.7)	(6.7)	(3.0)	(2.5)	(2.4)	(19.0)
長崎	18%	にこまる	ヒノヒカリ	コシヒカリ	その他	82%
	(1.5)	(0.6)	(0.5)	(0.2)	(0.1)	(6.8)
熊本	53%	ヒノヒカリ	森のくまさん	コシヒカリ	その他	47%
	(22.9)	(7.6)	(2.9)	(2.0)	(10.4)	(20.6)
大分	25%	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	その他		75%
	(3.9)	(2.7)	(0.2)	(0.9)		(11.4)
宮崎	18%	ヒノヒカリ	コシヒカリ	その他		82%
	(3.2)	(1.3)	(1.0)	(1.0)		(14.2)
鹿児島	33%	あきほなみ	ヒノヒカリ	コシヒカリ		67%
	(5.2)	(2.2)	(1.9)	(0.2)		(10.7)
沖縄	45%	その他				55%
	(0.2)	(0.2)				(0.3)

注：中食・外食向け販売量が、100トン未満であった東京、神奈川は除いている。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

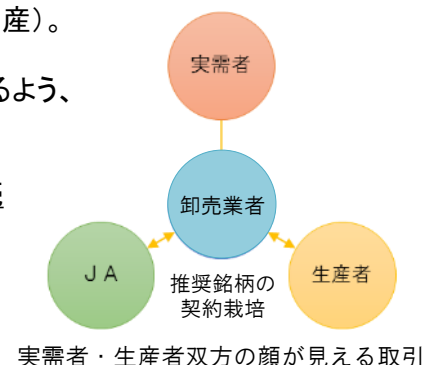
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



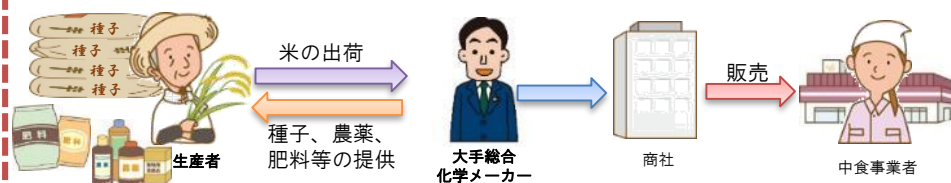
卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



(参考)産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて

- 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- 令和元年度開催の「米マッチングフェア2019」では、売り手(JA、農業生産法人等)71団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)217社が参加。
- 令和2年度は、「米マッチングフェア2020」として、昨年9月より、オンラインで順次開催中。

米マッチングフェア2020 パンフレット



米マッチングフェア2019 開催状況



商談会の様子(大阪会場8/22)



セミナーの様子(東京会場9/11)

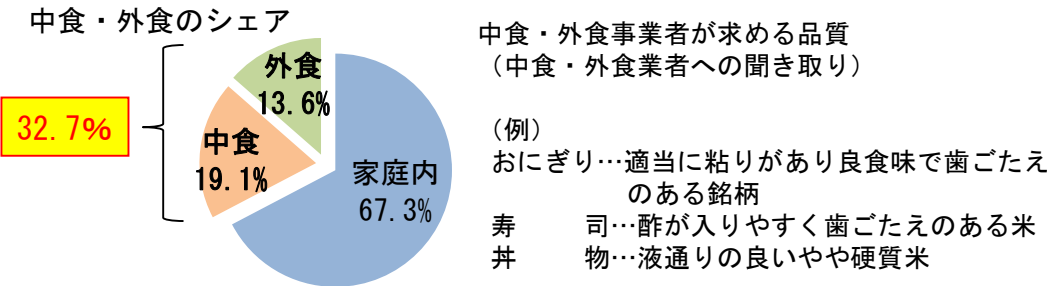
マッチング商談事例

- ①北陸の生産法人が多収品種「ちほみのり」について、生産コストをベースとした取引(事前契約・複数年契約)で中食事業者と商談成立。
- ②関東の生産法人が、多収品種(ほしじるし)を導入し出展。大手外食事業者と2千トンの商談成立(事前契約・複数年契約)。

米の消費拡大①

- 主食用米の消費の約3割を占める中食・外食等は、業態やメニューにより求める品質や価格が様々。このため、複数年契約・事前契約などの安定取引の拡大に向けて、米産地と中食・外食事業者とのマッチングなどを推進。
- また、消費者の米に対する意識の変化を踏まえ、米の機能性に関する情報など、今訴求性が高いと考えられる健康の面からの情報発信も進めている。

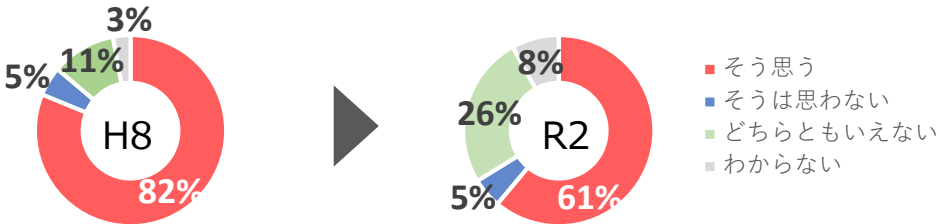
【主食用米の消費内訳等（令和元年度）】



資料：米の消費動向調査((公社)米穀安定供給確保支援機構調べ)

【消費者の米に対する意識】

○ 米は健康によいと思うか（時期別）



○ 米の消費量を増やしたくなる情報（複数回答）

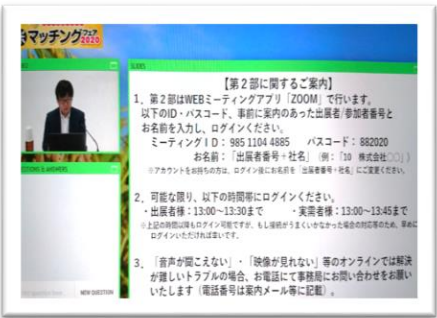
客体数	3,231	100%
大盛・おかわり自由・美味しいお米が食べられる店に関するもの	652	20%
お米の栄養価や健康への影響に関するもの	801	25%
産地に関するもの（食味に関するものを除く）	573	18%
品種に関するもの（食味に関するものを除く）	426	13%
食味に関するもの	568	18%
お米の調理方法に関するもの	501	16%
お米を使った新製品・新商品に関するもの	382	12%

出典：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」
農林水産省「米の消費動向に関する調査」

○ 産地と中食・外食事業者とのマッチングイベントを開催

米産地と中食・外食事業者との間での複数年契約や事前契約を拡大するためのマッチングを行う商談会等を年4回開催。

〔第1回はオンラインで
R2年9月2日に開催。〕



○ 「食育健康サミット2020」を開催(令和2年12月)



医師や栄養士等を対象に、日本型食生活は生活習慣病だけでなく、免疫力を上げ、感染症予防にもつながることに着目し、免疫学、栄養学という視点に加え、時間栄養学の考え方も応用して、ごはんを主食とした日本型食生活の活用を考えるシンポジウムを実施

主催：(公社)米穀安定供給確保支援機構、(公社)日本医師会 後援：農林水産省

米の消費拡大②（「やっぱりごはんでしょ！」運動の展開）

- 農林水産省は、米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ！」運動を開始。平成30年10月に企業等が実施する消費拡大につながる取組情報を幅広く集約したWebサイトを新規開設し、各種SNSにより情報発信。
- 消費者にとって関心がある「健康」や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中食・外食事業者の応援企画など、ニーズに応じたタイムリーな情報を発信。今後も、「やっぱりごはんでしょ！」運動を着実に進めていく。

「やっぱりごはんでしょ！」による情報発信事例

ホームページ

企業や民間団体などが行っている米の消費拡大につながる取組を紹介。

株式会社プレナスの「茅場町あおぞら田んぼプロジェクト」を紹介。



米穀機構の「3・1・2弁当箱法」を活用した体験セミナーを紹介。



Facebook

米に関する新商品や「農山漁村」など消費者の関心が高い情報を発信（毎週1回程度）。

横須賀で開催の「米が浜カレーバトル」を紹介。



日本初の日本酒アイスクリーム販売店を取材。



農業生産法人のお米作りや棚田の風景を紹介。



Twitter

米を使ったレシピや中食・外食での新メニューなどをタイムリーに発信（平日3回程度）。

米ぬかに着目したお米商品や栄養成分を紹介。



生米を使った「生米パン」のレシピを紹介。



ニーズに応じた情報の掲載

「健康」をテーマにした発信

米食者は腸内細菌がよく働き、免疫機能が高くなるのではないかと示唆する渡邊昌東京農大客員教授の論文を紹介。



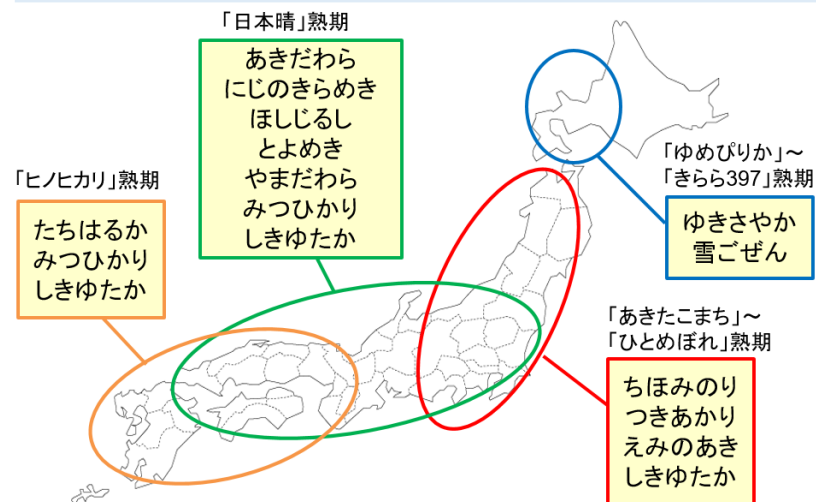
集中力アップに必要な栄養が含まれることから女子栄養大学が推奨している「胚芽精米」を紹介。

※胚芽精米は胚芽が80%以上含まれている米でビタミンB1、B2、E等を多く含む。



中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- ・一般品種との作期分散に有効な良食味品種。
関東以西に対応。
収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- ・多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
・うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- ・短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
・コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- ・やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
・耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- ・多収で直播栽培向きの良食味品種。
・炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- ・いもち病に強く、良食味の直播用品種。
・倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- ・「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
・生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- ・大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
・高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- ・耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
・いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- ・やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
・耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- ・早生で多収の極良食味品種。
・ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- ・極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- ・極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
・冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「ほしじるし」

- ・二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
・倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ
(国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム
Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905
<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

- 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均（16,001円/60kg）から4割低減（9,600円/60kg）し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト（令和元年産）】・認定農業者15ha以上層…10,851円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,721円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植）（直播）
費用（利子・地代は含まない）
103千円/10a→93千円/10a
（移植）（直播）



スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、作業のムダを見つけて手順を改善
（実証例）
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。
苗継ぎも少なく省力的

（実証例）育苗箱数 15～18箱/10a → 5～6箱/10a



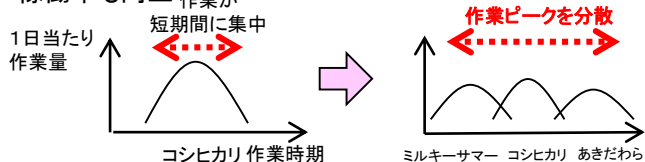
大規模経営に適合した品種

多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）
生産費
16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯圃の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
- ・耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
（標準モデル比2～3割の低価格化）

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



⇒土壌改良資材のフレコン利用
（20kg袋比7%低価格化）

合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
 - ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒従来品比7%低価格化



<対策のポイント>

我が国農業の課題解決の鍵となる**先端技術を活用したスマート農業の生産現場への導入・実証**を更に進め、その成果を情報発信すること等により、**スマート農業の社会実装**を加速化します。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践【令和7年まで】

<事業の内容>

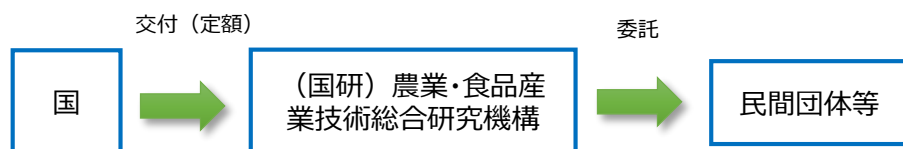
1. 先端技術の導入・実証

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構という。）、農業者、民間企業、地方公共団体等が参画して、**ロボット・AI・IoT・5G**等の先端技術を生産現場に導入し、**農作業のリモート化**等のテーマに基づく実証を実施します。

2. 社会実装の推進のための情報提供・経営分析

実証で得られた**営農データや活動記録等**を、農研機構が**技術面・経営面から分析**し、経営への影響を検証するとともに、農業者が技術を導入する際に**経営判断に資する情報の提供**や**農業者からの相談対応**を実施します。

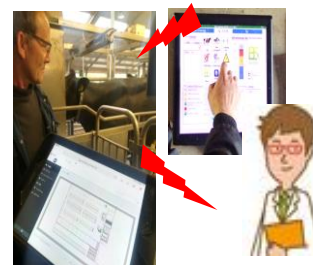
<事業の流れ>



<事業イメージ>



車載カメラ画像のAI解析による
植物密度に応じた可変防除



リモートでの獣医等への
相談ツール



ローカル5Gを活用した遠隔営農指導
ブドウの間引き作業のAIサポート



大容量データの通信速度向上による
迅速な生育センシング

「スマート農業」の普及・定着

<対策のポイント>

国際競争力の強化に向け、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」をテーマに基づき現場に導入・実証し、拡大する海外の食料市場への対応や国内の食料生産基盤の強靱化等に資するスマート農業技術の開発・実証を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔2025年まで〕

<事業の内容>

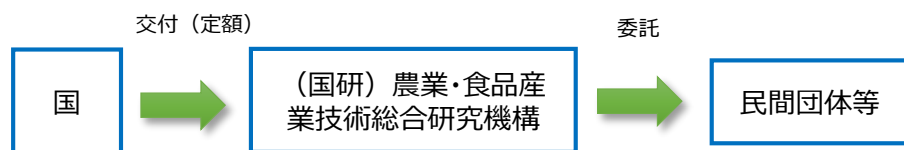
先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証、国内外のニーズに応え、持続可能で国際競争力の高い生産基盤の構築を見据えたスマート農業技術の開発・実証を実施します。

【実証テーマ】

- ① 海外ニーズに合わせた輸出重点品目等の生産・出荷体制の構築
- ② シェアリング等の新たな農業支援サービスの活用
- ③ 需要変化対応や、生産・消費の連携等のスマート商流の実現
- ④ 「新しい生活様式」に対応したリモート化・超省力化
- ⑤ 強靱で持続可能な地域農業の構築

併せて、スマート農業と連携しつつ、海外ニーズに対応した栽培技術・品種開発等を実施します。

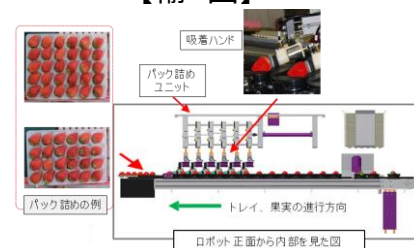
<事業の流れ>



<事業イメージ>

テーマに基づいたスマート農業技術の実証イメージ

【輸 出】



長距離輸送に対応した生産・出荷技術

【スマート商流】



店舗からの情報を先取りし、予測モデルによる生産・流通の最適化

【新たな農業支援サービス】



シェアリング等により、保有機の稼働率を向上しつつコスト低減

【リモート化】



収穫後の運搬・出荷時の自動積載

「スマート農業」の社会実装を加速化

スマート農業実証プロジェクト 採択数一覧

R1年度採択 69地区

R2年度採択 55地区

R2年度採択（緊急経済対策） 24地区

九州・沖縄

〔福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄〕	
水田作	6 (2、3、1)
畑作	5 (3、2、—)
露地野菜	6 (3、2、1)
施設園芸	9 (5、3、1)
果樹	2 (1、1、—)
茶	1 (1、—、—)
畜産	4 (1、2、1)
5 G	1 (0、1、0)
合計	34 (16、14、4)

中国・四国

〔鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知〕	
水田作	6 (5、1、—)
畑作	1 (1、—、—)
露地野菜	6 (2、3、1)
施設園芸	1 (—、—、1)
果樹	5 (2、2、1)
畜産	1 (—、—、1)
合計	20 (10、6、4)

近畿

〔滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山〕	
水田作	4 (3、1、—)
露地野菜	1 (—、—、1)
果樹	6 (2、2、2)
茶	1 (—、1、—)
合計	12 (5、4、3)

東海

〔岐阜、愛知、三重〕	
水田作	3 (1、2、—)
露地野菜	1 (—、—、1)
施設園芸	2 (1、1、—)
花き	1 (—、1、—)
果樹	1 (1、—、—)
合計	8 (3、4、1)

北海道

水田作	2 (2、—、—)
畑作	4 (2、1、1)
露地野菜	2 (—、2、—)
施設園芸	0 (—、—、—)
畜産	4 (1、1、2)
5 G	1 (0、1、0)
合計	13 (5、5、3)

東北

〔青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島〕	
水田作	7 (5、2、—)
畑作	1 (—、1、—)
露地野菜	4 (3、—、1)
施設園芸	1 (—、—、1)
花き	2 (1、1、—)
果樹	3 (1、1、1)
合計	18 (10、5、3)

関東甲信・静岡

〔茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡〕	
水田作	5 (4、1、—)
畑作	1 (—、1、—)
露地野菜	8 (2、2、4)
施設園芸	4 (2、2、—)
果樹	4 (2、1、1)
茶	1 (1、—、—)
畜産	2 (1、1、—)
5 G	1 (0、1、0)
合計	26 (12、9、5)

※各ブロックの品目毎の（ ）内の数字は、左から令和元年度採択地区数、令和2年度採択地区数、令和2年度（緊急経済対策）採択地区数である。
(2020年7月現在)

農産物規格・検査の見直しについて

- 農産物規格・検査については、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、平成31年3月の中間論点整理を踏まえ、省令や告示の改正等を順次実施。これらの見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の低減に取り組んできたところ。
- 昨年7月の規制改革実施計画（閣議決定）では、農産物検査制度を維持することとして、「農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたところ。
- 多様化する米の流通ルートや消費者ニーズに即したものとすべく、昨年9月から、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を設置・開催し
 - ① 現在の規格とは別に、「機械鑑定に適した規格を策定すること
 - ② 検査コスト低減に向け、サンプリング方法を簡素化すること
 - ③ コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することについて、2月25日の第6回検討会において決定。
- 上記以外の検討項目についても、5月までを目途に引き続き検討会で検討。

（参考）農産物規格・検査の見直しに関する政府決定等

○農業競争力強化プログラム

（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（抄）

農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

○農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。平成29年8月1日施行）（抄）

第11条（略）

2 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（平成31年3月29日）

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

○ 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。

○ 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。

○ 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。

○ 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

○ 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。

○ 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

主な検討項目

- (1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- (2) 検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減
- (3) 目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- (4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- (5) 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- (6) 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- (7) 穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- (8) 輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制定の支援

検討会委員

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 飯塚 悦功 | 東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会理事長 |
| 井村 辰二郎 | アジア農業株式会社代表取締役 |
| 岩井 健次 | 株式会社イワイ 代表取締役 |
| ◎大坪 研一 | 新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授 |
| 栗原 竜也 | 全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長 |
| 白井 恒久 | わらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務執行役員 |
| 千田 法久 | 千田みずほ株式会社代表取締役社長 |
| 夏目 智子 | 特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長 |
| 藤代 尚武 | 正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長 |
| 三澤 正博 | 木徳神糧株式会社特別顧問 |
| 森 雅彦 | 日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー |
| 山崎 能央 | 株式会社ヤマザキライス代表取締役 |

(敬称略、五十音順、◎は座長)

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

スケジュール

第1回 令和2年9月4日(金)

(・関係者ヒアリング(農業者、卸売業者、登録検査員))

第2回 令和2年9月30日(水)

(・穀粒判別器等に関するヒアリング)

第3回 令和2年10月30日(金)

(・海外・他分野の規格・抽出方法に関するヒアリング)

第4回 令和2年12月9日(水)

(・有識者ヒアリング(五ツ星お米マイスター)
・各委員からの意見聴取
・検討課題の整理)

第5回 令和3年1月20日(水)

第6回 令和3年2月25日(木)

(・機械鑑定に適した規格
・効率的なサンプリング方法
・スマートフードチェーンとJASに係る検討)

第7回・第8回

(・都道府県毎の産地品種銘柄の見直し
・量目・荷造り・包装規格の簡素化
・皆掛重量についての検査、余マスの見直し)

第9回 (5月頃)

(・とりまとめ)

現在の検討状況

○ 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を開催。

農産物検査規格と商慣行の点検を行い、1年程度で結論。

○ 検討会は、昨年9月からこれまで6回開催。

議論が先行している次の事項については、第6回（2月25日）の検討会で決定。

① 現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定する

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を中心に検討を進めた上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）

② 検査コスト低減に向け、サンプリング方法を簡素化する

今後は、標準抽出方法を見直す（令和3年産米の検査から適用）とともに、検査現場で適正なサンプリングが行われるようにするためのガイドラインを関係者の意見を聴いて作成

③ コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定する

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査や国際ワークショップの開催、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す

○ 上記以外の検討項目についても、5月までを目途に引き続き検討会で検討。

【参考】規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更(その後も技術の進展成果は積極性に活用)
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JA〇〇(登録検査機関名)、品質確認 〇〇ライス(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

現行の農産物規格・検査の概要

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)
第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ
確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正
かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の
発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。
(米穀の生産者に係る品位等検査)
第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を
受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(令和元年度)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,261	1,260	218	43
検査数量(b)	5,107	1,300	197	38
受検率(b/a)	70%	103%	91%	90%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関(機関)	1,414	1,739
農産物検査員(人)	14,516	19,403
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,638	14,492

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料:穀物課作成資料

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。

→フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

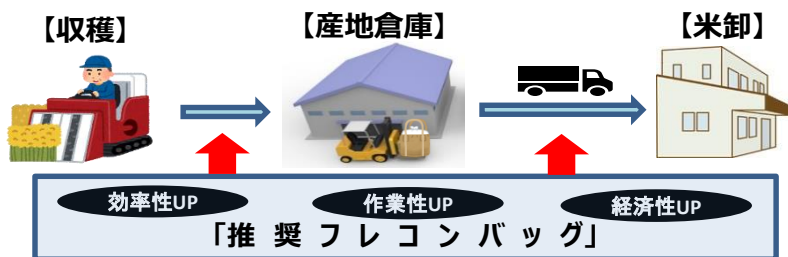
精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。

→共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

○農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定(R2.6.30)



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開
(玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2~4年度))

○「精米年月旬(上／中／下旬)」表示の導入

食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。

〇1年産
精米時期
20.06.上旬

旬表示商品の例



○配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出(R2.3)し、協議を開始。

④ 新規需要米の取組状況

飼料用米の取組状況

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約8割が経営規模(全水稻の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

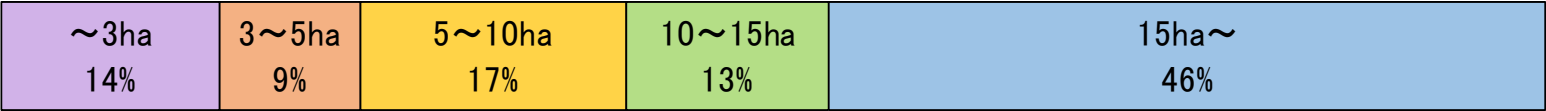
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0
割 合	39%	37%	43%	50%	56%	60%	56%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3
割 合	80%	75%	80%	83%	88%	89%	89%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	39	—

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】

全水稻の作付規模が5 ha以上（※）が約8割

元年産
(7.3万ha)

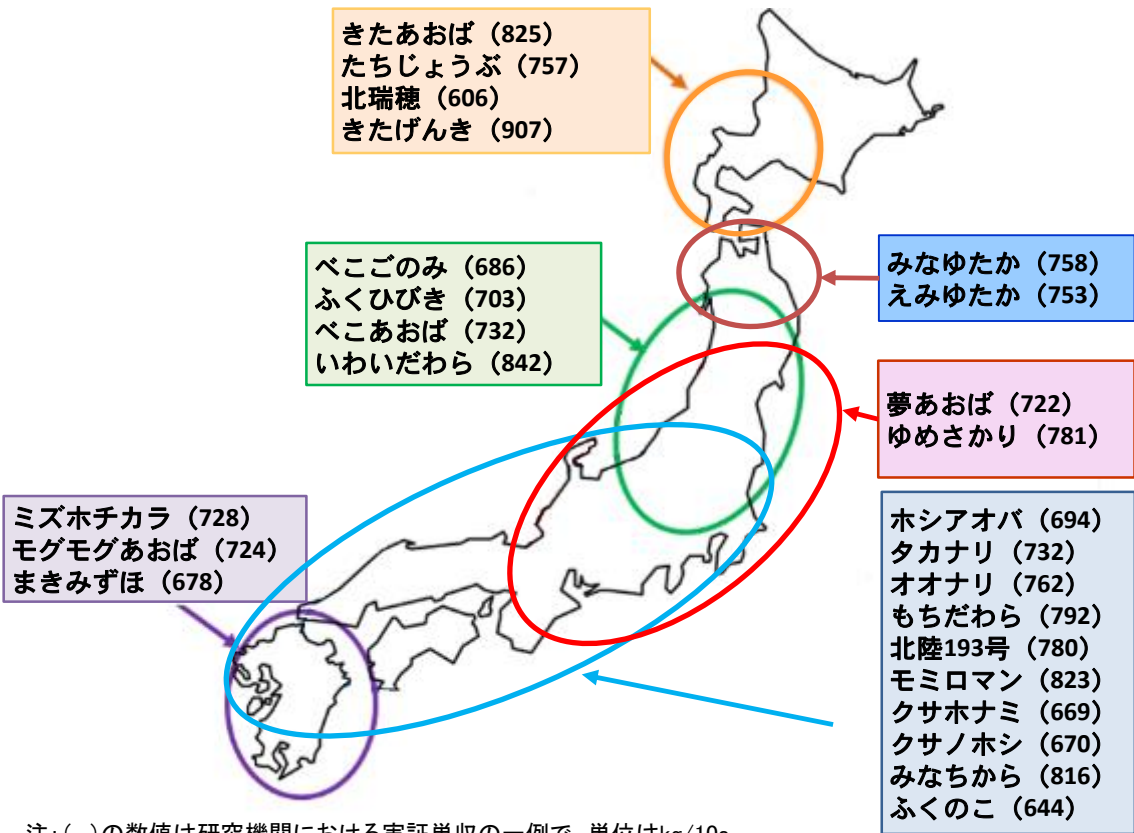


※ 全水稻では、作付規模5 ha以上の農家数は全体の5 %

多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

多収品種(25品種)



主な特認品種の例(令和2年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	青系201号(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、亜細亜のかおり(817)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアオバ(660)、ニシアオバ(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアオバ(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

注:()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

令和2年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	1,865	108	6%	1,756	94%	344	18%	1,521	82%
青森	4,403	48	1%	4,355	99%	701	16%	3,702	84%
岩手	3,589	219	6%	3,370	94%	466	13%	3,123	87%
宮城	4,913	473	10%	4,440	90%	3,865	79%	1,048	21%
秋田	1,574	245	16%	1,328	84%	577	37%	996	63%
山形	3,192	294	9%	2,898	91%	437	14%	2,755	86%
福島	4,933	785	16%	4,148	84%	3,115	63%	1,817	37%
茨城	7,886	686	9%	7,200	91%	3,398	43%	4,488	57%
栃木	8,341	31	0%	8,310	100%	7,713	92%	628	8%
群馬	959	105	11%	853	89%	876	91%	83	9%
埼玉	1,246	261	21%	985	79%	741	59%	506	41%
千葉	3,822	827	22%	2,995	78%	967	25%	2,855	75%
東京									
神奈川	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟	1,876	419	22%	1,458	78%	512	27%	1,365	73%
富山	1,297	109	8%	1,188	92%	624	48%	672	52%
石川	548	17	3%	531	97%	170	31%	378	69%
福井	1,073	105	10%	968	90%	273	25%	800	75%
山梨	19	7	34%	13	66%	15	77%	4	23%
長野	228	55	24%	173	76%	60	26%	168	74%
岐阜	2,271	726	32%	1,545	68%	1,426	63%	845	37%
静岡	1,033	4	0%	1,028	100%	97	9%	936	91%
愛知	1,298	819	63%	479	37%	1,116	86%	182	14%
三重	1,586	213	13%	1,373	87%	514	32%	1,072	68%

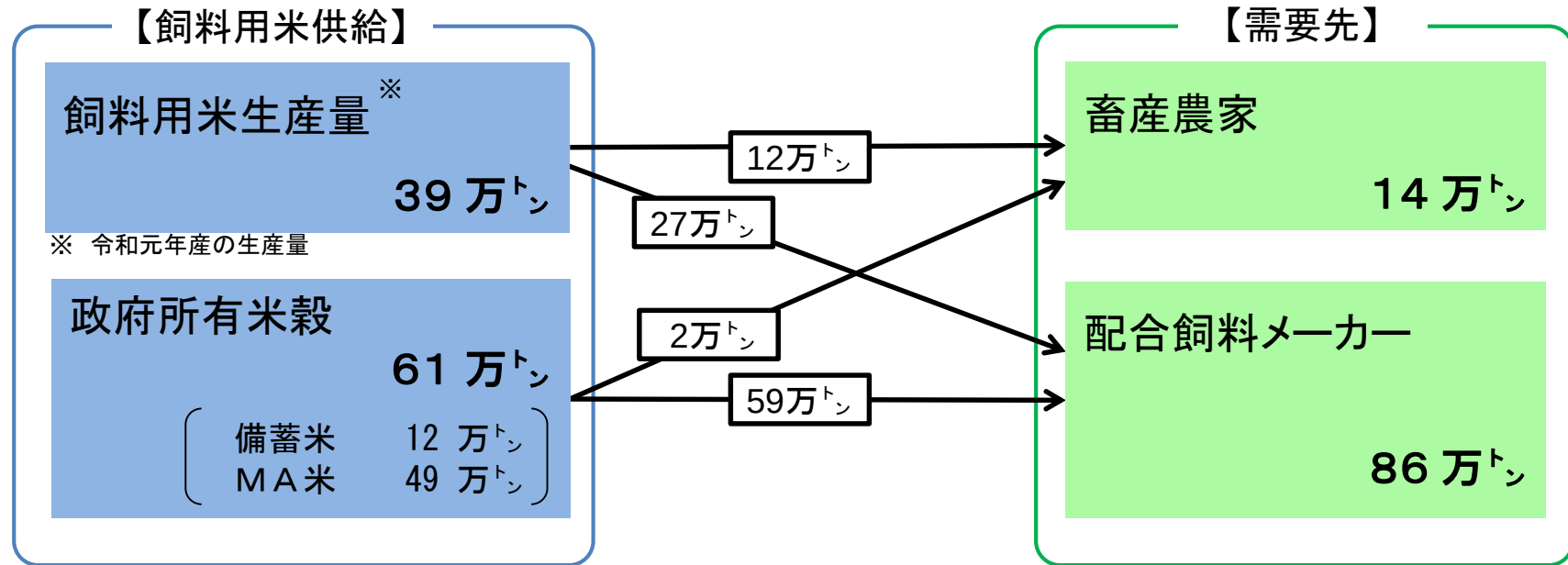
	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	1,096	228	21%	868	79%	601	55%	495	45%
京都	95	0	0%	95	100%	5	5%	90	95%
大阪	7	7	100%	0	0%	7	100%	0	0%
兵庫	299	1	0%	298	100%	50	17%	249	83%
奈良	27	6	22%	21	78%	23	85%	4	15%
和歌山	2	1	43%	1	57%	1	43%	1	57%
鳥取	517	0	0%	517	100%	0	0%	517	100%
島根	682	0	0%	682	100%	4	1%	678	99%
岡山	1,074	433	40%	641	60%	558	52%	516	48%
広島	293	3	1%	291	99%	42	14%	252	86%
山口	900	0	0%	900	100%	158	18%	741	82%
徳島	558	254	46%	304	54%	283	51%	275	49%
香川	129	20	16%	109	84%	56	43%	73	57%
愛媛	230	61	27%	169	73%	77	34%	153	66%
高知	859	102	12%	757	88%	299	35%	560	65%
福岡	1,886	0	0%	1,886	100%	11	1%	1,875	99%
佐賀	603	0	0%	603	100%	116	19%	487	81%
長崎	111	7	6%	104	94%	61	55%	50	45%
熊本	1,135	39	3%	1,095	97%	148	13%	987	87%
大分	1,355	1	0%	1,353	100%	146	11%	1,209	89%
宮崎	412	23	6%	389	94%	64	16%	348	84%
鹿児島	653	114	17%	539	83%	326	50%	327	50%
沖縄									
合計	70,883	7,866	11%	63,018	89%	31,053	44%	39,831	56%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に100万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量(令和元年度)



出典: 農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。(短期・大量の受け入れは不可)
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

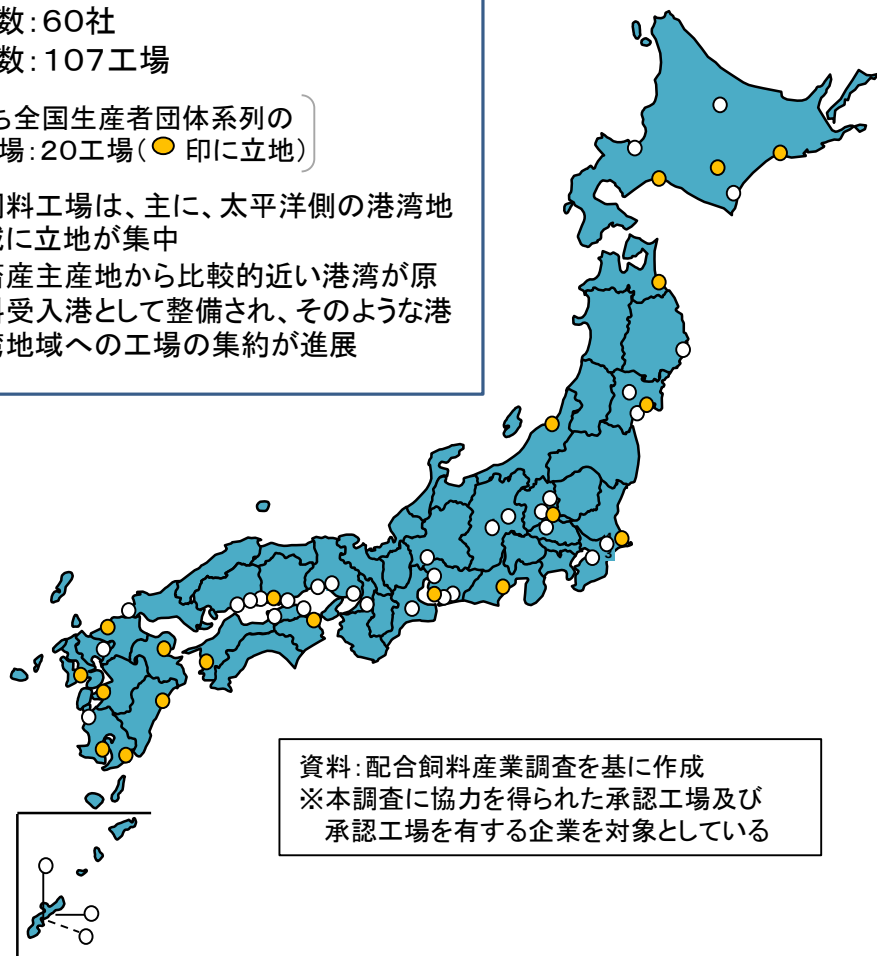
- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況（平成30年度末時点）

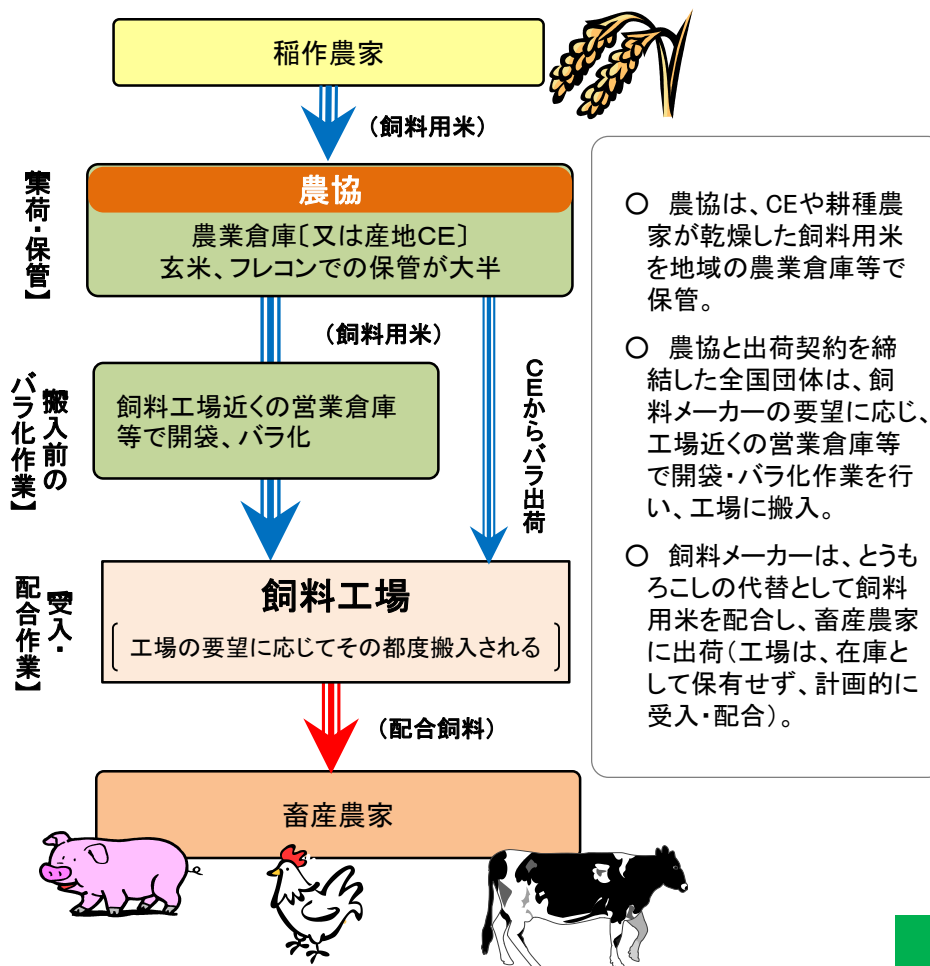
企業数：60社
工場数：107工場

（うち全国生産者団体系列の
工場：20工場（●印に立地））

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展



全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

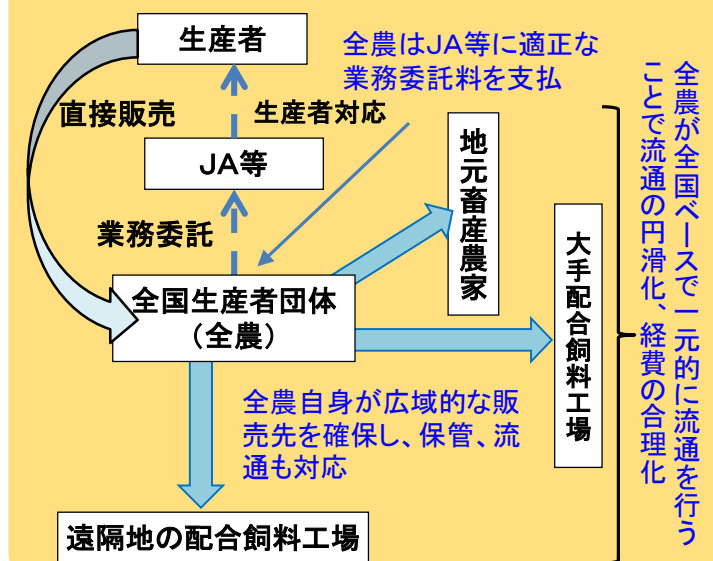


(参考) 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

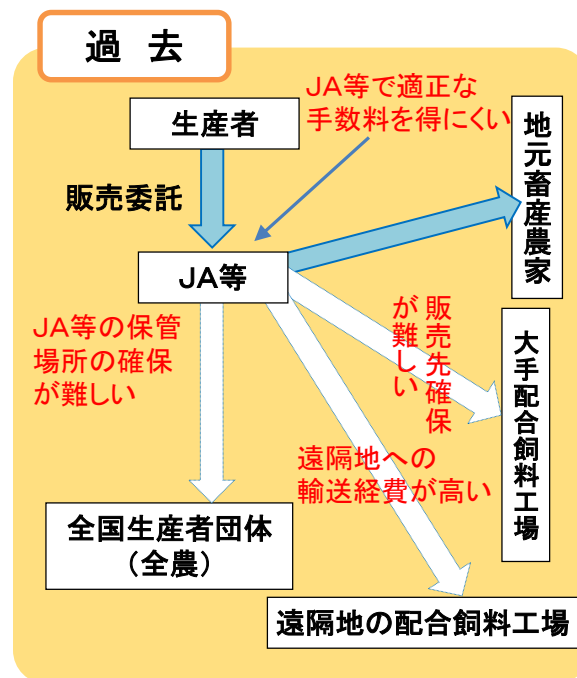
- 全国生産者団体(全農)に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と共同計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。
- 飼料用米の販売価格は主食用米よりも相当低い水準にあるが、輸送経費が販売代金を上回る実態にはないことに加え、水田活用の直接支払交付金の単価は、一般的な流通経費を勘案して設定している。
- このようなことを踏まえ、全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

現在



過去



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

飼料用米の需要情報について

- 飼料業界主要4団体※における飼料用米の年間使用可能数量は、直近では約130万トン。畜種別にみると、ブロイラーのシェアが33%と最も高く、次いで採卵鶏が31%となっており、この2種で約6割を占める。
- 毎年、畜産農家と耕種農家とのマッチングのための新規需要について要望調査を実施。令和3年産飼料用米については、畜産農家から約1万トン(52件)の希望が寄せられたところ。

○ 畜種別年間使用可能数量(農林水産省聞き取り)

	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	合 計
数量 (千トン)	73	82	312	399	424	1,290
シェア	6%	6%	24%	31%	33%	100%

注1：飼料業界主要4団体※からの聞き取りであり、輸入とうもろこし以下の価格であることを前提に、現状の施設・能力から試算した使用可能数量（令和2年12月現在）。

2：畜種別の使用可能数量は、使用割合（シェア）から試算した数量。

3：四捨五入の関係で合計欄が一致しない場合がある。

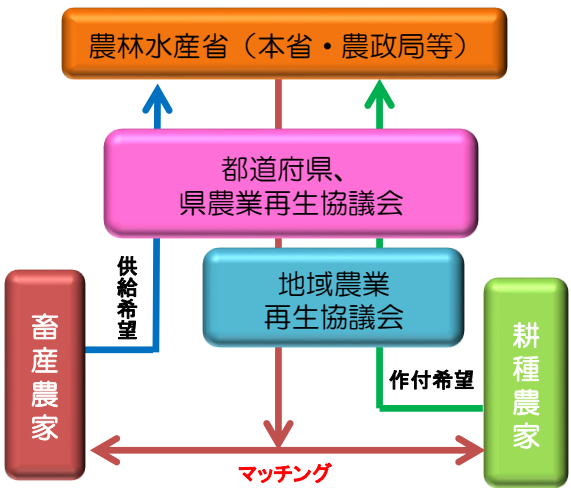
参考：安定供給を求める実需者からの要請、生産者へのメッセージ

- 【国産飼料用米の安定供給について（要請）協同組合日本飼料工業会】（令和元年6月21日公表）
- ・ 国産飼料用米の生産が維持・拡大され、今後とも畜産農家・飼料メーカーが安心して飼料用米を継続利用できるよう、産地や稲作生産者に対して安定供給の重要性を説明するとともに、更なる積極的な取組を促すこと。
 - ・ 稲作生産者が安心して国産飼料用米の生産に取組めるよう国の支援を安定的に継続すること。
 - ・ 国産飼料用米の生産・利用が拡大するような支援策を拡充すること。
- 【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】（平成28年3月28日公表）
- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
 - ・ 当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※（協）日本飼料工業会、くみあい飼料工場会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会

○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制

- ① 新たに飼料用米の供給を希望する畜産農家の連絡先や希望数量・価格等の取引条件を聞き取り、需要者情報としてとりまとめ、産地側（地域再生協・耕種農家等）へ提供
- ② 地域（再生協）における飼料用米の作付面積や数量を聞き取り、産地情報として取りまとめ、利用側（畜産農家等）へ提供
- ③ 各関係機関が連携し、マッチング活動を推進



飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和3年度概算要求額:245億円の内数)

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

※ 単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。

例1:飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。

※ 長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。

例:TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(令和元年度補正:409億円の内数) (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例:米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚

- 事業者名：株式会社平田牧場
(山形県酒田市みずほ2丁目)
- 畜産物販売：ネット通販、直営店等
- ブランドの概要

飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者として日本最大規模を誇る。大学、研究機関等と連携し、飼料設計や給与技術の改善、肉質向上に取組み、全ての豚が飼料用米を活用(肥育前期15%、後期30%)また、生産・流通・販売まで一貫して行うことで、収益性の高い高付加価値化を図っている。



日本のこめ豚、米っこ桃豚

- 事業者名：ポークランドグループ
(秋田県鹿角郡小坂町)
- 畜産物販売：ネット通販、スーパー等
- ブランドの概要

「農業で幸せになろう」を合言葉に、畜産を中心とした循環型農業を推進。地元産の飼料用米を使用した豚肉を「日本のこめ豚」として全国に販売、また県内のスーパーでは「米っこ桃豚」として販売している。飼養する全ての豚に離乳後から10%、肥育後期には30%の飼料用米を与えている。



オクノの玉子

- 事業者名：株式会社オクノ(兵庫県加古川市八幡町)
- 畜産物販売：ネット通販、直売所、ホテル等
- ブランドの概要

飼料用米のほか、釧路産サンマ魚粉や赤穂の塩など、厳選した国産原料を自家配合して給与。実需者とは直接契約で年間固定価格で安定取引。ホテル等で定期開催される産直マルシェをプロデュースし、オクノの玉子の素材へのこだわりをPRしている。飼料用米の配合割合は30%。



桜井さんちのひたち米豚

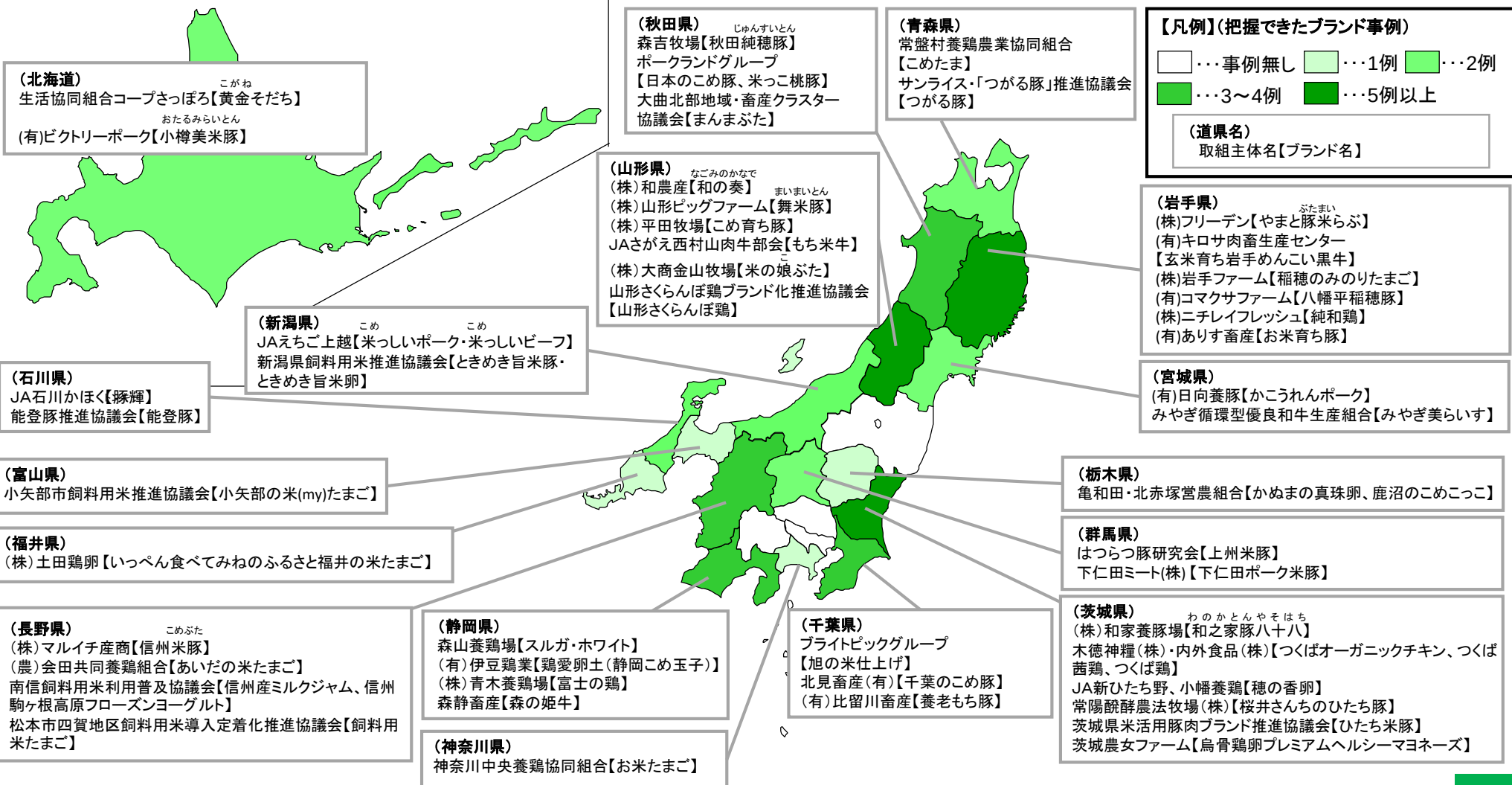
- 事業者名：常陽醗酵農法牧場株式会社
(茨城県牛久市結束町)
- 畜産物販売：スーパー、食肉販売店
- ブランドの概要

餌に乳酸菌などを加えることで腸内細菌を整え、臭みが少なく肉質が柔らかいのが特徴。飼料用米のもみ殻は畜舎の敷料として活用し、使用後は豚糞とともに堆肥化して耕種農家へ田んぼへ還元している。飼料用米の給与割合は肥育豚で50%。

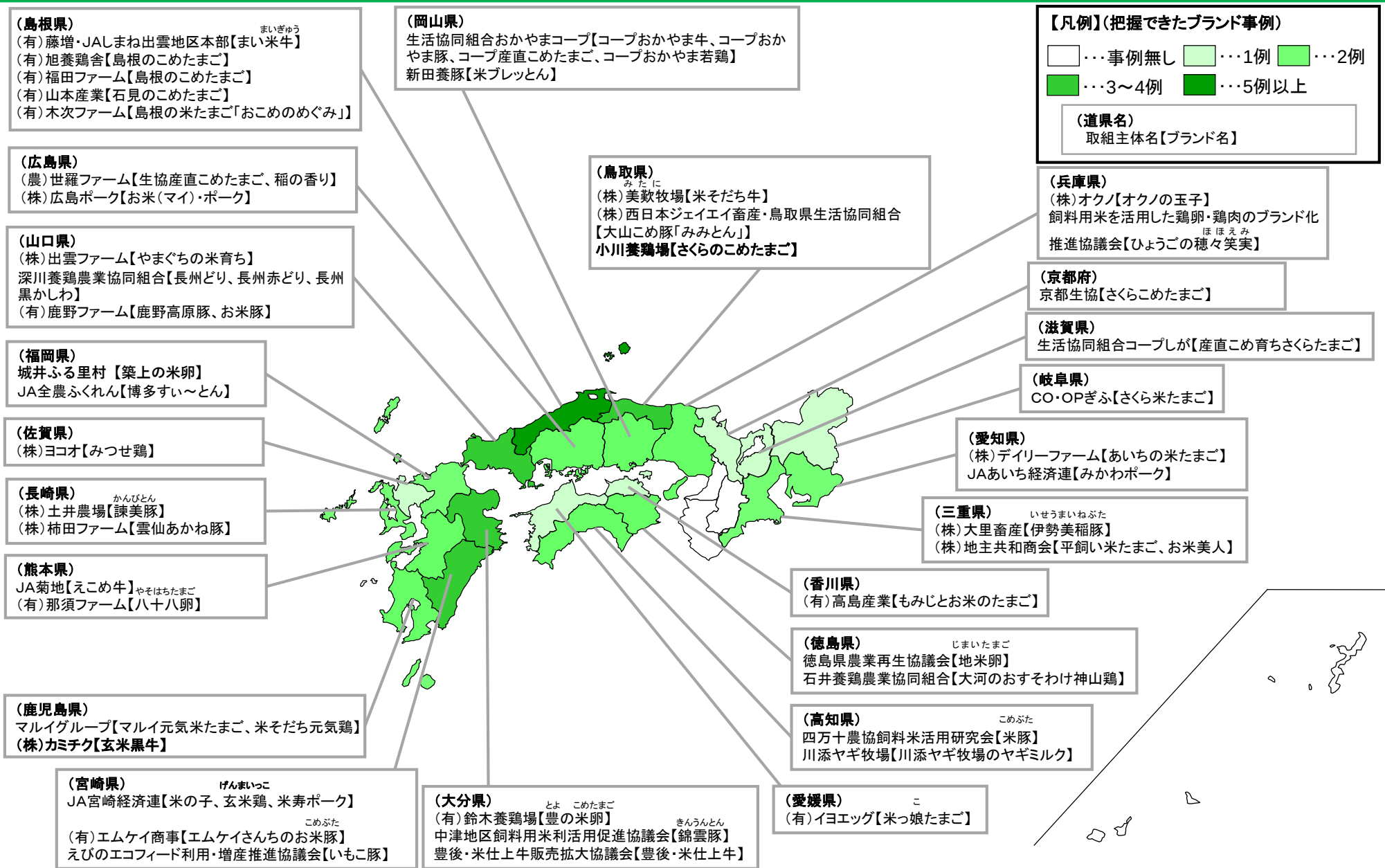


飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。(39道府県93事例)
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。



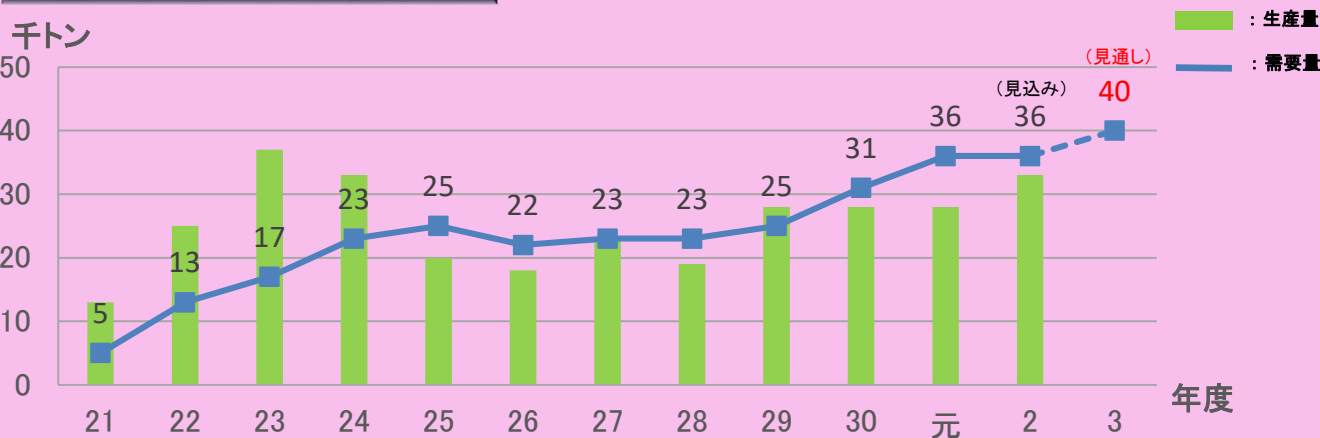
飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例②



米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、令和2年10月にノングルテン米粉の製造工程管理JASを制定。

米粉用米の生産量・需要量の推移



ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。



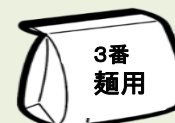
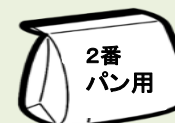
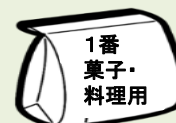
ノングルテン米粉表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度（グルテンの含有基準値20ppm）。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。



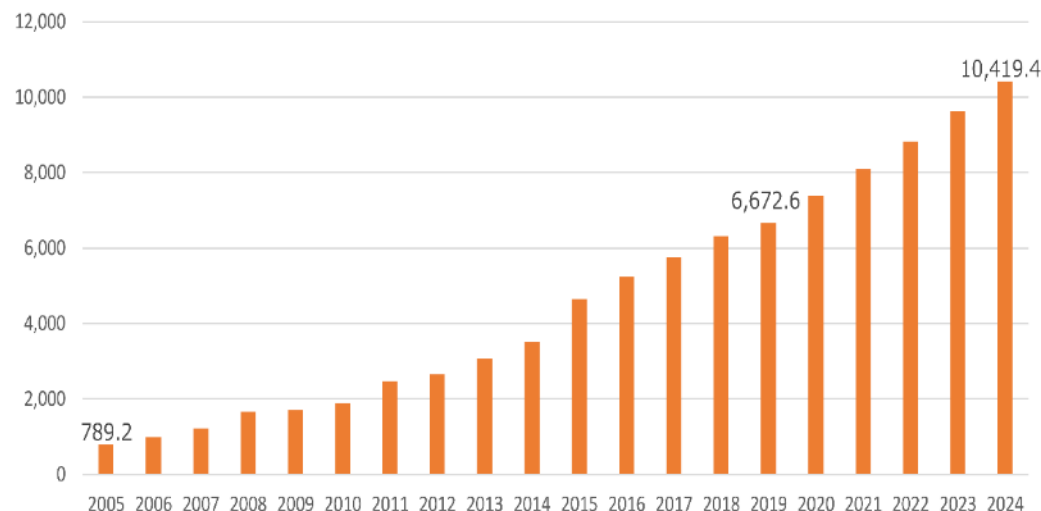
米粉の用途別基準

- ◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記（1番：菓子・料理用、2番：パン用、3番：麺用）を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。



世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USDに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOOD0にて作図

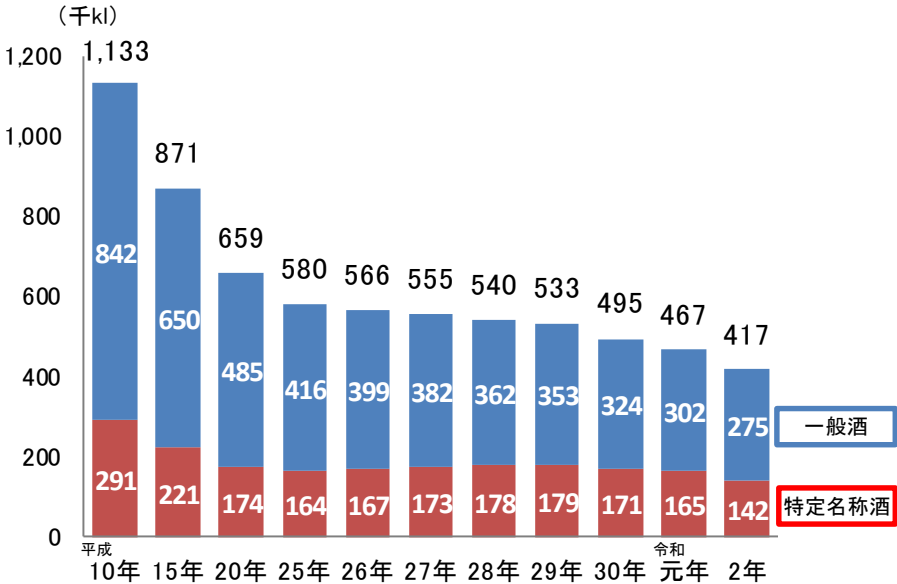
米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- ◆ また、令和2年10月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」を制定

日本酒原料米の需要動向について

- 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、業務用を中心に日本酒の国内出荷量は大きく減少(▲11%)。特に、酒造好適米の使用量の多い特定名称酒の出荷量が大幅に減少(▲14%)。さらに、輸出についても大幅に減少(▲13%)。
- これにより、酒造好適米の需要量についても大幅に減少しているところ。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。令和2年は概算値。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒の輸出数量の推移

(単位：千kl)

平成	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和	元年	2年
8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22		

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

○ 日本酒原料米の使用量

(単位：千トン)

	10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227
酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88
加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90
その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49

資料：農林水産省による推計値。

○ 令和2年の月ごとの日本酒の国内出荷量及び輸出量の推移

(単位：kl)

	令和2年												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内出荷量 (前年同月比)	417 (89%)	25 (93%)	34 (93%)	37 (87%)	35 (79%)	22 (79%)	29 (95%)	31 (96%)	25 (82%)	28 (74%)	39 (105%)	47 (94%)	66 (93%)
特定名称酒 (前年同月比)	142 (86%)	10 (97%)	11 (95%)	11 (82%)	10 (61%)	7 (64%)	10 (92%)	11 (91%)	9 (80%)	9 (77%)	13 (100%)	17 (96%)	25 (94%)
一般酒 (前年同月比)	275 (91%)	15 (90%)	22 (92%)	26 (89%)	25 (88%)	15 (88%)	19 (97%)	20 (100%)	16 (83%)	19 (72%)	26 (107%)	30 (92%)	41 (93%)
輸出量 (前年同月比)	22 (87%)	1 (81%)	2 (72%)	2 (64%)	1 (55%)	1 (57%)	1 (66%)	2 (84%)	1 (83%)	2 (123%)	2 (115%)	2 (135%)	3 (134%)

資料：国内出荷量は日本酒造組合中央会調べ。輸出量は「貿易統計」(財務省)。年は暦年。
注：日本酒の一般酒は、国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。

酒造好適米の需要に応じた生産について

- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米の需要量調査を実施し、調査結果等を公表。
- 令和2年7月に実施した需要量調査によると、
 - ① 令和2年産については、全体需要量が令和2年産の生産量（推計値）の▲11千ト（▲13%）程度と大幅に減少していることから、大幅な供給過剰
 - ② 令和3年産については、全体需要量と同水準の生産量とするためには、70～72千ト程度の生産量（令和2年産の生産量（推計値）の▲14千ト（▲17%）程度）となり、令和2年産において大幅な在庫の増加が見込まれることを踏まえると、需給均衡にはさらに大幅な生産抑制が必要と見込まれる。

○ 酒造好適米の需要量調査の実施状況

	令和2年度
調査期間	令和2年7月
調査対象メーカー数	1,421社
回答酒造メーカー数	730社
回答率（数量ベース）	79～80%

○ 酒造好適米の需要量調査結果

（単位：千トン）

平成30年 （実績）	令和元年年 （実績見込）	令和2年 （見込）	令和3年 （見込）
70.0	65.7	58.3	56.4

注：令和2年7月の調査結果。酒造メーカーからの回答があったものの合計。全体需要量（推計）に対するカバー率は79～80%。

○ 酒造好適米の生産状況

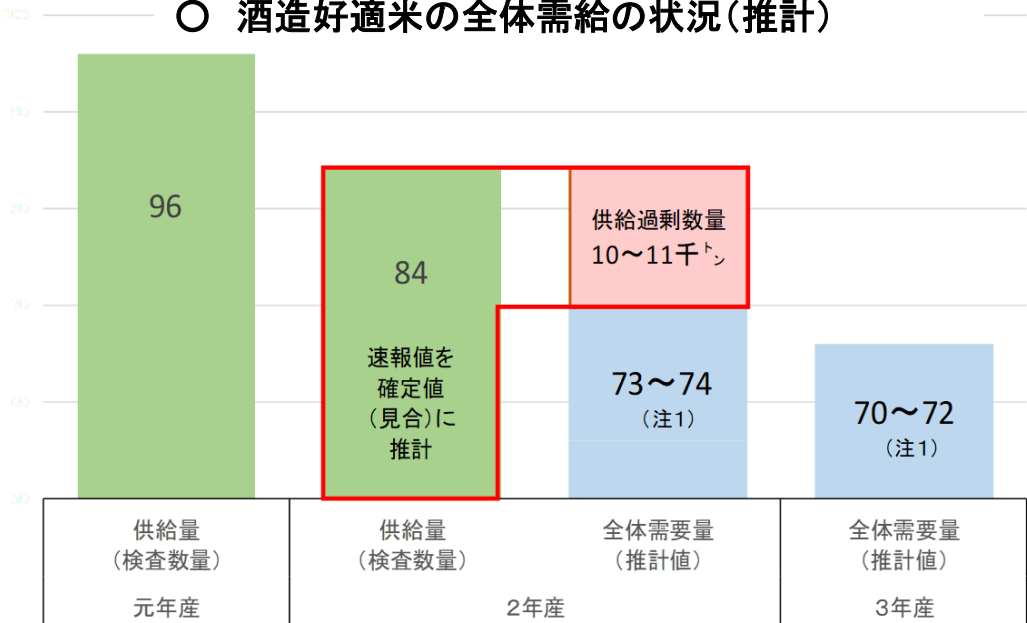
（単位：千ト）

平成10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和元年年	2年産
99	75	77	76	90	109	107	102	96	96	84

資料：「農産物検査結果」（農林水産省）

注：令和2年産は、令和2年12月31日現在の速報値を直近3力年の12月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したもの。

○ 酒造好適米の全体需給の状況（推計）



注1：各年産の全体需要量（今回推計値）は、今回の需要量調査の数量ベース回収率が、平成30年産酒造好適米の全体需要量（87～89千ト）と今回調査の平成30年産の需要量（約70千ト）から約79～80%と推計されるため、各年産の今回調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2：供給量は、農産物検査数量（醸造用玄米）の値。ただし、令和2年産は、令和2年12月31日現在の速報値を直近3力年の12月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したもの。

⑤ コメの輸出・輸入

食料・農業・農村基本計画におけるコメ・コメ加工品の輸出に係る位置づけ

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（2）グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 農林水産物・食品の輸出促進

国内においては、消費者の低価格志向に加え、今後は本格的な少子高齢化・人口減少に伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれる。このような中で、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて国内需要に応じた生産を拡大することに加え、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していく。

2019年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円となり、7年連続で増加したものの、1兆円目標には至らなかった。今後の更なる輸出拡大のため、在外公館やJETRO等の諸機関とも連携して、輸出先国・地域の市場規模、インフラ、食の志向等を踏まえた輸出可能性をより深く分析するとともに、海外の食品安全規制への対応の強化、海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化、海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発・売り込みの強化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化等を品目ごとの課題に応じた対応を進める。

（中略）

上記の取組を総合的に進め、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（内訳については、少額貨物（1ロット20万円以下）は除き、農産物1.4兆円、林産物0.2兆円、水産物1.2兆円、加工食品2.0兆円）とすることを目指す。

（6）需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

（中略）

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	52億円	125億円	
香港	15億円	36億円	・大手米卸や輸出事業者が中食・外食を中心に需要を開拓しており、今後もレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る。
アメリカ	7億円	30億円	・大手米卸や輸出事業者が日系小売店需要を開拓。今後は日本食レストラン等やEC等の小売需要を開拓。またパックご飯や米粉の最大の輸出先国であり、更なる市場開拓を図る。
中国	4億円	19億円	・大手米卸等がECやギフトボックス等の贈答用を中心に需要を伸ばしており、更なる開拓を図る。 ・コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠。
シンガポール	8億円	16億円	・輸出事業者やJA系統等が中食・外食を中心に需要を開拓。更にレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る。
その他	18億円	22億円	・UAEや欧州等のコメを主食としない地域では、寿司等の日本食需要拡大に合わせて日本産米の需要開拓を図る。 ・EUを中心に拡大するグルテンフリー需要の取り込みを通じた米粉・米粉製品の需要開拓を図る。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・30～40産地（先進的なJA等をモデル産地として、千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成する）

<今後育成すべき国内産地>

- ・国際競争力を有するコメの生産と農家手取り収入の確保の両立を図ることで、大ロットで輸出用米を生産・供給する産地

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・輸出事業者と産地が連携して取り組む、多収米の導入や作期分散等の生産・流通コスト低減の取組の支援により、輸出用米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を推進。

3. 加工・流通施設の整備

- ・パックご飯メーカーや米粉・米粉製品メーカーが輸出に取り組んでいるが、輸出先国の規制等への対応が必要になるケースがあることから、当該規制等対応のための取組や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・現在、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が品目別のプロモーションを実施。プロモーションの財源には、国庫補助金のほか会費収入も一部活用。
- ・今後全米輸は、新興市場（輸出事業者の進出が不十分な国・地域あるいは分野。UAE・北欧や、アメリカのEC市場等を想定）でのプロモーション等を通じた市場開拓を予定。実施に際してはJETRO・JFOODOとも連携。

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

輸出の現状

○ コメ(援助米除く)の輸出額が対前年比+15%(数量ベースで+13%)である一方、日本食レストランの営業停止等の影響により日本酒の輸出額は+3%に留まり、コメ・コメ加工品全体の輸出額は対前年比+5%(数量(原料米換算)ベースで+2%)。

品 目 名		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		(参考) 主な輸出先国
							対前年比	
コメ・コメ加工品	数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	34,851トン	35,533トン	+2%	アメリカ 香港 中国 台湾 シンガポール
		金額	221億円	261億円	304億円	323億円	+5%	
	コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	17,381トン	+13%	香港 シンガポール アメリカ 台湾 中国
		金額	27億円	32億円	38億円	46億円	+15%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	4,033トン	+5%	アメリカ 台湾 香港 シンガポール サウジアラビア
		原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,428トン	+5%	
		金額	38億円	42億円	44億円	43億円	+5%	
	日本酒 (清酒)	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	-13%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国 シンガポール
		原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	14,041トン	-13%	
		金額	156億円	187億円	222億円	234億円	+3%	

※コメの輸出量とコメ加工品(米菓及び日本酒)の輸出量(原料米換算)の合計

(参考) 米の輸出数量及び輸出金額の推移

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,687 (+13%)	5,311 (+15%)
香港	2,519 (+109%)	659 (+75%)	3,342 (+33%)	842 (+28%)	4,128 (+24%)	1,016 (+21%)	4,690 (+14%)	1,160 (+14%)	5,436 (+16%)	1,372 (+18%)	6,978 (+28%)	1,796 (+31%)
シンガポール	1,850 (+93%)	463 (+55%)	2,350 (+27%)	539 (+16%)	2,861 (+22%)	642 (+19%)	3,161 (+10%)	694 (+8%)	3,879 (+23%)	802 (+15%)	3,696 (-5%)	785 (-2%)
アメリカ	322 (+254%)	103 (+185%)	812 (+152%)	236 (+129%)	986 (+21%)	320 (+36%)	1,282 (+30%)	404 (+26%)	1,980 (+54%)	543 (+34%)	1,989 (+0%)	565 (+4%)
台湾	753 (+348%)	268 (+264%)	910 (+21%)	321 (+20%)	943 (+4%)	350 (+9%)	1,173 (+24%)	394 (+12%)	1,262 (+8%)	411 (+4%)	2,004 (+59%)	622 (+51%)
中国	568 (+1,135%)	291 (+1,429%)	375 (-34%)	163 (-44%)	298 (-21%)	97 (-40%)	524 (+76%)	211 (+117%)	1,007 (+92%)	363 (+72%)	1,002 (-0%)	321 (-12%)
オーストラリア	273 (+44%)	84 (+51%)	357 (+31%)	109 (+30%)	476 (+33%)	145 (+33%)	635 (+33%)	197 (+37%)	770 (+21%)	233 (+18%)	1,074 (+39%)	334 (+44%)
タイ	208 (+890%)	37 (+321%)	395 (+90%)	71 (+93%)	192 (-51%)	51 (-29%)	320 (+67%)	81 (+60%)	578 (+81%)	145 (+79%)	555 (-4%)	145 (+0%)
イギリス	189 (+226%)	60 (+160%)	326 (+72%)	98 (+64%)	695 (+113%)	191 (+94%)	422 (-39%)	121 (-37%)	450 (+7%)	131 (+8%)	451 (+0%)	131 (+0%)
ベトナム	142 (+788%)	15 (+195%)	74 (-48%)	16 (+6%)	101 (+36%)	33 (+108%)	118 (+17%)	37 (+11%)	213 (+81%)	65 (+75%)	159 (-25%)	46 (-30%)
ロシア	30 (-45%)	10 (-51%)	74 (+147%)	25 (+162%)	78 (+5%)	31 (+21%)	120 (+54%)	43 (+39%)	174 (+45%)	64 (+50%)	199 (+14%)	72 (+12%)
マレーシア	124 (+1,967%)	41 (+1,862%)	167 (+35%)	45 (+10%)	259 (+55%)	62 (+40%)	221 (-15%)	51 (-17%)	234 (+6%)	59 (+14%)	185 (-21%)	46 (-22%)
モンゴル	134 (+84%)	24 (+68%)	198 (+48%)	33 (+37%)	203 (+3%)	32 (-4%)	336 (+66%)	56 (+73%)	315 (-6%)	53 (-5%)	347 (+10%)	58 (+9%)
その他	528 (+81%)	179 (+57%)	606 (+15%)	211 (+17%)	621 (+2%)	228 (+8%)	792 (+28%)	307 (+35%)	1,083 (+37%)	380 (+24%)	1,048 (-3%)	391 (+3%)

資料:財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

注1:()内は対前年同期増減率である。

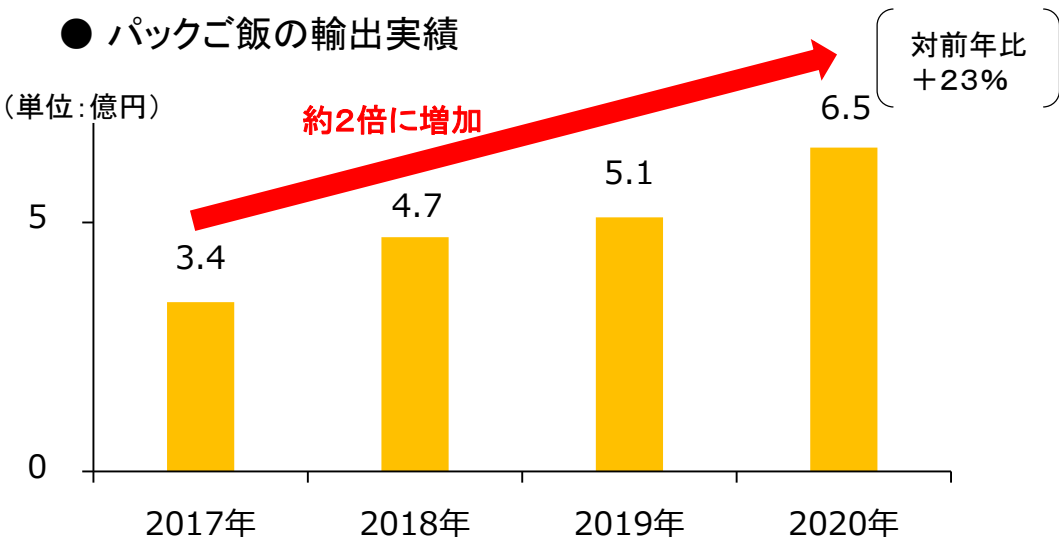
注2:数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

パックご飯・米粉及び米粉の輸出実績の推移

- パックご飯の輸出についても、2020年は、香港・台湾向けが大きく増加したほか、最大の輸出先国であるアメリカ向けも微増。全体の輸出金額・輸出量はともに増加。
- 米粉はアメリカ向け輸出が大幅に増加しており、全体の輸出金額・輸出量も増加。

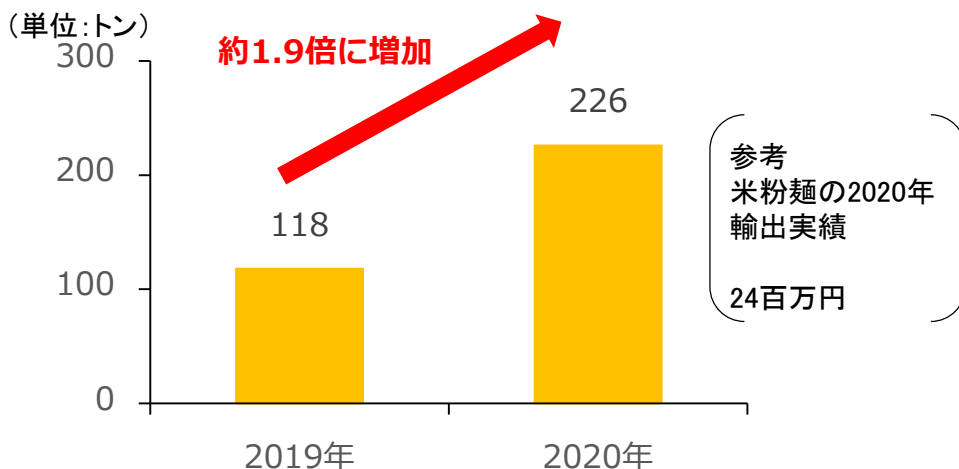
● パックご飯の輸出実績

(単位:億円)

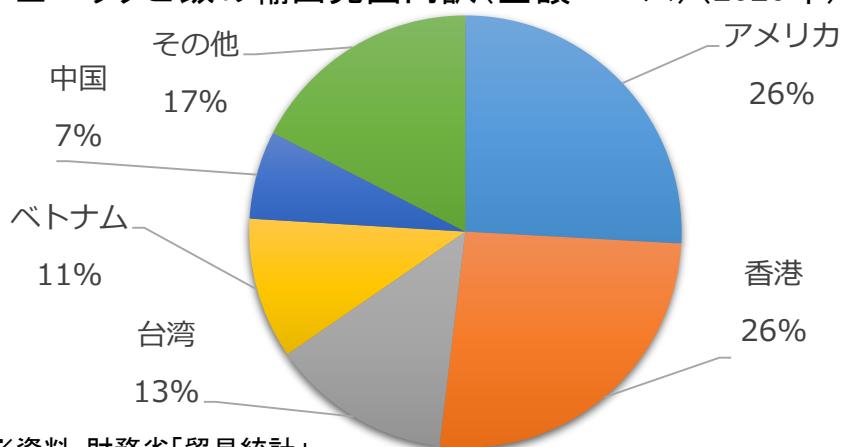


● 米粉の輸出実績

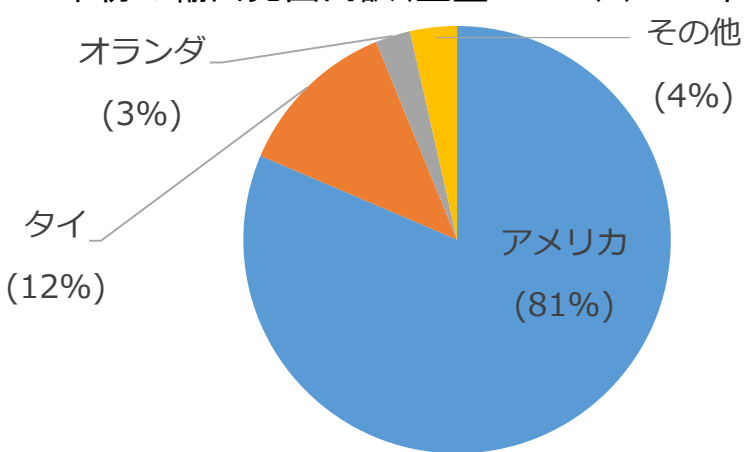
(単位:トン)



■ パックご飯の輸出先国内訳(金額ベース)(2020年)



■ 米粉の輸出先国内訳(重量ベース)(2020年)



※資料:財務省「貿易統計」

(注)パックご飯等は2017年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。米粉の輸出実績は2019年より、米粉麺は2020年より貿易統計にて集計・公表。

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸)の概要

- コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会(全米輸))を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全米輸には米卸・輸出事業者のほか、産地側である全農・ホクレンも会員として参加。これまで、海外見本市への出展、PRイベントの開催や輸出先国の規制、マーケット情報の収集・発信、広報素材の作成等に取り組んできたところ。

団体名	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（略称：全米輸）		
設立日	平成26年11月27日		
目 的	コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する。		
会員数	48	米卸・輸出事業者：15（全農インターナショナル、神明、木徳神糧、名古屋食糧、千田みずほ、東洋ライス等） 全国団体等：2（全米販、全米菓） 生産者団体：7（全農、ホクレン、JAごしょつがる等） 蔵元等：16 米菓メーカー：4 その他：4	
理 事	理事長 専務理事 理事	木村 良 細田 浩之 千田 法久 山田 智基 松永 將義 森脇 暁 住吉 弘匡	（木徳神糧(株)会長、全米販理事長） （元三井物産(株)） （千田みずほ(株) 代表取締役社長） （木徳神糧(株) 取締役執行役員 営業本部海外事業事業統括） （白鶴酒造(株) 執行役員 海外事業部長） （(株)神明 取締役 グループ商品本部 副本部長 兼 米穀部長 兼 農産部長） （全国農業協同組合連合会 輸出対策部長）

全米輸におけるこれまでの海外需要開拓の取組

香港高級中華料理店での日本産米を使用したメニューフェアの実施（2019年9月～10月）

日本秋祭りのタイミングに合わせて、香港の高級中華料理店（7店舗）において、日本産米を使用したメニューフェアを1ヶ月間実施。

フェアに先立ち、9月17日（火）に開催したメディア向け試食会には多くの現地メディアが参加し、当試食会の様子や日本産米メニューフェアについて、多くのメディアに取り上げられた。



第2回中国国際輸入博覧会（上海）（2019年11月）

中国国際輸入博覧会（C I I E）は「輸入」をテーマに開催される同国最大級の総合見本市。全米輸はジェットロが設置したジャパンパビリオン内にプロモーションブースを出展、日本産米を使用したメニュー等によるPRを実施。併せて会員である全農、神明、板橋貿易、木徳神糧等が日本産米を出品し、商談を実施。数社が、COFCOや中国大手小売グループと今後の輸出計画の覚書を締結。



輸出事業者のブース

日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブックの作成（発行：2017年3月、更新：2020年3月）

コメ・コメ加工品の輸出拡大に向けて、輸出先国・地域別の情報（市場の特性やコメ消費の傾向、流通、規制、現地におけるコメ・コメ加工品の販売価格等）についてまとめたハンドブックを作成、公表。

2017年3月当初は15カ国であったが、2020年3月の更新時には2カ国を追加。



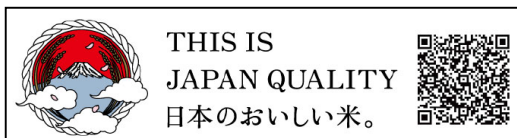
コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組

- コメ・コメ関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体(全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会)を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

(1) 日本産品であることの識別を容易にし、その品質等を海外の消費者にアピールするため、日本産米・米加工品輸出の統一ロゴマークを開発し、国内で発表(平成27年3月13日)。(農林水産大臣出席、国内メディア約30社が参加)

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉



(注) QRコードから、日本産米・米加工品のPR映像が流れるHPへリンク

(2) 海外においても、統一ロゴマークを用いて、日本産米・米関連食品のPRイベントを開催。

- ① 米国 日本酒のPR・商談会(2018年4月30日～5月3日)
- ② 香港 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR(2018年8月16日～18日)
- ③ シンガポール 米菓のPR・セミナー(2018年10月19日～21日)
- ④ 上海 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR(2018年11月5日～10日)
- ⑤ 香港 日本産米のPR・セミナー(2018年12月10日)
- ⑥ 北京 日本酒のPR・セミナー(2019年1月17日)
- ⑦ 中国 パックご飯・米菓・日本酒のPR(2019年1月～3月)
- ⑧ 米国 日本酒のPR・セミナー・商談会(2019年2月23日～3月2日)
- ⑨ 中国 パックご飯のPR(2019年6月～7月)
- ⑩ 北京 日本酒のPR(2019年7月19日～21日)
- ⑪ 香港 日本産米のPR(2019年9月～10月)
- ⑫ 上海 日本産米の商談会(2019年11月5日～10日)
- ⑬ マカオ 日本種のPR・商談会(2019年12月18日～21日)
- ⑭ 北米 米菓のPR・商談会(2020年1月18日～25日)

香港高級中華料理店での日本産米を使用したメニューフェアの実施
(2019年9月30日～10月31日)

香港の高級中華料理店(7店舗)において、当地で著名なシェフの考案による日本産米を使用したメニューフェアを実施。フェアに先立ち、9月17日に開催したメディア試食会には11社の現地メディアが参加。



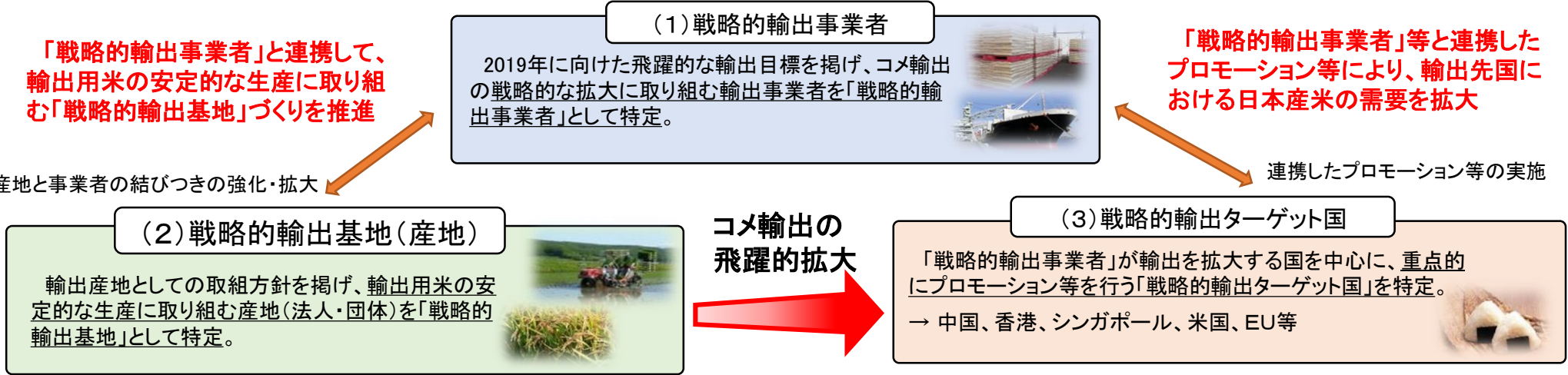
春節向け日本産包装米飯およびコメ加工品ギフト品評会の実施(2020年9月23日(上海)・25日(北京))

中国の大手百貨店等のバイヤー(上海・北京の2会場:約60名)に対し、日本産包装米飯や日本酒・米菓等を組み合わせた春節需要向けギフトボックスを試食等によりPR。バイヤーからは日本産米や日本酒の美味しさを評価する声が聞かれ、今後は契約に向け引き続き商談を実施。



コメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）について

○ コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）」を立ち上げ。戦略的に輸出に取り組む関係者を「戦略的輸出事業者」「戦略的輸出基地（産地）」として特定し、それらが連携した取組を強力に後押ししてきたところ。



戦略的輸出事業者参加状況（2020年12月30日時点）

74事業者（目標数量合計：14万トン※）
○ 主な戦略的輸出事業者（輸出目標上位5事業者を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。
※ 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

戦略的輸出基地（産地）参加状況（2020年12月30日時点）

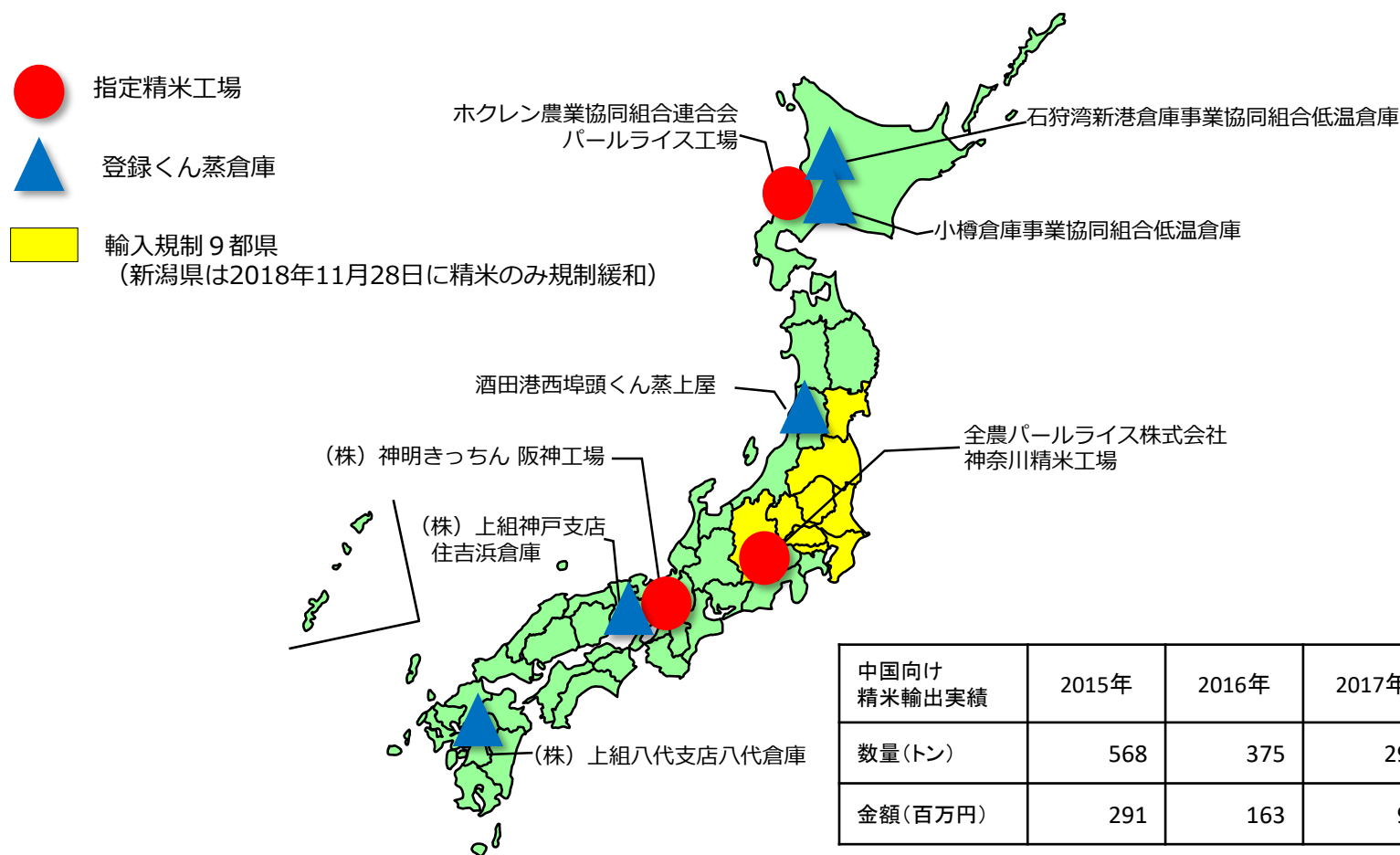
(1) 団体・法人 255産地
(2) 都道府県単位の集荷団体等 21団体（JA全農県本部、経済連）
（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）
(3) 全国単位の集荷団体等 1団体（JA全農）
（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

○ 主な戦略的輸出基地（平成30年産輸出実績（見込み）上位5産地を抜粋）

【団体】		【農業法人】	
都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟 米輸出推進協議会	新潟県	株式会社新潟農商
宮城県	JAみやぎ登米	新潟県	新・新潟米ネットワーク
富山県	JAみな穂	茨城県	茨城県産 米輸出推進協議会
岩手県	JA岩手ふるさと	山形県	(株)庄内こめ工房
秋田県	JA秋田おばこ	北海道	(株)シヨクレン北海道

(参考) 中国向けコメ輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



中国向け 精米輸出実績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
数量(トン)	568	375	298	524	1,007	1,002
金額(百万円)	291	163	97	211	363	321

日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稻作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

原則として通常に関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2020年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

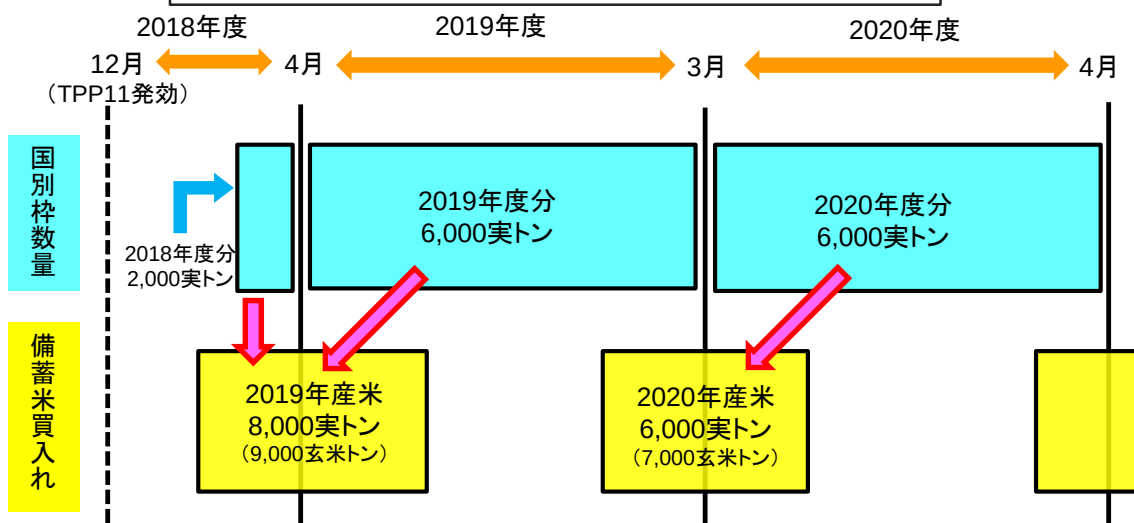
（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

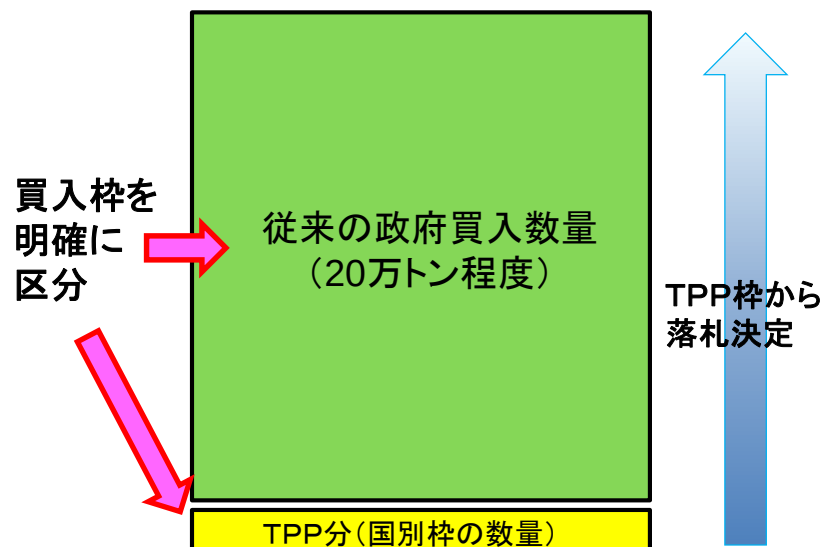
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

日EU・EPA交渉結果(コメ)

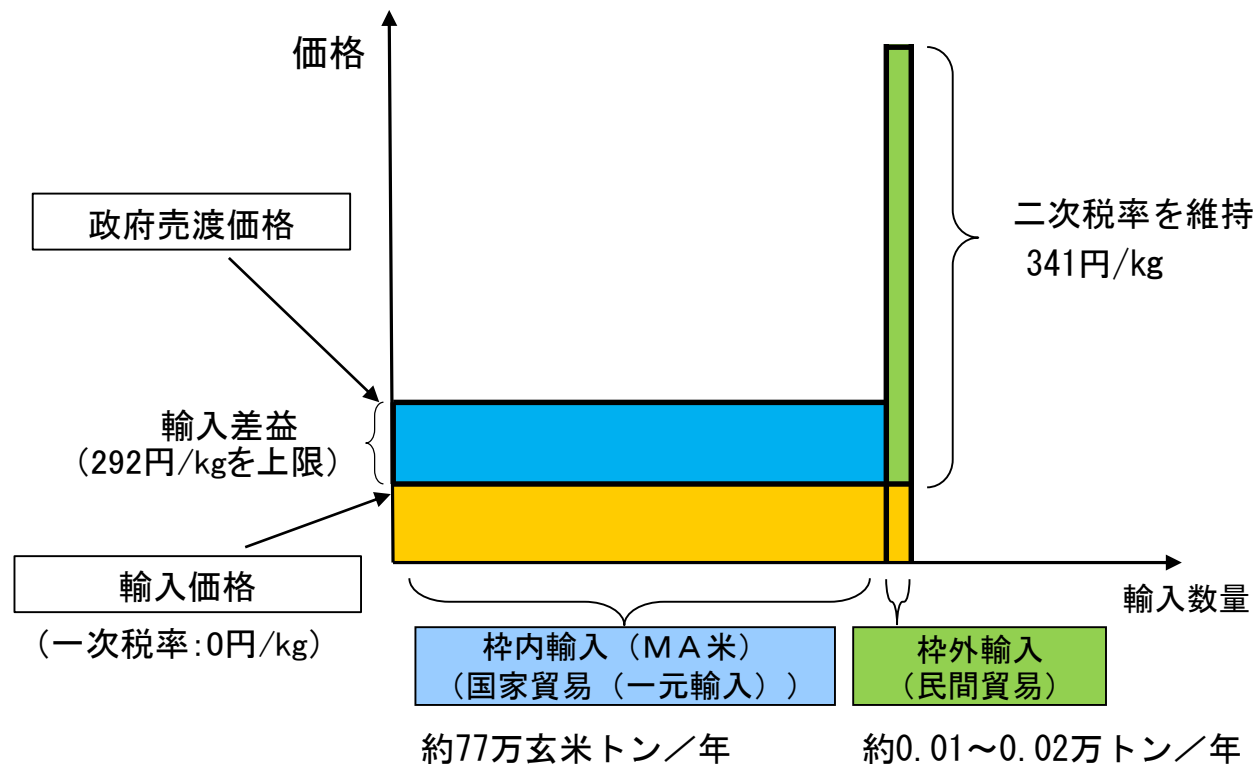
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注)交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品:24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・飼料用調製品2品目 :12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・朝食用シリアル2品目:11.5% → 段階的に8年目に撤廃

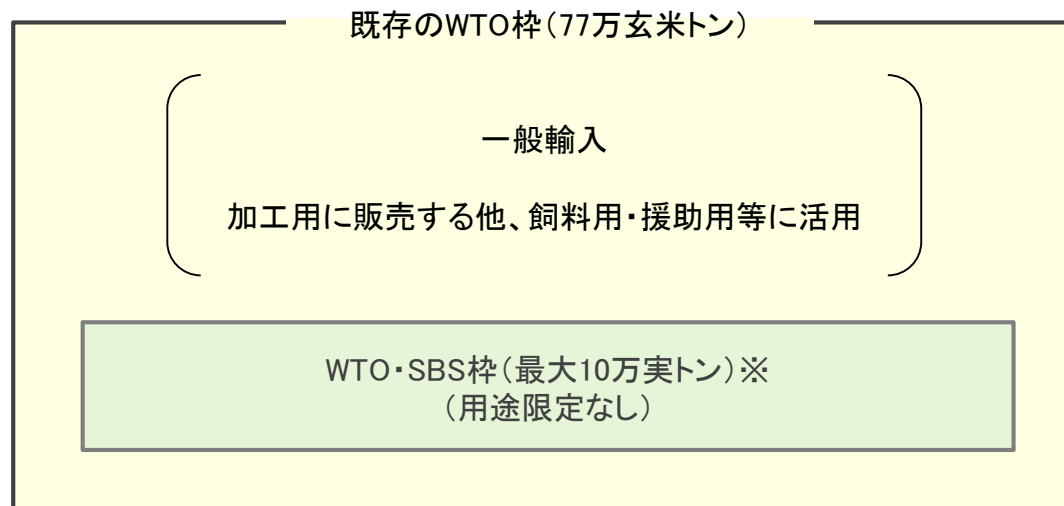
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

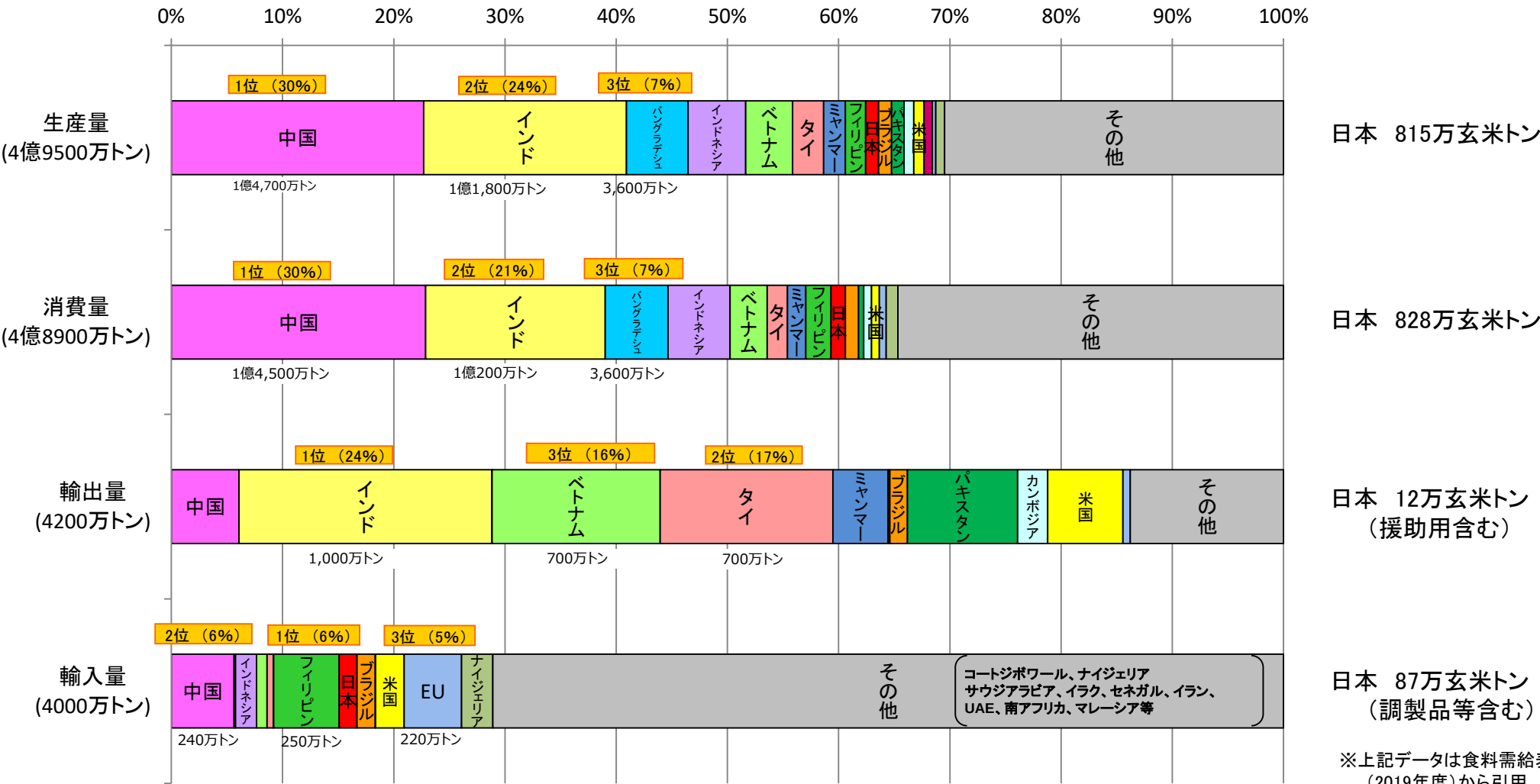


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.2千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の24%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2019/20年、精米ベース) (2020年8月時点)

コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。
- ・ 価格はタイより安い。

米国

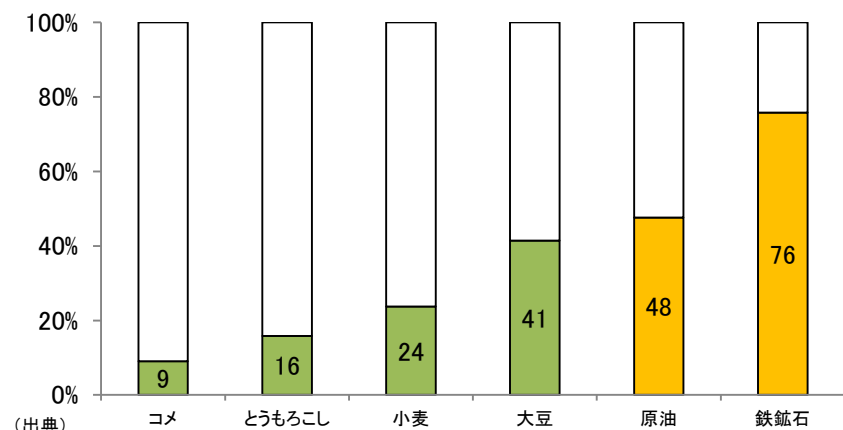
- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、干ばつ等により、2014年、2015年には生産量が減少していたが、近年は回復。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつによる大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率

(参考)



(出典)

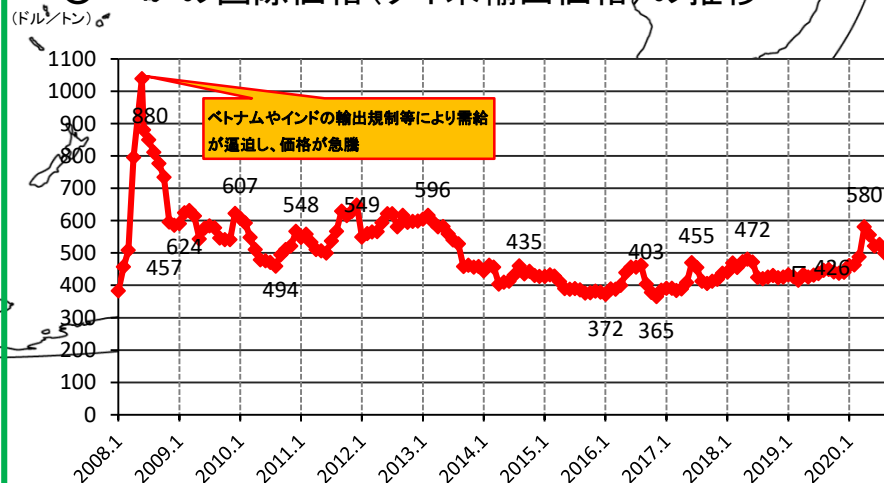
コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2019年10月時点)(2018/19年の数値)

原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2019(IEA)」(2017年の数値)

鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2018(World Steel Association)」(2017年の数値)

(注) 貿易率=世界の輸出量/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会

注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格